

水産土木工事共通仕様書

新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第1編 共通編 - 1	<p style="text-align: center;">I 水産土木工事共通仕様書（本文）</p> <p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則 2</p> <p>第2章 材 料 59</p> <p>第3章 一般施工 91</p> <p>第4章 土 工 106</p> <p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート 116</p>	<p style="text-align: center;">I 水産土木工事共通仕様書（本文）</p> <p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則 2</p> <p>第2章 材 料 61</p> <p>第3章 一般施工 93</p> <p>第4章 土 工 108</p> <p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート 118</p>	<p style="text-align: center;">ページ番号の修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第1編 共通編 - 3	<p>第1章 総 則</p> <p>目 次</p> <p>第1節 総 則6</p> <p>1-1-1-1 適 用 6</p> <p>1-1-1-2 用語の定義 6</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等 8</p> <p>1-1-1-4 工事工程表 9</p> <p>1-1-1-5 請負代金内訳書 9</p> <p>1-1-1-6 施工計画書 9</p> <p>1-1-1-7 契約図書に基づく処理方法 10</p> <p>1-1-1-8 コリンズへの登録 10</p> <p>1-1-1-9 工事監督員 11</p> <p>1-1-1-10 現場技術員 11</p> <p>1-1-1-11 工事用地等の使用 11</p> <p>1-1-1-12 工事の着手 12</p> <p>1-1-1-13 工事の下請負 12</p> <p>1-1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図 12</p> <p>1-1-1-15 受注者相互の協力 13</p> <p>1-1-1-16 調査・試験に対する協力 13</p> <p>1-1-1-17 工事の一時中止 14</p> <p>1-1-1-18 設計図書の変更等 14</p> <p>1-1-1-19 工期変更 14</p> <p>1-1-1-20 支給材料及び貸与品 15</p> <p>1-1-1-21 工事現場発生品 15</p> <p>1-1-1-22 建設副産物 16</p> <p>1-1-1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等 18</p> <p>1-1-1-24 数量の算出及び出来形図 19</p> <p>1-1-1-25 工事完成検査 19</p> <p>1-1-1-26 でき形部分等検査及び指定部分検査 20</p> <p>1-1-1-27 中間検査 20</p> <p>1-1-1-28 部分使用 20</p> <p>1-1-1-29 施工管理 21</p> <p>1-1-1-30 履行報告 21</p> <p>1-1-1-31 週休二日の対応 21</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>目 次</p> <p>第1節 総 則6</p> <p>1-1-1-1 適 用 6</p> <p>1-1-1-2 用語の定義 6</p> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等 8</p> <p>1-1-1-4 工事工程表 9</p> <p>1-1-1-5 請負代金内訳書 9</p> <p>1-1-1-6 施工計画書 9</p> <p>1-1-1-7 契約図書に基づく処理方法 10</p> <p>1-1-1-8 コリンズへの登録 10</p> <p>1-1-1-9 工事監督員 11</p> <p>1-1-1-10 現場技術員 11</p> <p>1-1-1-11 工事用地等の使用 11</p> <p>1-1-1-12 工事の着手 12</p> <p>1-1-1-13 工事の下請負 12</p> <p>1-1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図 12</p> <p>1-1-1-15 受注者相互の協力 13</p> <p>1-1-1-16 調査・試験に対する協力 13</p> <p>1-1-1-17 工事の一時中止 14</p> <p>1-1-1-18 設計図書の変更等 14</p> <p>1-1-1-19 工期変更 14</p> <p>1-1-1-20 支給材料及び貸与品 15</p> <p>1-1-1-21 工事現場発生品 15</p> <p>1-1-1-22 建設副産物 16</p> <p>1-1-1-23 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等 18</p> <p>1-1-1-24 数量の算出及び出来形図 19</p> <p>1-1-1-25 工事完成検査 19</p> <p>1-1-1-26 でき形部分等検査及び指定部分検査 20</p> <p>1-1-1-27 中間検査 20</p> <p>1-1-1-28 部分使用 21</p> <p>1-1-1-29 施工管理 21</p> <p>1-1-1-30 履行報告 21</p> <p>1-1-1-31 週休二日の対応 21</p>	<p>ページ番号の修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要	
I-第1編 共通編-4	1-1-1-32 使用人等の管理 21	1-1-1-32 使用人等の管理 21	ページ番号の修正	
	1-1-1-33 工事中の安全確保 21	1-1-1-33 工事中の安全確保 22		
	1-1-1-34 爆発及び火災の防止 23	1-1-1-34 爆発及び火災の防止 23		
	1-1-1-35 跡片付け 24	1-1-1-35 跡片付け 24		
	1-1-1-36 事故報告 24	1-1-1-36 事故報告 24		
	1-1-1-37 環境対策 24	1-1-1-37 環境対策 24		
	1-1-1-38 文化財の保護 27	1-1-1-38 文化財の保護 27		
	1-1-1-39 交通安全管理 27	1-1-1-39 交通安全管理 27		
	1-1-1-40 施設管理 31	1-1-1-40 施設管理 31		
	1-1-1-41 諸法令の遵守 31	1-1-1-41 諸法令の遵守 31		
	1-1-1-42 官公庁等への手続き等 34	1-1-1-42 官公庁等への手続き等 34		
	1-1-1-43 施工時期及び施工時間の変更 34	1-1-1-43 施工時期及び施工時間の変更 35		
	1-1-1-44 工事測量 35	1-1-1-44 工事測量 35		
	1-1-1-45 提出書類 35	1-1-1-45 提出書類 36		
	1-1-1-46 天災及びその他不可抗力による損害 36	1-1-1-46 天災及びその他不可抗力による損害 36		
	1-1-1-47 特許権等 36	1-1-1-47 特許権等 36		
	1-1-1-48 保険の付保及び事故の補償 36	1-1-1-48 保険の付保及び事故の補償 36		
	1-1-1-49 法定外の労務保険の付保 37	1-1-1-49 法定外の労務保険の付保 37		
	1-1-1-50 社内検査 37	1-1-1-50 社内検査 37		
	1-1-1-51 道産品の使用 38	1-1-1-51 道産品の使用 38		
	1-1-1-52 環境物品等の使用 38	1-1-1-52 環境物品等の使用 38		
	1-1-1-53 季節労働者等の雇用 38	1-1-1-53 季節労働者等の雇用 38		
	1-1-1-54 技能士の活用 38	1-1-1-54 技能士の活用 39		
	1-1-1-55 起終点杭または竣功杭の設置 39	1-1-1-55 起終点杭または竣功杭の設置 39		
	1-1-1-56 工事特性・創意工夫・社会性等 40	1-1-1-56 工事特性・創意工夫・社会性等 40		
	1-1-1-57 特定外来生物（植物）について 40	1-1-1-57 特定外来生物（植物）について 40		
	1-1-1-58 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 42	1-1-1-58 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 42		
	1-1-1-59 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進 42	1-1-1-59 北海道胆振東部地震による倒木等の利用促進 42		
	1-1-1-60 施工環境監理者 42	1-1-1-60 施工環境監理者 43		
	1-1-1-61 週休2日制の取得に関する試行について 44	1-1-1-61 週休2日 工事の実施 について 44		用語の修正
	1-1-1-62 熱中症対策に関する試行について 45	1-1-1-62 熱中症対策に関する試行について 45		
	1-1-1-63 快適トイレの導入に関する試行について 46	1-1-1-63 快適トイレの導入に関する試行について 46		
	1-1-1-64 遠隔地からの建設資材等の調査に係る設計変更について（試行） 47	1-1-1-64 遠隔地からの建設資材等の調査に係る設計変更について（試行） 47		追加
1-1-1-65 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について（試行） 47	1-1-1-65 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について（試行） 47			
1-1-1-66 北海道インフラゼロカーボン試行工事について 48	1-1-1-66 北海道インフラゼロカーボン試行工事について 48			
		1-1-1-67 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について（試行） 49		

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第1編 共通編-17、18	<p>1-1-1-22 建設副産物</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書にその写しを添付して、電子データとともに工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。</p> <p>9. 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により公衆が見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p> <p>10. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</p> <p>※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p>1-1-1-22 建設副産物</p> <p>1～7 改定なし</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書にその写しを添付して、電子データとともに工事監督員に提出し、提出時にその内容を説明しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>10. 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、工事現場において再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により公衆の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p> <p>12. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</p> <p>※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般社団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）等とする。これにより難しい場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。</p>	<p>諸基準の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																												
I - 第1編 共通編 - 19	<p style="text-align: center;">表 1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">魚礁製作工</td> <td rowspan="2">単体魚礁製作</td> <td>製作前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>魚礁製作工</td> <td>組立魚礁製作</td> <td>組立完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鋼製魚礁製作工</td> <td rowspan="2">鋼製魚礁製作</td> <td>組立時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>組立完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁沈設工</td> <td rowspan="2">魚礁運搬沈設</td> <td>設置前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>設置完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">着定基質製作工</td> <td rowspan="2">着定基質製作</td> <td>製作前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>着定基質設置工</td> <td>着定基質運搬据付 着定基質直接据付</td> <td>据付完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>石材着定基質工</td> <td>石材投入</td> <td>投入前 投入完了時</td> <td>設計図書との対比 設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産卵礁製作工</td> <td rowspan="2">産卵礁製作</td> <td>製作前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">産卵礁運搬据付 産卵礁直接据付</td> <td>据付前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>据付完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>砂留堤設置工</td> <td>サド・チューブ設置 サド・バック設置</td> <td>設置後</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>盛砂工</td> <td>盛砂投入 盛砂均し</td> <td>盛砂投入・ 均し完了後</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>消波工</td> <td>消波ブロック</td> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>捨石工</td> <td>捨石</td> <td>均し完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>被覆工</td> <td>被覆均し</td> <td>均し完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>作濇</td> <td></td> <td>作濇完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁撤去引上げ・再設置工</td> <td rowspan="2">魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)</td> <td rowspan="2">移設完了後</td> <td rowspan="2">設計図書との対比</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td>指定仮設工 (一部指定含む)</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※魚礁撤去引上げ・再設置の（移設元）に係る臨場については、原則机上によるものとする。</p> <p>1-1-1-24 数量の算出及び出来形図</p> <p>1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、北海道水産林務部水産振興課が制定した「水産土木工事数量算出要領」、及び設計図書等に従って、出来形数量を算出し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。</p>	種 別	細 別	確認時期	確認項目の目安	魚礁製作工	単体魚礁製作	製作前	設計図書との対比	製作完了時	設計図書との対比	魚礁製作工	組立魚礁製作	組立完了時	設計図書との対比	鋼製魚礁製作工	鋼製魚礁製作	組立時	設計図書との対比	組立完了時	設計図書との対比	魚礁沈設工	魚礁運搬沈設	設置前	設計図書との対比	設置完了時	設計図書との対比	着定基質製作工	着定基質製作	製作前	設計図書との対比	製作完了時	設計図書との対比	着定基質設置工	着定基質運搬据付 着定基質直接据付	据付完了時	設計図書との対比	石材着定基質工	石材投入	投入前 投入完了時	設計図書との対比 設計図書との対比	産卵礁製作工	産卵礁製作	製作前	設計図書との対比	製作完了時	設計図書との対比		産卵礁運搬据付 産卵礁直接据付	据付前	設計図書との対比	据付完了時	設計図書との対比	砂留堤設置工	サド・チューブ設置 サド・バック設置	設置後	設計図書との対比	盛砂工	盛砂投入 盛砂均し	盛砂投入・ 均し完了後	設計図書との対比	消波工	消波ブロック	製作完了時	設計図書との対比	捨石工	捨石	均し完了時	設計図書との対比	被覆工	被覆均し	均し完了時	設計図書との対比	作濇		作濇完了時	設計図書との対比	魚礁撤去引上げ・再設置工	魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)	移設完了後	設計図書との対比	指定仮設工 (一部指定含む)		設置完了時	使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等	<p style="text-align: center;">表 1-1 段階確認一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>細 別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">魚礁製作工</td> <td rowspan="2">単体魚礁製作</td> <td>製作前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>魚礁製作工</td> <td>組立魚礁製作</td> <td>組立完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁製作工</td> <td rowspan="2">鋼製魚礁製作</td> <td>組立時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>組立完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁沈設工</td> <td rowspan="2">魚礁運搬沈設</td> <td>沈設前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>沈設完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">着定基質製作工</td> <td rowspan="2">単体着定基質製作 組立着定基質製作</td> <td>製作前</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>着定基質設置工</td> <td>着定基質設置</td> <td>設置完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>石材着定基質工</td> <td>石材着定基質</td> <td>投入前 投入完了時</td> <td>設計図書との対比 設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>砂留堤設置工</td> <td>サド・チューブ設置 サド・バック設置</td> <td>設置後</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>盛砂工</td> <td>盛砂投入 盛砂均し</td> <td>盛砂投入・ 均し完了後</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>消波工</td> <td>消波ブロック</td> <td>製作完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>捨石工</td> <td>捨石</td> <td>均し完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>被覆工</td> <td>被覆均し</td> <td>均し完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td>作濇</td> <td></td> <td>作濇完了時</td> <td>設計図書との対比</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁撤去引上げ・再設置工</td> <td rowspan="2">魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)</td> <td rowspan="2">移設完了後</td> <td rowspan="2">設計図書との対比</td> </tr> <tr> </tr> <tr> <td>指定仮設工 (一部指定含む)</td> <td></td> <td>設置完了時</td> <td>使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※魚礁撤去引上げ・再設置の（移設元）に係る臨場については、原則机上によるものとする。</p> <p>1-1-1-24 数量の算出及び出来形図</p> <p>1. 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、出来形測量の結果を基に、北海道水産林務部漁港漁場課が制定した「水産土木工事数量算出要領」、及び設計図書等に従って、出来形数量を算出し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。</p>	種 別	細 別	確認時期	確認項目の目安	魚礁製作工	単体魚礁製作	製作前	設計図書との対比	製作完了時	設計図書との対比	魚礁製作工	組立魚礁製作	組立完了時	設計図書との対比	魚礁製作工	鋼製魚礁製作	組立時	設計図書との対比	組立完了時	設計図書との対比	魚礁沈設工	魚礁運搬沈設	沈設前	設計図書との対比	沈設完了時	設計図書との対比	着定基質製作工	単体着定基質製作 組立着定基質製作	製作前	設計図書との対比	製作完了時	設計図書との対比	着定基質設置工	着定基質設置	設置完了時	設計図書との対比	石材着定基質工	石材着定基質	投入前 投入完了時	設計図書との対比 設計図書との対比	砂留堤設置工	サド・チューブ設置 サド・バック設置	設置後	設計図書との対比	盛砂工	盛砂投入 盛砂均し	盛砂投入・ 均し完了後	設計図書との対比	消波工	消波ブロック	製作完了時	設計図書との対比	捨石工	捨石	均し完了時	設計図書との対比	被覆工	被覆均し	均し完了時	設計図書との対比	作濇		作濇完了時	設計図書との対比	魚礁撤去引上げ・再設置工	魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)	移設完了後	設計図書との対比	指定仮設工 (一部指定含む)		設置完了時	使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等	<p>工種体系の見直しによる修正</p> <p>課名の修正</p>
	種 別	細 別	確認時期	確認項目の目安																																																																																																																																																											
魚礁製作工	単体魚礁製作	製作前	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
魚礁製作工	組立魚礁製作	組立完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
鋼製魚礁製作工	鋼製魚礁製作	組立時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		組立完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
魚礁沈設工	魚礁運搬沈設	設置前	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		設置完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
着定基質製作工	着定基質製作	製作前	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
着定基質設置工	着定基質運搬据付 着定基質直接据付	据付完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
石材着定基質工	石材投入	投入前 投入完了時	設計図書との対比 設計図書との対比																																																																																																																																																												
産卵礁製作工	産卵礁製作	製作前	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
	産卵礁運搬据付 産卵礁直接据付	据付前	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		据付完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
砂留堤設置工	サド・チューブ設置 サド・バック設置	設置後	設計図書との対比																																																																																																																																																												
盛砂工	盛砂投入 盛砂均し	盛砂投入・ 均し完了後	設計図書との対比																																																																																																																																																												
消波工	消波ブロック	製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
捨石工	捨石	均し完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
被覆工	被覆均し	均し完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
作濇		作濇完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
魚礁撤去引上げ・再設置工	魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)	移設完了後	設計図書との対比																																																																																																																																																												
指定仮設工 (一部指定含む)		設置完了時	使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等																																																																																																																																																												
種 別	細 別	確認時期	確認項目の目安																																																																																																																																																												
魚礁製作工	単体魚礁製作	製作前	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
魚礁製作工	組立魚礁製作	組立完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
魚礁製作工	鋼製魚礁製作	組立時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		組立完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
魚礁沈設工	魚礁運搬沈設	沈設前	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		沈設完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
着定基質製作工	単体着定基質製作 組立着定基質製作	製作前	設計図書との対比																																																																																																																																																												
		製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
着定基質設置工	着定基質設置	設置完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
石材着定基質工	石材着定基質	投入前 投入完了時	設計図書との対比 設計図書との対比																																																																																																																																																												
砂留堤設置工	サド・チューブ設置 サド・バック設置	設置後	設計図書との対比																																																																																																																																																												
盛砂工	盛砂投入 盛砂均し	盛砂投入・ 均し完了後	設計図書との対比																																																																																																																																																												
消波工	消波ブロック	製作完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
捨石工	捨石	均し完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
被覆工	被覆均し	均し完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
作濇		作濇完了時	設計図書との対比																																																																																																																																																												
魚礁撤去引上げ・再設置工	魚礁撤去引上げ・再設置 (移設元) 魚礁撤去引上げ・再設置 (移設先)	移設完了後	設計図書との対比																																																																																																																																																												
指定仮設工 (一部指定含む)		設置完了時	使用材料、高さ、幅、 長さ、深さ等																																																																																																																																																												

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I－第1編 共通編－21	<p>1－1－1－31 週休二日の対応</p> <p>受注者は、可能な限り週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</p>	<p>1－1－1－31 週休二日の対応</p> <p>受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p>	<p>諸基準の改定に伴う変更</p>
I－第1編 共通編－22	<p>1－1－1－33 工事中の安全確保</p> <p>1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和5年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）、作業船団安全運行指針（（社）日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>1－1－1－33 工事中の安全確保</p> <p>1. 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月）、港湾工事安全施工指針（（社）日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（（社）日本潜水協会）、作業船団安全運行指針（（社）日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>諸基準の改定に伴う変更</p>
I－第1編 共通編－28	<p>1－1－1－39 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>1－1－1－39 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
I－第1編 共通編－29	<p>14. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>14. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I-第1編 共通編-31、32	<p>1-1-1-41 諸法令の遵守</p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和 4年 12月改正 法律第101号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和 3年 5月改正 法律第 48号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年 6月改正 法律第 51号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和 2年 3月改正 法律第 14号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年 7月改正 法律第 71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 4年 3月改正 法律第 12号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2年 6月改正 法律第 40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和 3年 6月改正 法律第 66号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和 2年 6月改正 法律第 40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 4年 3月改正 法律第 12号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 3年 6月改正 法律第 69号)</p> <p>(14) 道路法 (令和 3年 3月改正 法律第 49号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和 4年 4月改正 法律第 32号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和 2年 6月改正 法律第 36号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和 4年 3月改正 法律第 4号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第 76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(20) 河川法 (令和 3年 5月改正 法律第 31号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和 4年 3月改正 法律第 7号)</p> <p>(23) 港則法 (令和 3年 6月改正 法律第 53号)</p> <p>(24) 水路業務法 (令和 4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(25) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(26) 下水道法 (令和 4年 5月改正 法律第 44号)</p> <p>(27) 航空法 (令和 4年 6月改正 法律第 62号)</p> <p>(28) 公有水面埋立法 (平成26年 6月改正 法律第 51号)</p> <p>(29) 軌道法 (令和 2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(30) 森林法 (令和 2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(31) 環境基本法 (令和 3年 5月改正 法律第 36号)</p> <p>(32) 火薬類取締法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (令和 2年 6月改正 法律第 39号)</p> <p>(34) 騒音規制法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(35) 水質汚濁防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(37) 振動規制法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (令和 3年 4月改正 法律第 22号)</p> <p>(40) 砂利採取法 (平成27年 6月改正 法律第 50号)</p> <p>(41) 電気事業法 (令和 4年 6月改正 法律第 74号)</p> <p>(42) 消防法 (令和 3年 5月改正 法律第 36号)</p> <p>(43) 測量法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和 4年 5月改正 法律第 55号)</p> <p>(45) 都市公園法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p>	<p>1-1-1-41 諸法令の遵守</p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(1) 地方自治法 (令和 4年 12月改正 法律第101号)</p> <p>(2) 建設業法 (令和 3年 5月改正 法律第 48号)</p> <p>(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年 6月改正 法律第 51号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和 2年 3月改正 法律第 14号)</p> <p>(5) 労働安全衛生法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(6) 作業環境測定法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(7) じん肺法 (平成30年 7月改正 法律第 71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 4年 3月改正 法律第 12号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2年 6月改正 法律第 40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和 5年 5月改正 法律第 31号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和 2年 6月改正 法律第 40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 4年 3月改正 法律第 12号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和 4年12月改正 法律第 97号)</p> <p>(14) 道路法 (令和 3年 3月改正 法律第 49号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和 5年 5月改正 法律第 19号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和 5年 4月改正 法律第 18号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和 4年 3月改正 法律第 4号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第 76号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(20) 河川法 (令和 3年 5月改正 法律第 31号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和 4年11月改正 法律第 87号)</p> <p>(23) 港則法 (令和 3年 6月改正 法律第 53号)</p> <p>(24) 水路業務法 (令和 4年6月改正 法律第 68号)</p> <p>(25) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(26) 下水道法 (令和 4年 5月改正 法律第 44号)</p> <p>(27) 航空法 (令和 4年 6月改正 法律第 62号)</p> <p>(28) 公有水面埋立法 (平成26年 6月改正 法律第 51号)</p> <p>(29) 軌道法 (令和 2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(30) 森林法 (令和 2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(31) 環境基本法 (令和 3年 5月改正 法律第 36号)</p> <p>(32) 火薬類取締法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (令和 2年 6月改正 法律第 39号)</p> <p>(34) 騒音規制法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(35) 水質汚濁防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(36) 湖沼水質保全特別措置法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(37) 振動規制法 (平成26年 6月改正 法律第 72号)</p> <p>(38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (令和 3年 4月改正 法律第 22号)</p> <p>(40) 砂利採取法 (平成27年 6月改正 法律第 50号)</p> <p>(41) 電気事業法 (令和 5年 6月改正 法律第 44号)</p> <p>(42) 消防法 (令和 5年 6月改正 法律第 58号)</p> <p>(43) 測量法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和 5年 6月改正 法律第 58号)</p> <p>(45) 都市公園法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第1編 共通編-33、34	<p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和 3年 5月改正 法律第 37号）</p> <p>(47) 土壤汚染対策法（平成29年 6月改正 法律第 45号）</p> <p>(48) 駐車場法（平成29年 5月改正 法律第 26号）</p> <p>(49) 海上交通安全法（令和 3年 6月改正 法律第 53号）</p> <p>(50) 海上衝突予防法（平成15年 6月改正 法律第 63号）</p> <p>(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和 3年 5月改正 法律第 43号）</p> <p>(52) 船員法（令和 3年 5月改正 法律第 43号）</p> <p>(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年 6月改正 法律第 59号）</p> <p>(54) 船舶安全法（令和 3年 5月改正 法律第 43号）</p> <p>(55) 自然環境保全法（平成31年 4月改正 法律第 20号）</p> <p>(56) 自然公園法（令和 3年 5月改正 法律第 29号）</p> <p>(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和 3年 5月改正 法律第 37号）</p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3年 5月改正 法律第 36号）</p> <p>(59) 河川施工法（平成11年12月改正 法律第160号）</p> <p>(60) 技術士法（令和元年 6月改正 法律第 37号）</p> <p>(61) 漁業法（令和 3年 5月改正 法律第 47号）</p> <p>(62) 沿岸漁場整備開発法（平成30年12月改正 法律第 95号）</p> <p>(63) 空港法（令和 4年 6月改正 法律第 62号）</p> <p>(64) 計量法（令和元年 6月改正 法律第 37号）</p> <p>(65) 厚生年金保険法（令和 3年 6月改正 法律第 66号）</p> <p>(66) 航路標識法（令和 3年 6月改正 法律第 53号）</p> <p>(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和 4年 5月改正 法律第 46号）</p> <p>(68) 最低賃金法（平成24年 4月改正 法律第 27号）</p> <p>(69) 職業安定法（令和 4年 3月改正 法律第 12号）</p> <p>(70) 所得税法（令和 4年 6月改正 法律第 71号）</p> <p>(71) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第 95号）</p> <p>(72) 船員保険法（令和 3年 6月改正 法律第 66号）</p> <p>(73) 著作権法（令和 3年 6月改正 法律第 52号）</p> <p>(74) 電波法（令和 4年 6月改正 法律第 70号）</p> <p>(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和 4年 4月改正 法律第 32号）</p> <p>(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和 4年 3月改正 法律第 12号）</p> <p>(77) 農薬取締法（令和元年12月改正 法律第 62号）</p> <p>(78) 毒物及び劇物取締法（平成30年 6月改正 法律第 66号）</p> <p>(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年 5月改正 法律第 41号）</p> <p>(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年 6月改正 法律第 35号）</p> <p>(81) 警備業法（令和元年 6月改正 法律第 37号）</p> <p>(82) 個人情報保護に関する法律（令和 4年 5月改正 法律第 54号）</p> <p>(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 2年 6月改正 法律第 42号）</p> <p>(84) 都市計画法（令和 4年11月改正 法律第 87号）</p> <p>(85) 土地収用法（令和 3年 6月改正 法律第 63号）</p> <p>(86) 民法（令和 4年12月改正 法律第102号）</p> <p>(87) 地方税法（令和 5年 3月改正 法律第 1号）</p> <p>(88) 電気通信事業法（令和 4年 6月改正 法律第 70号）</p> <p>(89) 内航海運業法（令和 3年 5月改正 法律第 68号）</p> <p>(90) 水路業務法（平成30年12月改正 法律第 95号）</p>	<p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和 3年 5月改正 法律第 37号）</p> <p>(47) 土壤汚染対策法（平成29年 6月改正 法律第 45号）</p> <p>(48) 駐車場法（平成29年 5月改正 法律第 26号）</p> <p>(49) 海上交通安全法（令和 3年 6月改正 法律第 53号）</p> <p>(50) 海上衝突予防法（平成15年 6月改正 法律第 63号）</p> <p>(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和 3年 5月改正 法律第 43号）</p> <p>(52) 船員法（令和 3年 6月改正 法律第 75号）</p> <p>(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年 6月改正 法律第 59号）</p> <p>(54) 船舶安全法（令和 3年 5月改正 法律第 43号）</p> <p>(55) 自然環境保全法（平成31年 4月改正 法律第 20号）</p> <p>(56) 自然公園法（令和 3年 5月改正 法律第 29号）</p> <p>(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和 3年 5月改正 法律第 37号）</p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3年 5月改正 法律第 36号）</p> <p>(59) 河川施工法（平成11年12月改正 法律第160号）</p> <p>(60) 技術士法（令和元年 6月改正 法律第 37号）</p> <p>(61) 漁業法（令和 3年 5月改正 法律第 47号）</p> <p>(62) 沿岸漁場整備開発法（平成30年12月改正 法律第 95号）</p> <p>(63) 空港法（令和 4年 6月改正 法律第 62号）</p> <p>(64) 計量法（令和元年 6月改正 法律第 37号）</p> <p>(65) 厚生年金保険法（令和 5年 3月改正 法律第 3号）</p> <p>(66) 航路標識法（令和 3年 6月改正 法律第 53号）</p> <p>(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和 4年 5月改正 法律第 46号）</p> <p>(68) 最低賃金法（平成24年 4月改正 法律第 27号）</p> <p>(69) 職業安定法（令和 4年 3月改正 法律第 12号）</p> <p>(70) 所得税法（令和 5年 6月改正 法律第 44号）</p> <p>(71) 水産資源保護法（平成30年12月改正 法律第 95号）</p> <p>(72) 船員保険法（令和 5年 5月改正 法律第 31号）</p> <p>(73) 著作権法（令和 3年 6月改正 法律第 52号）</p> <p>(74) 電波法（令和 4年12月改正 法律第 93号）</p> <p>(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和 4年 4月改正 法律第 32号）</p> <p>(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和 4年 3月改正 法律第 12号）</p> <p>(77) 農薬取締法（令和 5年 5月改正 法律第 36号）</p> <p>(78) 毒物及び劇物取締法（令和 5年 5月改正 法律第 36号）</p> <p>(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年 5月改正 法律第 41号）</p> <p>(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年 6月改正 法律第 35号）</p> <p>(81) 警備業法（令和元年 6月改正 法律第 37号）</p> <p>(82) 個人情報保護に関する法律（令和 5年11月改正 法律第 79号）</p> <p>(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和 5年 6月改正 法律第 58号）</p> <p>(84) 都市計画法（令和 4年11月改正 法律第 87号）</p> <p>(85) 土地収用法（令和 3年 6月改正 法律第 63号）</p> <p>(86) 民法（令和 4年12月改正 法律第102号）</p> <p>(87) 地方税法（令和 5年 3月改正 法律第 1号）</p> <p>(88) 電気通信事業法（令和 4年 6月改正 法律第 70号）</p> <p>(89) 内航海運業法（令和 3年 5月改正 法律第 68号）</p> <p>(90) 水路業務法（平成30年12月改正 法律第 95号）</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I-第1編 共通編-37	<p>1-1-1-49 法定外の労務保険の付保</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。 受注者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に締結すること。 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 発注者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。 なお、委託業務の場合は、上記の文言について、工事着手を業務着手に、受注者を受託者に、工期を委託期間に、工事監督員を業務担当員にそれぞれ読替える。 	<p>1-1-1-49 法定外の労務保険の付保</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。 「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等またはその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。 受注者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に締結すること。 受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しまたは加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 契約書第23条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更または保険の追加契約を行い、保険証券の写しもしくは加入証明書の原本または写しを、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 発注者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。 なお、委託業務の場合は、上記の文言について、工事着手を業務着手に、受注者を受託者に、工期を委託期間に、工事監督員を業務担当員にそれぞれ読替える。 	<p>取扱いの変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
<p>I－第1編 共通編－44、45</p>	<p>1－1－1－61 週休2日の取得に関する試行について</p> <p>1 本試行は休日を確保できる環境整備を推進するため、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、間接工事費及び市場単価の補正を行うものである。</p> <p>2 受注者は、週休2日の計画行程表を施工計画書に添付して、工事監督員と協議を行い、協議の整った計画行程表により週休2日による施工を行うものとする。</p> <p>3 本試行における「週休2日」とは、対象期間において、土日・祝日などの休日取得を基本に4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。</p> <p>対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業（現場事務所等設置や測量等）に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業（出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等）が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間（12/29、30、31、1/1、2、3）及び夏期休暇3日間（8/13、14、15）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。</p> <p>4 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状況をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>5 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>6 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>7 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>1）受注者は、工事完成日（後片付け作業が全て終了した日）以降に、工事施工協議簿に、週休2日の確認資料（休日等取得実績調書）を添付し、工事監督員に提出する。</p> <p>2）工事監督員は、関係書類（建設業退職金共済手帳、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により週休2日の取組を確認し、現場閉所率を算出する。</p> <p>8 施工中の週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>9 週休2日による施工が4週8休に満たない取組となる場合は、労務費は、現場の閉所状況に応じた補正係数を乗ずる設計変更を行う。</p> <p>また、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価（4週8休以上達成のみ補正）は、当初計上した補正を減ずる設計変更を行う。</p> <p>1）現場の閉所状況</p> <p>① 4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合</p> <p>② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合</p> <p>③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合</p> <p>2）補正方法</p> <p>当初予定価格から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価に乘じ、現場閉所率の達成状況を確認した結果、4週8休に満たない場合は、労務費は履行状況に応じた補正係数を乗ずる。</p> <p>また、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価（4週8休以上達成のみ補正）は、当初計上した補正を減ずる。</p> <p>なお、4週6休に満たないものについては、補正の対象としない。</p> <p>10 「週休2日モデル工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>考HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/129220.html</p>	<p>1－1－1－61 週休2日工事の実施について</p> <p>1. 受注者は、月単位の週休2日による施工を希望する場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行うことができる。</p> <p>2. 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。</p> <p>対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間及び夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含まない。工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。</p> <p>3. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>4. 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</p> <p>通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。</p> <p>5. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めることとし、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に務めること。</p> <p>6. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>1）受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。</p> <p>2）受注者は、実施結果を発注者へ報告する。</p> <p>7. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>8. 現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たない場合、補正を減ずる設計変更を行う。</p> <p>同一工事において海上作業と陸上作業が混在する工事の場合は、それぞれの週休2日確認対象期間に対する現場閉所日数を合算し算出する。</p> <p>1）現場の閉所状況 月単位の4週8休以上</p> <p>2）補正方法</p> <p>当初予定価格から月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価に乘じ、現場閉所の達成状況を確認した結果、月単位の4週8休に満たない場合、補正の対象としない。</p> <p>9. 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>10. 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外と出来る場合があるので、受発注者間協議を行うこと。</p> <p>参考HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/129220.html</p>	<p>「週休2日工事実施要領」制定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I-第1編 共通編-45	<p>1-1-1-62 熱中症対策に関する試行について</p> <p>1. 本試行は、本試行は夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について現場管理費率を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2. 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 真夏日 日最高気温が30℃以上となる日をいう。</p> <p>2) 工期 通常の積算により算出した工期をいう(余裕ある工期期間を除く)。 なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ </div> <p>なお、工期期間中の真夏日には、作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。</p>	<p>1-1-1-62 熱中症対策に関する試行について</p> <p>1. 本試行は、本試行は夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について現場管理費率を補正し設計変更を行うものである。</p> <p>2. 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>1) 真夏日 日最高気温が30℃以上となる日をいう。</p> <p>2) 工期 通常の積算により算出した工期をいう(余裕ある工期期間を除く)。 なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分(12月29日～1月3日)として6日間、8月を含む工事では夏季休暇分として土日祝祭日を除く3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p style="color: red;">ただし、年末年始休暇6日間と、夏季休暇3日間について、これより少ない日数を休暇とする場合においても、工期から除外する日数の短縮は行わないものとする。逆に、施工業者がこれよりも多い日数を年末年始休暇あるいは、夏季休暇とする場合においては、その日数は工期に含まない。</p> <p>3) 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ </div> <p>なお、工期期間中の真夏日には、作業をしていない日(土日祝日や休業日)を含むものとする。</p>	<p>文章の追加</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第1編 共通編-49、50		<p>1-1-1-67 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について（試行）</p> <p>1. 本試行は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評定を実施するものである。</p> <p>2. 本条において使用する用語の定義は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能者：元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。 ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。 ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。 ・対象期間：CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。ただし、現場着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。 <p>3. 本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下記の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。</p> <p>〈評価対象項目〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者登録 ※1) ② 管理者ID（現場管理者）登録 ③ 技能者の就業履歴の蓄積 ④ アンケートの提出 ※2) <p>〈判断基準〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 元請企業の登録 ② 当該現場の登録 ③ 対象期間の日数の50%以上蓄積 ④ 工事完成までに発注者に提出 <p>※1) 既に事業者登録を終えている場合は、①の基準を満たしているものとする。</p> <p>※2) 発注者よりアンケート調査の依頼があった場合のみ</p> <p>4. 発注者は、受注者に対して3に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。</p> <p>〈提出資料の例〉</p> <p>就業履歴一覧（月別カレンダー）など</p> <p>5. 受注者が、3に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の考査項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫-■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。</p>	(新設)

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第1編 共通編-50、51		<p>6. CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき計上することとする。</p> <p>この際、これらの費用は共通仮設費として計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。</p> <p>(1) カードリーダー設置費用</p> <p>カードリーダーの購入等の費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき設計変更する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。</p> <p>また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。</p> <p>なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。</p> <p>(2) 現場利用料（カードタッチ費用）</p> <p>現場における現場利用料について、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、費用を計上することとする。</p> <p>なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。</p> <p>7. 受注者は、アンケート調査の依頼があった場合、別に定めるアンケートを工事完成までに発注者に提出するものとする。</p> <p>8. 本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。</p> <p>URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/03kanrig/sui_doboku/204195.html</p>	(新設)

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第1編 共通編 - 62	<h2 style="margin: 0;">第2章 材 料</h2> <h3 style="margin: 0;">目 次</h3> <p>第1節 材料一般 62</p> <p> 1-2-1-1 適用 62</p> <p>第2節 品質及び検査 62</p> <p> 1-2-2-1 工事材料の品質 62</p> <p>第3節 土 63</p> <p> 1-2-3-1 一般事項 63</p> <p>第4節 石 63</p> <p> 1-2-4-1 石 材 63</p> <p> 1-2-4-2 割ぐり石 63</p> <p> 1-2-4-3 雑 割 石 63</p> <p> 1-2-4-4 雑 石 63</p> <p> 1-2-4-5 玉 石 63</p> <p> 1-2-4-6 栗 石 63</p> <p> 1-2-4-7 その他の砂利、碎石、砂 64</p> <p> 1-2-4-8 間 知 石 64</p> <p>第5節 骨 材 64</p> <p> 1-2-5-1 一般事項 64</p> <p> 1-2-5-2 セメントコンクリート用骨材 65</p> <p> 1-2-5-3 その他の砂利、砂、碎石等 66</p> <p> 1-2-5-4 基礎及び裏込用材料 66</p> <p> 1-2-5-5 間隙充填用材料 66</p> <p>第6節 木 材 67</p> <p> 1-2-6-1 一般事項 67</p> <p>第7節 鋼 材 67</p> <p> 1-2-7-1 一般事項 67</p> <p> 1-2-7-2 構造用圧延鋼材 67</p> <p> 1-2-7-3 軽量形鋼 67</p> <p> 1-2-7-4 鋼 管 67</p> <p> 1-2-7-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 68</p> <p> 1-2-7-6 ボルト用鋼材 68</p> <p> 1-2-7-7 溶接材料 68</p>	<h2 style="margin: 0;">第2章 材 料</h2> <h3 style="margin: 0;">目 次</h3> <p>第1節 材料一般 64</p> <p> 1-2-1-1 適用 64</p> <p>第2節 品質及び検査 64</p> <p> 1-2-2-1 工事材料の品質 64</p> <p>第3節 土 65</p> <p> 1-2-3-1 一般事項 65</p> <p>第4節 石 65</p> <p> 1-2-4-1 石 材 65</p> <p> 1-2-4-2 割ぐり石 65</p> <p> 1-2-4-3 雑 割 石 65</p> <p> 1-2-4-4 雑 石 65</p> <p> 1-2-4-5 玉 石 65</p> <p> 1-2-4-6 栗 石 65</p> <p> 1-2-4-7 その他の砂利、碎石、砂 66</p> <p> 1-2-4-8 間 知 石 66</p> <p>第5節 骨 材 66</p> <p> 1-2-5-1 一般事項 66</p> <p> 1-2-5-2 セメントコンクリート用骨材 67</p> <p> 1-2-5-3 その他の砂利、砂、碎石等 68</p> <p> 1-2-5-4 基礎及び裏込用材料 68</p> <p> 1-2-5-5 間隙充填用材料 68</p> <p>第6節 木 材 69</p> <p> 1-2-6-1 一般事項 69</p> <p>第7節 鋼 材 69</p> <p> 1-2-7-1 一般事項 69</p> <p> 1-2-7-2 構造用圧延鋼材 69</p> <p> 1-2-7-3 軽量形鋼 69</p> <p> 1-2-7-4 鋼 管 69</p> <p> 1-2-7-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 70</p> <p> 1-2-7-6 ボルト用鋼材 70</p> <p> 1-2-7-7 溶接材料 70</p>	<p>ページ番号の修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要		
I-第1編 共通編-63	1-2-7-8 鉄線 68	1-2-7-8 鉄線 70	ページ番号の修正		
	1-2-7-9 ワイヤロープ 69	1-2-7-9 ワイヤロープ 71			
	1-2-7-10 プレストレストコンクリート用鋼材 69	1-2-7-10 プレストレストコンクリート用鋼材 71			
	1-2-7-11 鉄網 69	1-2-7-11 鉄網 71			
	1-2-7-12 鋼製杭及び鋼矢板 69	1-2-7-12 鋼製杭及び鋼矢板 71			
	1-2-7-13 鋼製支保工 69	1-2-7-13 鋼製支保工 71			
	1-2-7-14 じゃかご 69	1-2-7-14 じゃかご 71			
	1-2-7-15 コルゲートパイプ 70	1-2-7-15 コルゲートパイプ 72			
	1-2-7-16 異形ブロック等の吊り上げ鉄筋及び連結鉄筋 70	1-2-7-16 異形ブロック等の吊り上げ鉄筋及び連結鉄筋 72			
	1-2-7-17 その他鉄線類 70	1-2-7-17 その他鉄線類 72			
	第8節 セメント及び混和材料 72	第8節 セメント及び混和材料 74			
	1-2-8-1 一般事項 72	1-2-8-1 一般事項 74			
	1-2-8-2 セメント 73	1-2-8-2 セメント 75			
	1-2-8-3 混和材料 74	1-2-8-3 混和材料 76			
	1-2-8-4 コンクリート用水 75	1-2-8-4 コンクリート用水 76			
	第9節 セメントコンクリート製品 75	第9節 セメントコンクリート製品 77			
	1-2-9-1 一般事項 75	1-2-9-1 一般事項 77			
	1-2-9-2 セメントコンクリート製品 75	1-2-9-2 セメントコンクリート製品 77			
	1-2-9-3 コンクリートブロック（工場製品） 75	1-2-9-3 コンクリートブロック（工場製品） 77			
	1-2-9-4 鉄筋コンクリート製組立魚礁部材 78	1-2-9-4 鉄筋コンクリート製組立魚礁部材（工場製品） 80			
	第10節 鋼製魚礁部材（工場製作） 80	第10節 鋼製魚礁部材（工場製作） 82			
	1-2-10-1 一般事項 80	1-2-10-1 一般事項 82			
	1-2-10-2 材料 80	1-2-10-2 材料 82			
	1-2-10-3 データの取りまとめ 81	1-2-10-3 データの取りまとめ 83			
	第11節 目地材 82	第11節 目地材 84			
	1-2-11-1 注入目地材 82	1-2-11-1 注入目地材 84			
	1-2-11-2 目地材 82	1-2-11-2 目地材 84			
	第12節 標識等付属物 84	第12節 標識等付属物 86			
	1-2-12-1 ベンチマーク標示板 84	1-2-12-1 ベンチマーク標示板 86			
	第13節 その他 84	第13節 その他 86			
	1-2-13-1 コンクリート接着剤（エポキシ系樹脂） 84	1-2-13-1 コンクリート接着剤（エポキシ系樹脂） 86			
	1-2-13-2 合成樹脂製品 84	1-2-13-2 合成樹脂製品 86			
	1-2-13-3 シート 86	1-2-13-3 シート 88			
	1-2-13-4 コンクリート用膨張材 90	1-2-13-4 コンクリート用膨張材 92			
	1-2-13-5 構造物履歴板 90	1-2-13-5 構造物履歴板 92			
	I-第1編 共通編-77	<p>第9節 セメントコンクリート製品</p> <p>1-2-9-1 一般事項</p> <p>1. セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。</p> <p>2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl⁻）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とする。なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p>		<p>第9節 セメントコンクリート製品</p> <p>1-2-9-1 一般事項</p> <p>1. セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。</p> <p>2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl⁻）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とする。なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p>	語句の修正

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第1編 共通編-94	<h3>第3章 一般施工</h3> <p>目次</p> <p>第1節 適用 1-3-1-1 適用 93</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 1-3-2-1 適用すべき諸基準 93</p> <p>第3節 共通の工種 1-3-3-1 一般事項 94 1-3-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 94 1-3-3-3 矢板工 95 1-3-3-4 法枠工 96</p> <p>第4節 工場製品輸送工 1-3-4-1 一般事項 97 1-3-4-2 輸送工 97</p> <p>第5節 構造物撤去工 1-3-5-1 一般事項 97 1-3-5-2 作業土工 98 1-3-5-3 構造物取壊し工 98 1-3-5-4 施設撤去工 98 1-3-5-5 骨材再生工 99</p> <p>第6節 仮設工 1-3-6-1 一般事項 99 1-3-6-2 工事用道路工 100 1-3-6-3 仮橋・仮棧橋工 100 1-3-6-4 路面覆工 100 1-3-6-5 土留・仮締切工 101 1-3-6-6 水替工 102 1-3-6-7 仮水路工 102 1-3-6-8 残土受入れ施設工 103 1-3-6-9 作業ヤード整備工 103 1-3-6-10 防塵対策工 103 1-3-6-11 汚濁防止膜工 103 1-3-6-12 除雪工 104 1-3-6-13 雪寒施設工 104 1-3-6-14 足場工 104</p> <p>第7節 その他 1-3-7-1 電気工事一般 104</p>	<h3>第3章 一般施工</h3> <p>目次</p> <p>第1節 適用 1-3-1-1 適用 95</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 1-3-2-1 適用すべき諸基準 95</p> <p>第3節 共通の工種 1-3-3-1 一般事項 96 1-3-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 96 1-3-3-3 矢板工 97 1-3-3-4 法枠工 99</p> <p>第4節 工場製品輸送工 1-3-4-1 一般事項 99 1-3-4-2 輸送工 99</p> <p>第5節 構造物撤去工 1-3-5-1 一般事項 99 1-3-5-2 作業土工 100 1-3-5-3 構造物取壊し工 100 1-3-5-4 施設撤去工 100 1-3-5-5 骨材再生工 101</p> <p>第6節 仮設工 1-3-6-1 一般事項 101 1-3-6-2 工事用道路工 102 1-3-6-3 仮橋・仮棧橋工 102 1-3-6-4 路面覆工 102 1-3-6-5 土留・仮締切工 103 1-3-6-6 水替工 104 1-3-6-7 仮水路工 104 1-3-6-8 残土受入れ施設工 105 1-3-6-9 作業ヤード整備工 105 1-3-6-10 防塵対策工 105 1-3-6-11 汚濁防止膜工 105 1-3-6-12 除雪工 106 1-3-6-13 雪寒施設工 106 1-3-6-14 足場工 107</p> <p>第7節 その他 1-3-7-1 電気工事一般 107</p>	<p>ページ番号の修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I-第1編 共通編-95	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月） (2) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月） (3) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月） (4) 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） (5) 日本道路協会 道路土工 仮設構造物工指針（平成11年3月） (7) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） (8) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） (9) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月） (10) 建設省 土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕（平成11年11月） (11) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月） (12) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月） (13) 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2018年制定〕（令和2年10月） 	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1-3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月） (2) 環境省 水質汚濁に係わる環境基準（環境省告示第6号）（令和5年3月） (3) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月） (4) 日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月） (5) 日本道路協会 道路土工 仮設構造物工指針（平成11年3月） (7) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） (8) 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） (9) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧〔令和4年度改訂版〕（令和5年2月） (10) 建設省 土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕（平成11年11月） (11) 厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン（平成21年4月） (12) 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月） (13) 土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）〔2023年制定〕（令和5年9月） 	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I－第1編 共通編－105、 106	<p>1－3－6－11 汚濁防止膜工</p> <p>1. 受注者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち工事監督員と協議するものとする。 なお、設計図書に品質が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>2. 受注者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を事前に工事監督員に提出し、その確認を得るものとする。</p> <p>3. 受注者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。</p> <p>4. 受注者は、水質汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に工事監督員に報告するものとする。</p> <p>5. 受注者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。</p> <p>6. 受注者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜に浮標灯または標識灯を設置するものとする。</p> <p>7. 受注者は、水質汚濁防止膜の設置期間中は、適切な保守管理を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めがある場合は、それに従うものとする。</p>	<p>1－3－6－11 汚濁防止膜工</p> <p>1. 受注者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち工事監督員と協議するものとする。 なお、設計図書に品質が指定されている場合は、それに従うものとする。</p> <p>2. 受注者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を事前に工事監督員に提出し、その確認を得るものとする。</p> <p>3. 汚濁防止膜のカーテン引張強度の確認方法は、以下によるものとする。</p> <p>(1) 再利用品の場合</p> <p>ア 引張試験による強度評価の場合</p> <p>a 納品条件：引張試験後、未使用状態で保管しているもの</p> <p>b 提出資料：全カーテン枚数の1割に相当する検体又は2検体のいずれが多い方について、納品前2ヶ月以内に実施したJISL 1096による引張試験の試験成績表</p> <p>c 強度評価：引張試験後、未使用状態で陸上保管している期間の強度低下を考慮して、試験結果に0.8を乗じたものを強度として評価する。</p> <p>イ 使用履歴による強度評価の場合</p> <p>a 納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</p> <p>b 提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）</p> <p>c 強度評価：「汚濁防止膜技術資料（案）」（H25.9（一財）港湾空港総合技術センター）に基づき、使用履歴（設置期間の合計）により算出したものを強度として評価する。</p> <p>ウ 使用履歴（ICタグ）による強度評価の場合</p> <p>a 納品条件：既設置期間（陸上保管期間は含まない）と設置予定期間の合計が24ヶ月以内であるもの</p> <p>b 提出資料：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書</p> <p>c 強度評価：汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価証明システムにより算出したものを強度として評価する。</p> <p>(2) 未使用品の場合</p> <p>ア 納品条件：製造後、未使用状態で直ちに納品するもの、もしくは劣化対策を施して保管しているもの</p> <p>イ 提出資料：カタログ等規格値及び製造年月日が確認できる資料、もしくは汚濁防止膜再利用カーテン引張強度評価制度を実施している機関が発行した引張強度の評価証明書（使用履歴と引張強度を記載した引張強度管理表）</p>	<p>諸基準の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I－第1編 共通編－109	<p style="text-align: center;">第4章 土 工</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 適 用 1－4－1－1 適 用 108</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 1－4－2－1 適用すべき諸基準 108</p> <p>第3節 土工 1－4－3－1 一般事項 109 1－4－3－2 掘削工（切土工） 112 1－4－3－3 盛土工 112 1－4－3－4 整形仕上げ工 114 1－4－3－5 作業残土処理工（残土搬出工） 115</p>	<p style="text-align: center;">第4章 土 工</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 適 用 1－4－1－1 適 用 110</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 1－4－2－1 適用すべき諸基準 110</p> <p>第3節 土工 1－4－3－1 一般事項 111 1－4－3－2 掘削工（切土工） 114 1－4－3－3 盛土工 114 1－4－3－4 整形仕上げ工 116 1－4－3－5 作業残土処理工（残土搬出工） 117</p>	<p>ページ番号の修正</p>

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第1編 共通編-119、 120	<p style="text-align: center;">第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 適用</p> <p>1-5-1-1 適用 119</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1-5-2-1 適用すべき諸基準 119</p> <p>第3節 コンクリート</p> <p>1-5-3-1 一般事項 120</p> <p>1-5-3-2 レディーミクストコンクリート 123</p> <p>1-5-3-3 配 合 124</p> <p>1-5-3-4 材料の計量 124</p> <p>1-5-3-5 練混ぜ 125</p> <p>1-5-3-6 運 搬 126</p> <p>1-5-3-7 コンクリート打込み 126</p> <p>1-5-3-8 養 生 128</p> <p>1-5-3-9 施工継目 129</p> <p>1-5-3-10 表面仕上げ 130</p> <p>第4節 型枠及び支保</p> <p>1-5-4-1 一般事項 131</p> <p>1-5-4-2 支 保 131</p> <p>1-5-4-3 型 枠 131</p> <p>1-5-4-4 塗 布 131</p> <p>第5節 鉄 筋</p> <p>1-5-5-1 一般事項 132</p> <p>1-5-5-2 鉄筋の加工 132</p> <p>1-5-5-3 鉄筋の組立て 132</p> <p>1-5-5-4 鉄筋の継手 134</p> <p>1-5-5-5 ガス圧接 135</p> <p>第6節 特殊コンクリート</p> <p>1-5-6-1 一般事項 136</p> <p>1-5-6-2 材 料 136</p> <p>1-5-6-3 暑中コンクリート 137</p> <p>1-5-6-4 寒中コンクリート 137</p> <p>1-5-6-5 水中コンクリート 139</p> <p>1-5-6-6 海水の作用を受けるコンクリート 140</p> <p>1-5-6-7 マスコンクリート 140</p> <p>1-5-6-8 プレパックドコンクリート 140</p> <p>第7節 モルタル</p> <p>1-5-7-1 一般事項 142</p> <p>1-5-7-2 配 合 142</p> <p>1-5-7-3 計 量 142</p> <p>1-5-7-4 練混ぜ 142</p> <p>1-5-7-5 打ち込み 142</p>	<p style="text-align: center;">第5章 無筋、鉄筋コンクリート</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 適用</p> <p>1-5-1-1 適用 121</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1-5-2-1 適用すべき諸基準 121</p> <p>第3節 コンクリート</p> <p>1-5-3-1 一般事項 122</p> <p>1-5-3-2 レディーミクストコンクリート 125</p> <p>1-5-3-3 配 合 126</p> <p>1-5-3-4 材料の計量 126</p> <p>1-5-3-5 練混ぜ 127</p> <p>1-5-3-6 運 搬 128</p> <p>1-5-3-7 コンクリート打込み 128</p> <p>1-5-3-8 養 生 130</p> <p>1-5-3-9 施工継目 131</p> <p>1-5-3-10 表面仕上げ 132</p> <p>第4節 型枠及び支保</p> <p>1-5-4-1 一般事項 133</p> <p>1-5-4-2 支 保 133</p> <p>1-5-4-3 型 枠 133</p> <p>1-5-4-4 塗 布 133</p> <p>第5節 鉄 筋</p> <p>1-5-5-1 一般事項 134</p> <p>1-5-5-2 鉄筋の加工 134</p> <p>1-5-5-3 鉄筋の組立て 134</p> <p>1-5-5-4 鉄筋の継手 136</p> <p>1-5-5-5 ガス圧接 137</p> <p>第6節 特殊コンクリート</p> <p>1-5-6-1 一般事項 138</p> <p>1-5-6-2 材 料 138</p> <p>1-5-6-3 暑中コンクリート 139</p> <p>1-5-6-4 寒中コンクリート 139</p> <p>1-5-6-5 水中コンクリート 141</p> <p>1-5-6-6 海水の作用を受けるコンクリート 141</p> <p>1-5-6-7 マスコンクリート 142</p> <p>1-5-6-8 プレパックドコンクリート 142</p> <p>第7節 モルタル</p> <p>1-5-7-1 一般事項 143</p> <p>1-5-7-2 配 合 143</p> <p>1-5-7-3 計 量 143</p> <p>1-5-7-4 練混ぜ 143</p> <p>1-5-7-5 打ち込み 143</p>	<p style="text-align: center;">ページ番号の修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I－第1編 共通編－121	<p>第1節 適用</p> <p>1－5－1－1 適用</p> <p>1. 本章は、無筋、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、本編 第2章 材料 の規定によるものとする。</p> <p>3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書〔施工編〕」（土木学会）のコンクリートの品質 の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1－5－2－1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕 （平成30年3月）</p> <p>(2) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2017年制定〕 （平成30年3月）</p> <p>(3) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針〔2012年版〕 （平成24年6月）</p> <p>(4) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について （平成14年7月）</p> <p>(5) 土木学会 鉄筋定着・継手指針〔2020年制定〕 （令和2年3月）</p> <p>(6) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年8月）</p> <p>(7) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 高分子天然ガス圧接継手工事（案）（平成30年4月）</p> <p>(8) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月）</p> <p>(9) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 場所打ちコンクリート構造物に適用する 機械式鉄筋継手工法ガイドライン （平成29年3月）</p>	<p>第1節 適用</p> <p>1－5－1－1 適用</p> <p>1. 本章は、無筋、鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用するものとする。</p> <p>2. 本章に特に定めのない事項については、本編 第2章 材料 の規定によるものとする。</p> <p>3. 受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については「土木学会 コンクリート標準示方書〔2023年制定〕〔施工編〕」（土木学会、2023年9月）のコンクリートの品質 の規定によらなければならない。これ以外による場合は、施工前に、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1－5－2－1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(1) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕 （令和5年3月）</p> <p>(2) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2023年制定〕 （令和5年9月）</p> <p>(3) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針〔2012年版〕 （平成24年6月）</p> <p>(4) 国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について （平成14年7月）</p> <p>(5) 土木学会 鉄筋定着・継手指針〔2020年制定〕 （令和2年3月）</p> <p>(6) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年8月）</p> <p>(7) 日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 高分子天然ガス圧接継手工事（案）（平成30年4月）</p> <p>(8) 機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（案）（平成28年7月）</p> <p>(9) 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 場所打ちコンクリート構造物に適用する 機械式鉄筋継手工法ガイドライン （平成29年3月）</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																								
I-第1編 共通編-129	<p>1-5-3-8 養生</p> <p>1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-4を標準とする。</p> <p><u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表5-4に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</u></p>	<p>1-5-3-8 養生</p> <p>1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、その部位に応じた適切な方法により養生しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な方法により、一定期間は、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表5-4を目安とする。</p>	<p>諸基準の改定に伴う変更</p> <p>削除</p>																																								
I-第1編 共通編-130	<p>表5-4 コンクリートの標準湿潤養生期間</p> <table border="1" data-bbox="350 720 1205 909"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>混合セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>7日以上</td> <td>5日以上</td> <td>3日以上</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>9日以上</td> <td>7日以上</td> <td>4日以上</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>12日以上</td> <td>9日以上</td> <td>5日以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 2. 寒中コンクリートの場合は、1-5-6-4 寒中コンクリートの規定による。</p>	日平均気温	混合セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤	15℃以上	7日以上	5日以上	3日以上	10℃以上	9日以上	7日以上	4日以上	5℃以上	12日以上	9日以上	5日以上	<p>表5-4 コンクリートの湿潤養生期間の目安</p> <table border="1" data-bbox="1489 720 2490 909"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>混合セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤</th> <th>中庸熱ポルトランドセメント</th> <th>低熱ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15℃以上</td> <td>7日以上</td> <td>5日以上</td> <td>3日以上</td> <td>8日以上</td> <td>10日以上</td> </tr> <tr> <td>10℃以上</td> <td>9日以上</td> <td>7日以上</td> <td>4日以上</td> <td>9日以上</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>5℃以上</td> <td>12日以上</td> <td>9日以上</td> <td>5日以上</td> <td>12日以上</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。</p> <p>[注] 1. 養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。 2. 寒中コンクリートの場合は、1-5-6-4 寒中コンクリートの規定による。</p>	日平均気温	混合セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント	15℃以上	7日以上	5日以上	3日以上	8日以上	10日以上	10℃以上	9日以上	7日以上	4日以上	9日以上	※	5℃以上	12日以上	9日以上	5日以上	12日以上	※	
日平均気温	混合セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤																																								
15℃以上	7日以上	5日以上	3日以上																																								
10℃以上	9日以上	7日以上	4日以上																																								
5℃以上	12日以上	9日以上	5日以上																																								
日平均気温	混合セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント 普通ポルト+促進剤	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント																																						
15℃以上	7日以上	5日以上	3日以上	8日以上	10日以上																																						
10℃以上	9日以上	7日以上	4日以上	9日以上	※																																						
5℃以上	12日以上	9日以上	5日以上	12日以上	※																																						
I-第1編 共通編-134	<p>1-5-5-2 鉄筋の加工</p> <p>1. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2017年制定〕本編第13章 鉄筋コンクリートの前掲、【標準編】標準7編第2章鉄筋コンクリートの前掲」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-5-5-2 鉄筋の加工</p> <p>1. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）〔2023年制定〕本編第13章 鉄筋コンクリートの前掲、【標準編】標準7編第2章鉄筋コンクリートの前掲」（土木学会、2023年3月）の規定による。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>																																								
I-第1編 共通編-138	<p>1-5-6-2 材料</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。</p> <p>なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法、添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。</p> <p>(2) 受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、使用前に工事監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-5-6-2 材料</p> <p>1. 受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。</p> <p>なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法、添加量等について施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。</p> <p>(2) 受注者は、材料を加熱する場合、水または骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、使用前に工事監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>削除</p>																																								

掲載頁	現行	改定	摘要																																																				
I-第1編 共通編-139	<p>1-5-6-3 暑中コンクリート</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想される時は、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。 受注者は、暑中コンクリートの施工に当たり、高温によるコンクリートの品質の低下がないように、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み及び養生について、打込み時及び打込み直後においてコンクリートの温度が低くなるように対策を講じなければならない。 受注者は、コンクリートを打込む前には、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分を湿潤状態に保たなければならない。また、受注者は、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合には、散水、覆い等の適切な処置を講じなければならない。 受注者は、コンクリートの打込みをできるだけ早く行い、練混ぜから打込み終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない。 受注者は、打込み時のコンクリートの温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度が35℃を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。 受注者は、コンクリートの打込みに当たっては、コールドジョイントが生じないように迅速に行わなければならない。 受注者は、コンクリートの打込みを終了した時には、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防がなければならない。 	<p>1-5-6-3 暑中コンクリート</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想される時は、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。 受注者は、暑中コンクリートの施工に当たり、高温によるコンクリートの品質の低下がないように、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み及び養生について、打込み時及び打込み直後においてコンクリートの温度が低くなるように対策を講じなければならない。 受注者は、コンクリートを打込む前には、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分を湿潤状態に保たなければならない。また、受注者は、型枠、鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合には、散水、覆い等の適切な処置を講じなければならない。 受注者は、コンクリートの打込みをできるだけ早く行い、練混ぜから打込み終了までの時間は、1.5時間を超えてはならない。 受注者は、打込み時のコンクリートの温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外は35℃以下とする。 受注者は、コンクリートの打込みに当たっては、コールドジョイントが生じないように迅速に行わなければならない。 受注者は、コンクリートの打込みを終了した時には、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防がなければならない。 	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>																																																				
I-第1編 共通編-140	<p>表5-6 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="350 1102 1240 1564"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ホ[®]ムラント[®]</th> <th>早強ホ[®]ムラント[®] 普通ホ[®]ムラント[®] + 促進剤</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。 2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8養生に示す期間も満足する必要がある。 3. 「(1)しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。 4. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</p>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ホ [®] ムラント [®]	早強ホ [®] ムラント [®] 普通ホ [®] ムラント [®] + 促進剤	混合セメントB種	(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>表5-6 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1513 1102 2404 1564"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ホ[®]ムラント[®]</th> <th>早強ホ[®]ムラント[®] 普通ホ[®]ムラント[®] + 促進剤</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 厳しい気象条件</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。 2. 湿潤養生に保つ養生日数として、1-5-3-8養生に示す期間も満足する必要がある。</p>	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類			普通ホ [®] ムラント [®]	早強ホ [®] ムラント [®] 普通ホ [®] ムラント [®] + 促進剤	混合セメントB種	(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>削除</p>
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度			セメントの種類																																																			
		普通ホ [®] ムラント [®]	早強ホ [®] ムラント [®] 普通ホ [®] ムラント [®] + 促進剤	混合セメントB種																																																			
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9日	5日	12日																																																			
	10℃	7日	4日	9日																																																			
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4日	3日	5日																																																			
	10℃	3日	2日	4日																																																			
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類																																																					
		普通ホ [®] ムラント [®]	早強ホ [®] ムラント [®] 普通ホ [®] ムラント [®] + 促進剤	混合セメントB種																																																			
(1) 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日																																																			
	10℃	7日	4日	9日																																																			
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日																																																			
	10℃	3日	2日	4日																																																			

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																														
I-第1編 共通編-141	<p>表5-7 養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm²)</p> <table border="1" data-bbox="350 380 1279 688"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造物の露出状態</th> <th colspan="3">断面の大きさ</th> </tr> <tr> <th>薄い場合</th> <th>普通の場合</th> <th>厚い場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) しばしば凍結融解を受ける場合</td> <td>1.5</td> <td>1.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>2) まれに凍結融解を受ける場合</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 1. 「(1)しばしば凍結融解を受ける場合」とは、寒冷地の戸外構造物のように、養生終了後、次の春までに数十回の凍結融解を受けるような場合とする。 2. 「(2)まれに凍結融解を受ける場合」とは、凍結回数が数回程度の比較的温暖な地方、硬化後間もなく水中埋設、地中埋設など、次の春までにわずかの期間しか凍結を受けないような場合とする。</p> <p>1-5-6-5 水中コンクリート</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、コンクリートを静水中に打込まなければならない。これ以外の場合であっても、流速5cm/sec以下でなければ打ち込んではいけない。 受注者は、コンクリートを水中において落下させないようにし、かつ打込み開始時のコンクリートは水と直接に接しないようにしなければならない。 受注者は、コンクリートの面を水平に保ちながら、所定の高さまたは水面上に達するまで連続して打込まなければならない。 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打込み中、コンクリートをかき乱さないようにしなければならない。 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。 受注者は、一区画のコンクリートを打込み終わった後、レイタンスを完全に除いてから、次の作業を始めなければならない。 受注者は、コンクリートをトレミー管若しくはコンクリートポンプを用いて打込まなければならない。これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。 <p>1-5-6-6 海水の作用を受けるコンクリート</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工に当たり、品質が確保できるように打込み、締固め、養生などを行わなければならない。 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。 	構造物の露出状態	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	1) しばしば凍結融解を受ける場合	1.5	1.2	1.0	2) まれに凍結融解を受ける場合	5	5	5	<p>表5-7 養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm²)</p> <table border="1" data-bbox="1513 380 2442 659"> <thead> <tr> <th rowspan="2">5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</th> <th colspan="3">断面の大きさ</th> </tr> <tr> <th>薄い場合</th> <th>普通の場合</th> <th>厚い場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 厳しい気象条件</td> <td>1.5</td> <td>1.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>2) まれに凍結融解する程度の気象条件</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-5-6-5 水中コンクリート</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、コンクリートを静水中に打込まなければならない。これ以外の場合であっても、流速5cm/sec以下でなければ打ち込んではいけない。 受注者は、コンクリートを水中において落下させないようにし、かつ打込み開始時のコンクリートは水と直接に接しないようにしなければならない。 受注者は、コンクリートの面を水平に保ちながら、所定の高さまたは水面上に達するまで連続して打込まなければならない。 受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打込み中、コンクリートをかき乱さないようにしなければならない。 受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。 受注者は、一区画のコンクリートを打込み終わった後、レイタンスを完全に除いてから、次の作業を始めなければならない。 受注者は、コンクリートをトレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を用いて打込むものとする。これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。 <p>1-5-6-6 海水の作用を受けるコンクリート</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように施工しなければならない。 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、工事監督員の承諾を得なければならない。 	5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	1) 厳しい気象条件	1.5	1.2	1.0	2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5	5	5	<p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>削除</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p> <p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
構造物の露出状態	断面の大きさ																																
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																														
1) しばしば凍結融解を受ける場合	1.5	1.2	1.0																														
2) まれに凍結融解を受ける場合	5	5	5																														
5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	断面の大きさ																																
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																														
1) 厳しい気象条件	1.5	1.2	1.0																														
2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5	5	5																														

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第2編 漁場編 - 3	<p style="text-align: center;">第1章 コンクリートブロック</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 魚礁ブロック</p> <p>2-1-1-1 適用 4</p> <p>2-1-1-2 材料 4</p> <p>2-1-1-3 製作 4</p> <p>2-1-1-4 組立 5</p> <p>2-1-1-5 運搬及び仮置 5</p> <p>2-1-1-6 設置 5</p> <p>第2節 異形ブロック</p> <p>2-1-2-1 適用 7</p> <p>2-1-2-2 材料 7</p> <p>2-1-2-3 製作 7</p> <p>2-1-2-4 運搬及び仮置 7</p> <p>2-1-2-5 据付 7</p>	<p style="text-align: center;">第1章 コンクリートブロック</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 魚礁ブロック</p> <p>2-1-1-1 適用 4</p> <p>2-1-1-2 材料 4</p> <p>2-1-1-3 製作 4</p> <p>2-1-1-4 組立 5</p> <p>2-1-1-5 運搬及び仮置 5</p> <p>2-1-1-6 沈設 5</p> <p>第2節 異形ブロック</p> <p>2-1-2-1 適用 7</p> <p>2-1-2-2 材料 7</p> <p>2-1-2-3 製作 7</p> <p>2-1-2-4 運搬及び仮置 7</p> <p>2-1-2-5 設置 7</p>	<p>工種体系の見直しによる修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

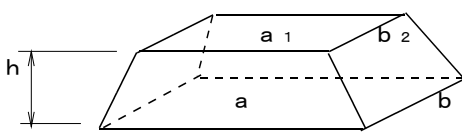
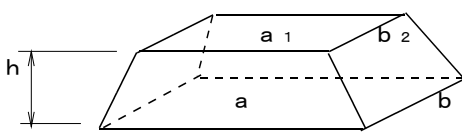
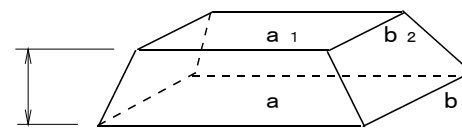
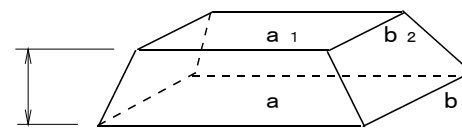
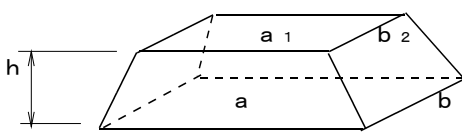
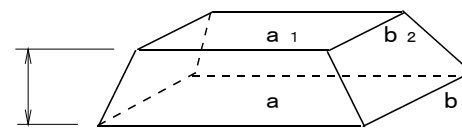
掲載頁	現行	改定	摘要
I－第2編 漁場編－5	<p>2－1－1－6 設 置</p> <p>1 受注者は、ブロックの設置に先立ち、あらかじめブロック検査を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、ブロックの設置時期及び方法について、工事監督員と協議しなければならない。 設置時期は、着底衝撃力を考慮し、ブロックが設計基準強度に達したと判断された以降に行うものとする。 設置時期は、着底衝撃力等を考慮して、ブロックと同じ様な状態で養生した供試体の圧縮強度が、設計基準強度に達してから行うものとする。 設置方法は、詳細な配置計画を記載した計画書等によりブロック設置前までに行うものとする。 なお、配置別の基本的な考え方は次のとおり。 ゾーン配置～設置範囲内にブロックを1段で均一に配置 乱積配置～設置範囲内にブロックを2段と1段を混在させ均一に配置 山積配置～設置範囲内にブロックを3段で山積みに配置</p> <p>3 受注者は、設置時の着底速度を、ブロックに過大な着底衝撃力を与えないように、0.8m/sec以下の速度で着底させなければならない。</p> <p>4 受注者は、ブロックをクレーンを用いて設置しなければならない。 クレーンで吊上げる際は、適切な安全措置を講じ荷重を均等に保ち、かつ破損、亀裂等が生じないように十分注意して取り扱わなければならない。</p> <p>5 受注者は、ブロックを設置する際、作業船を静止させ、波浪等による船体の揺れ等を考慮して、できるだけブロックに衝撃を与えないよう取り扱わなければならない。</p> <p>6 受注者は、ブロックの設置に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して設置するものとする。</p>	<p>2－1－1－6 沈 設</p> <p>1 受注者は、ブロックの沈設に先立ち、あらかじめブロック検査を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、ブロックの沈設時期及び方法について、工事監督員と協議しなければならない。 沈設時期は、着底衝撃力を考慮し、ブロックが設計基準強度に達したと判断された以降に行うものとする。 沈設時期は、着底衝撃力等を考慮して、ブロックと同じ様な状態で養生した供試体の圧縮強度が、設計基準強度に達してから行うものとする。 沈設方法は、詳細な配置計画を記載した計画書等によりブロック沈設前までに行うものとする。 なお、配置別の基本的な考え方は次のとおり。 ゾーン配置～沈設範囲内にブロックを1段で均一に配置 乱積配置～沈設範囲内にブロックを2段と1段を混在させ均一に配置 山積配置～沈設範囲内にブロックを3段で山積みに配置</p> <p>3 受注者は、沈設時の着底速度を、ブロックに過大な着底衝撃力を与えないように、0.8m/sec以下の速度で着底させなければならない。</p> <p>4 受注者は、ブロックをクレーンを用いて沈設しなければならない。 クレーンで吊上げる際は、適切な安全措置を講じ荷重を均等に保ち、かつ破損、亀裂等が生じないように十分注意して取り扱わなければならない。</p> <p>5 受注者は、ブロックを沈設する際、作業船を静止させ、波浪等による船体の揺れ等を考慮して、できるだけブロックに衝撃を与えないよう取り扱わなければならない。</p> <p>6 受注者は、ブロックの沈設に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して沈設するものとする。</p>	<p>工種体系の見直しによる修正</p>
I－第2編 漁場編－7	<p>2－1－2－5 据 付</p> <p>1 受注者は、ブロックの据付に先立ち、あらかじめブロックの検査を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、ブロックの設置時期及び方法について、工事監督員と協議しなければならない。 設置時期は、ブロックと同じ様な状態で養生した供試体の圧縮強度が、設計基準強度に達してから行うものとする。</p> <p>3 受注者は、異形ブロックの設置に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して設置するものとする。</p> <p>4 受注者は、海中に仮置されたブロックの据付に際し、既設構造物との接触面に付着している貝、海藻等を除去するものとする。</p> <p>5 受注者は、ブロック相互のかみ合わせに留意し、不安定な状態が生じないように据付けるものとする。</p> <p>6 受注者は、ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように据付けるものとする。</p> <p>7 受注者は、基礎面とブロック間及びブロック相互間に、かみ合せ石を挿入しないものとする。</p> <p>8 受注者は、水深10m以深でブロックの据付など潜水業務を行う場合、「高気圧作業安全衛生規則」に基づいた管理を行うこと。</p>	<p>2－1－2－5 設 置</p> <p>1 受注者は、ブロックの設置に先立ち、あらかじめブロックの検査を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、ブロックの設置時期及び方法について、工事監督員と協議しなければならない。 設置時期は、ブロックと同じ様な状態で養生した供試体の圧縮強度が、設計基準強度に達してから行うものとする。</p> <p>3 受注者は、異形ブロックの設置に先立ち、気象、海象をあらかじめ十分調査し、適切な時期を選定し、注意して設置するものとする。</p> <p>4 受注者は、海中に仮置されたブロックの設置に際し、既設構造物との接触面に付着している貝、海藻等を除去するものとする。</p> <p>5 受注者は、ブロック相互のかみ合わせに留意し、不安定な状態が生じないように設置するものとする。</p> <p>6 受注者は、ブロック相互間に、間詰石や転落石のはまり込みがないように設置するものとする。</p> <p>7 受注者は、基礎面とブロック間及びブロック相互間に、かみ合せ石を挿入しないものとする。</p> <p>8 受注者は、水深10m以深でブロックの設置など潜水業務を行う場合、「高気圧作業安全衛生規則」に基づいた管理を行うこと。</p>	<p>工種体系の見直しによる修正</p>

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第2編 漁場編-10	<h2 style="margin: 0;">第2章 鋼製魚礁</h2> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">目 次</p> <p>第1節 鋼製魚礁</p> <p>2-2-1-1 適用11</p> <p>2-2-1-2 一般事項11</p> <p>2-2-1-3 工作及び部材組立12</p> <p>2-2-1-4 検 査14</p> <p>第2節 溶 接</p> <p>2-2-2-1 適用範囲14</p> <p>2-2-2-2 溶接材料の選定及び管理15</p> <p>2-2-2-3 開先の確認及び母材の清掃15</p> <p>2-2-2-4 溶接施工一般15</p> <p>2-2-2-5 突合せ溶接16</p> <p>2-2-2-6 すみ肉溶接16</p> <p>2-2-2-7 溶接部の検査16</p> <p>2-2-2-8 不良溶接部の補正17</p> <p>第3節 仮締めボルト接合</p> <p>2-2-3-1 仮締めボルトの締付け17</p> <p>2-2-3-2 防食処理17</p> <p>第4節 輸 送</p> <p>2-2-4-1 輸送計画及び発送17</p> <p>第5節 現地組立および製品検査</p> <p>2-2-5-1 適用範囲17</p> <p>2-2-5-2 現地組立17</p> <p>2-2-5-3 現場溶接18</p> <p>2-2-5-4 カウンターウエイト用コンクリート18</p> <p>2-2-5-5 製品検査18</p> <p>第6節 転置・横持ち・積込・運搬・設置</p> <p>2-2-6-1 転置・横持ち・積込・運搬19</p> <p>2-2-6-2 設 置19</p>	<h2 style="margin: 0;">第2章 鋼製魚礁</h2> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">目 次</p> <p>第1節 鋼製魚礁</p> <p>2-2-1-1 適用11</p> <p>2-2-1-2 一般事項11</p> <p>2-2-1-3 工作及び部材組立12</p> <p>2-2-1-4 検 査14</p> <p>第2節 溶 接</p> <p>2-2-2-1 適用範囲14</p> <p>2-2-2-2 溶接材料の選定及び管理15</p> <p>2-2-2-3 開先の確認及び母材の清掃15</p> <p>2-2-2-4 溶接施工一般15</p> <p>2-2-2-5 突合せ溶接16</p> <p>2-2-2-6 すみ肉溶接16</p> <p>2-2-2-7 溶接部の検査16</p> <p>2-2-2-8 不良溶接部の補正17</p> <p>第3節 仮締めボルト接合</p> <p>2-2-3-1 仮締めボルトの締付け17</p> <p>2-2-3-2 防食処理17</p> <p>第4節 輸 送</p> <p>2-2-4-1 輸送計画及び発送17</p> <p>第5節 現地組立および製品検査</p> <p>2-2-5-1 適用範囲17</p> <p>2-2-5-2 現地組立17</p> <p>2-2-5-3 現場溶接18</p> <p>2-2-5-4 カウンターウエイト用コンクリート18</p> <p>2-2-5-5 製品検査18</p> <p>第6節 転置・横持ち・積込・運搬・沈設</p> <p>2-2-6-1 転置・横持ち・積込・運搬19</p> <p>2-2-6-2 沈 設19</p>	<p style="margin-top: 630px;">工種体系の見直しによる修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第2編 漁場編 - 19	<p>第6節 転置・横持ち・積込・運搬・設置</p> <p>2-2-6-1 転置・横持ち・積込・運搬</p> <p>1 鋼製魚礁の転置、横持ち、積込、運搬にあたっては、衝撃を与えないように慎重に行わなければならない。</p> <p>2 仮置場所は、設計図書に定められた場所とする。 なお、特に定めのない場所でも、鋼製魚礁に損傷を与えるような突起等の不陸は均すものとする。</p> <p>2-2-6-2 設置</p> <p>1 設置に先立ち、あらかじめ鋼製魚礁は検査を受けなければならない。</p> <p>2 設置時期、方法は、工事監督員と協議しなければならない。 設置時の吊り下げ速度は、鋼製魚礁に過大な衝撃力を与えないように、0.8m/sec以下の速度で静かに着底させなければならない。</p> <p>3 設置は、作業船を静止させ、波浪等による船体の揺れ等を考慮して、できるだけ鋼製魚礁に衝撃を与えないよう取り扱いなければならない。</p>	<p>第6節 転置・横持ち・積込・運搬・沈設</p> <p>2-2-6-1 転置・横持ち・積込・運搬</p> <p>1 鋼製魚礁の転置、横持ち、積込、運搬にあたっては、衝撃を与えないように慎重に行わなければならない。</p> <p>2 仮置場所は、設計図書に定められた場所とする。 なお、特に定めのない場所でも、鋼製魚礁に損傷を与えるような突起等の不陸は均すものとする。</p> <p>2-2-6-2 沈設</p> <p>1 沈設に先立ち、あらかじめ鋼製魚礁は検査を受けなければならない。</p> <p>2 沈設時期、方法は、工事監督員と協議しなければならない。 沈設時の吊り下げ速度は、鋼製魚礁に過大な衝撃力を与えないように、0.8m/sec以下の速度で静かに着底させなければならない。</p> <p>3 沈設は、作業船を静止させ、波浪等による船体の揺れ等を考慮して、できるだけ鋼製魚礁に衝撃を与えないよう取り扱いなければならない。</p>	<p>工種体系の見直しによる修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																														
I - 第2編 漁場編-23、24	<p>2-3-1-4 捨石の検収</p> <p><u>1 検収方法</u> 石材の検収の方法は別表のとおりとする。 検収に当っては、別表の4方法のうちから何れかの方法を選択し、施工計画書で明らかにするものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="278 625 1374 1690"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>説明</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全量 柁立 方式</td> <td> ア 使用する石材全量を柁立てして容積を測定し検収する。 イ 柁立ては、特に注意して、台形状に整形するものとする。 </td> <td> オベリスク  (計測箇所) 延長：全辺測定し各辺の平均を使用する。 高さ：各辺の中間及び4隅を測定し平均を使用する。 $V = \frac{h}{6} \{ (2a + a_1)b + (a + 2a_1)b_1 \}$ </td> </tr> <tr> <td>トラック方式</td> <td> ア トラックスケールにより、石材全量の質量(W)を測定し、単位容積質量(G₀)で除して容積(V)を算出し検収する。 イ 単位容積質量は、基準柁立てによって決定する。 </td> <td> $V = \frac{W}{G_0} = \frac{U_i W}{W_i}$ U_i：第i回目の基準柁立ての容積(%) W_i：第i回目の基準柁立ての質量(ton) G₀：単位容積質量(t/%) W：石材全量の数量(ton) </td> </tr> <tr> <td>トラック積方式</td> <td> ア 基準柁立てにより、トラック1台当りの平均積載量(W_i)を算出し、これに使用トラック台数(N)を乗じて、容積(V)を算出し検収する。 </td> <td> $V = W_i N = \frac{U_i N}{n}$ n：U_iに対するトラック台数(台) W_i：平均積載量(%/台) U_i：第i回目の基準柁立ての容積(%) N：使用トラック台数(台) </td> </tr> <tr> <td>伝票方式</td> <td> ア 石材の納品伝票により検収する。 イ 使用トラック全台数について、1台につき1回以上柁立てにより、伝票数量を確認する。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1 基準柁立てとは、原則として概ね1,000%毎、またはその端数毎に1回、100%程度(トラック整数台分)を対象とする。 2 測定値G₀及びW_iの変動が小さいと判断される場合は以後の基準柁立てを適宜省略してよい。</p>	区分	説明	備考	全量 柁立 方式	ア 使用する石材全量を柁立てして容積を測定し検収する。 イ 柁立ては、特に注意して、台形状に整形するものとする。	オベリスク  (計測箇所) 延長：全辺測定し各辺の平均を使用する。 高さ：各辺の中間及び4隅を測定し平均を使用する。 $V = \frac{h}{6} \{ (2a + a_1)b + (a + 2a_1)b_1 \}$	トラック方式	ア トラックスケールにより、石材全量の質量(W)を測定し、単位容積質量(G ₀)で除して容積(V)を算出し検収する。 イ 単位容積質量は、基準柁立てによって決定する。	$V = \frac{W}{G_0} = \frac{U_i W}{W_i}$ U _i ：第i回目の基準柁立ての容積(%) W _i ：第i回目の基準柁立ての質量(ton) G ₀ ：単位容積質量(t/%) W：石材全量の数量(ton)	トラック積方式	ア 基準柁立てにより、トラック1台当りの平均積載量(W _i)を算出し、これに使用トラック台数(N)を乗じて、容積(V)を算出し検収する。	$V = W_i N = \frac{U_i N}{n}$ n：U _i に対するトラック台数(台) W _i ：平均積載量(%/台) U _i ：第i回目の基準柁立ての容積(%) N：使用トラック台数(台)	伝票方式	ア 石材の納品伝票により検収する。 イ 使用トラック全台数について、1台につき1回以上柁立てにより、伝票数量を確認する。		<p>2-3-1-4 捨石の検収</p> <p>石材の検収の方法は別表のとおりとする。 検収に当っては、別表の4方法のうちから何れかの方法を選択肢、施工計画書で明らかにするものとする。 また、別表の方法によらない場合は別途工事監督員と協議すること。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1442 625 2537 1690"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>説明</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全量 柁立 方式</td> <td> ア 使用する石材全量を柁立てして容積を測定し検収する。 イ 柁立ては、特に注意して、台形状に整形するものとする。 ウ 計測の方法については監督員と協議すること。 </td> <td> オベリスク  (計測箇所) 延長：全辺測定し各辺の平均を使用する。 高さ：各辺の中間及び4隅を測定し平均を使用する。 $V = \frac{h}{6} \{ (2a + a_1)b + (a + 2a_1)b_1 \}$ </td> </tr> <tr> <td>トラック方式</td> <td> ア トラックスケールにより、石材全量の質量(W)を測定し、単位容積質量(G₀)で除して容積(V)を算出し検収する。 イ 単位容積質量は、基準柁立てによって決定する。 </td> <td> $V = \frac{W}{G_0} = \frac{U_i W}{W_i}$ U_i：第i回目の基準柁立ての容積(m³) W_i：第i回目の基準柁立ての質量(ton) G₀：単位容積質量(t/m³) W：石材全量の数量(ton) </td> </tr> <tr> <td>トラック積方式</td> <td> ア 基準柁立てにより、トラック1台当りの平均積載量(W_i)を算出し、これに使用トラック台数(N)を乗じて、容積(V)を算出し検収する。 </td> <td> $V = W_i N = \frac{U_i N}{n}$ n：U_iに対するトラック台数(台) W_i：平均積載量(%/台) U_i：第i回目の基準柁立ての容積(m³) N：使用トラック台数(台) </td> </tr> <tr> <td>伝票方式</td> <td> ア 石材の納品伝票により検収する。 イ 使用トラック全台数について、1台につき1回以上柁立てにより、伝票数量を確認する。 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：1 基準柁立てとは、原則として概ね1,000m³毎、またはその端数毎に1回、100m³程度(トラック整数台分)を対象とする。 2 測定値G₀及びW_iの変動が小さいと判断される場合は以後の基準柁立てを適宜省略してよい。</p>	区分	説明	備考	全量 柁立 方式	ア 使用する石材全量を柁立てして容積を測定し検収する。 イ 柁立ては、特に注意して、台形状に整形するものとする。 ウ 計測の方法については監督員と協議すること。	オベリスク  (計測箇所) 延長：全辺測定し各辺の平均を使用する。 高さ：各辺の中間及び4隅を測定し平均を使用する。 $V = \frac{h}{6} \{ (2a + a_1)b + (a + 2a_1)b_1 \}$	トラック方式	ア トラックスケールにより、石材全量の質量(W)を測定し、単位容積質量(G ₀)で除して容積(V)を算出し検収する。 イ 単位容積質量は、基準柁立てによって決定する。	$V = \frac{W}{G_0} = \frac{U_i W}{W_i}$ U _i ：第i回目の基準柁立ての容積(m ³) W _i ：第i回目の基準柁立ての質量(ton) G ₀ ：単位容積質量(t/m ³) W：石材全量の数量(ton)	トラック積方式	ア 基準柁立てにより、トラック1台当りの平均積載量(W _i)を算出し、これに使用トラック台数(N)を乗じて、容積(V)を算出し検収する。	$V = W_i N = \frac{U_i N}{n}$ n：U _i に対するトラック台数(台) W _i ：平均積載量(%/台) U _i ：第i回目の基準柁立ての容積(m ³) N：使用トラック台数(台)	伝票方式	ア 石材の納品伝票により検収する。 イ 使用トラック全台数について、1台につき1回以上柁立てにより、伝票数量を確認する。		<p>削除</p> <p>文章の修正</p> <p>文章の追加</p> <p>誤記の修正</p> <p>誤記の修正</p>
区分	説明	備考																															
全量 柁立 方式	ア 使用する石材全量を柁立てして容積を測定し検収する。 イ 柁立ては、特に注意して、台形状に整形するものとする。	オベリスク  (計測箇所) 延長：全辺測定し各辺の平均を使用する。 高さ：各辺の中間及び4隅を測定し平均を使用する。 $V = \frac{h}{6} \{ (2a + a_1)b + (a + 2a_1)b_1 \}$																															
トラック方式	ア トラックスケールにより、石材全量の質量(W)を測定し、単位容積質量(G ₀)で除して容積(V)を算出し検収する。 イ 単位容積質量は、基準柁立てによって決定する。	$V = \frac{W}{G_0} = \frac{U_i W}{W_i}$ U _i ：第i回目の基準柁立ての容積(%) W _i ：第i回目の基準柁立ての質量(ton) G ₀ ：単位容積質量(t/%) W：石材全量の数量(ton)																															
トラック積方式	ア 基準柁立てにより、トラック1台当りの平均積載量(W _i)を算出し、これに使用トラック台数(N)を乗じて、容積(V)を算出し検収する。	$V = W_i N = \frac{U_i N}{n}$ n：U _i に対するトラック台数(台) W _i ：平均積載量(%/台) U _i ：第i回目の基準柁立ての容積(%) N：使用トラック台数(台)																															
伝票方式	ア 石材の納品伝票により検収する。 イ 使用トラック全台数について、1台につき1回以上柁立てにより、伝票数量を確認する。																																
区分	説明	備考																															
全量 柁立 方式	ア 使用する石材全量を柁立てして容積を測定し検収する。 イ 柁立ては、特に注意して、台形状に整形するものとする。 ウ 計測の方法については監督員と協議すること。	オベリスク  (計測箇所) 延長：全辺測定し各辺の平均を使用する。 高さ：各辺の中間及び4隅を測定し平均を使用する。 $V = \frac{h}{6} \{ (2a + a_1)b + (a + 2a_1)b_1 \}$																															
トラック方式	ア トラックスケールにより、石材全量の質量(W)を測定し、単位容積質量(G ₀)で除して容積(V)を算出し検収する。 イ 単位容積質量は、基準柁立てによって決定する。	$V = \frac{W}{G_0} = \frac{U_i W}{W_i}$ U _i ：第i回目の基準柁立ての容積(m ³) W _i ：第i回目の基準柁立ての質量(ton) G ₀ ：単位容積質量(t/m ³) W：石材全量の数量(ton)																															
トラック積方式	ア 基準柁立てにより、トラック1台当りの平均積載量(W _i)を算出し、これに使用トラック台数(N)を乗じて、容積(V)を算出し検収する。	$V = W_i N = \frac{U_i N}{n}$ n：U _i に対するトラック台数(台) W _i ：平均積載量(%/台) U _i ：第i回目の基準柁立ての容積(m ³) N：使用トラック台数(台)																															
伝票方式	ア 石材の納品伝票により検収する。 イ 使用トラック全台数について、1台につき1回以上柁立てにより、伝票数量を確認する。																																

掲載頁	現行	改定	摘要
I - 第2編 漁場編 - 26	<p style="text-align: center;">第4章 人工干潟工 (アサリ礁造成工)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 アサリ礁 27</p> <p>2-4-1-1 適用 27</p> <p>2-4-1-2 材料 27</p> <p>2-4-1-3 敷砂工 27</p> <p>2-4-1-4 施工(敷砂工) 28</p> <p>2-4-1-5 砂溜堤工 28</p> <p>2-4-1-6 施工(砂溜堤工) 28</p>	<p style="text-align: center;">第4章 人工干潟工 (アサリ礁造成工)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1節 アサリ礁 27</p> <p>2-4-1-1 適用 27</p> <p>2-4-1-2 材料 27</p> <p>2-4-1-3 盛砂工 27</p> <p>2-4-1-4 施工(盛砂工) 28</p> <p>2-4-1-5 砂留堤工 28</p> <p>2-4-1-6 施工(砂留堤工) 28</p>	<p>工種体系の見直しによる修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
<p>I－第2編 漁場編－27</p> <p>I－第2編 漁場編－28</p>	<p>2－4－1－3 敷砂工 1 浚渫区域から採取する場合の区域、深度等は、設計図書の定めによるものとする。 2 採取場所の指定がない場合は、使用に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出し、工事監督員の確認を得るものとする。</p> <p>2－4－1－4 施工（敷砂工） 1 施工方法及び順序については、事前に工事監督員と協議するものとする。 2 濁り防止のために特別の措置を必要とする場合は、設計図書の定めによるものとする。 3 造成箇所において異常沈下等、不測の事態が生じるおそれがあるときは、直ちに工事監督員に報告し、指示を受けなければならない。 4 配砂管路は適切に計画しなければならない。 5 砂溜堤工周辺の盛砂箇所は、脆弱になりやすいので敷均しは特に注意しなければならない。 6 請負人は、マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。</p> <p>2－4－1－5 砂溜堤工 砂溜堤工に使用するサンドチューブおよびサンドバッグは、設計図書に定めのない場合次の品質規格のものを使用する。</p> <p>2－4－1－6 施工（砂溜堤工） 1 サンドチューブは所定の形状及び法線に設置しなければならない。 2 サンドバッグはサンドチューブ間に容易に崩落しないように設置しなければならない。 3 サンドチューブ内への砂の充填にあたっては、砂がサンドチューブ内のすみずみまで行きわたるよう適切に施工しなければならない。</p>	<p>2－4－1－3 盛砂工 1 浚渫区域から採取する場合の区域、深度等は、設計図書の定めによるものとする。 2 採取場所の指定がない場合は、使用に先立ち使用する材料の試験成績表及び産地を明示した書類を提出し、工事監督員の確認を得るものとする。</p> <p>2－4－1－4 施工（盛砂工） 1 施工方法及び順序については、事前に工事監督員と協議するものとする。 2 濁り防止のために特別の措置を必要とする場合は、設計図書の定めによるものとする。 3 造成箇所において異常沈下等、不測の事態が生じるおそれがあるときは、直ちに工事監督員に報告し、指示を受けなければならない。 4 配砂管路は適切に計画しなければならない。 5 砂溜堤工周辺の盛砂箇所は、脆弱になりやすいので敷均しは特に注意しなければならない。 6 請負人は、マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。</p> <p>2－4－1－5 砂溜堤工 砂溜堤工に使用するサンドチューブおよびサンドバッグは、設計図書に定めのない場合次の品質規格のものを使用する。</p> <p>2－4－1－6 施工（砂溜堤工） 1 サンドチューブは所定の形状及び法線に設置しなければならない。 2 サンドバッグはサンドチューブ間に容易に崩落しないように設置しなければならない。 3 サンドチューブ内への砂の充填にあたっては、砂がサンドチューブ内のすみずみまで行きわたるよう適切に施工しなければならない。</p>	<p>工種体系の見直しによる修正</p>

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
Ⅱ－施管－9	<p style="text-align: center;">2 出来形管理基準</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>(1) 魚礁設置 10</p> <p>(2) 着定基質設置 12</p> <p>(3) 人工干潟 14</p> <p>(4) 消波堤設置 16</p> <p>(5) 離岸堤設置 18</p> <p>(6) その他 18</p>	<p style="text-align: center;">2 出来形管理基準</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>(1) 魚礁工 10</p> <p>(2) 増殖場工（着定基質） 12</p> <p>(3) 増殖場工（人工干潟） 14</p> <p>(4) 増殖場工（魚礁構造物撤去移設工） 14</p> <p>(5) 消波堤堤体工 16</p> <p>(6) 消波堤基礎工 18</p> <p>(7) 離岸堤堤体工 18</p> <p>(8) その他 18</p>	<p>工種体系の見直しによる修正</p>

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																						
II-施管-10, 11	<h3 style="text-align: center;">2 出来形管理基準</h3> <p>(1) 魚礁設置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工程・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作</td> <td>型枠形状寸法</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>ブロック製作に先立ち、型枠全数について各主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作</td> <td>出来ばえ</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>全数について主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>ボルトの取付け</td> <td>観察</td> <td>全箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作</td> <td>出来ばえ</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>全数について主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>のど厚、脚長</td> <td>ノギス、溶接ゲージ等により測定</td> <td>5箇所/基</td> </tr> <tr> <td>溶接長</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥の有無</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>溶接部非破壊試験</td> <td>カラーチェック</td> <td>1箇所/基</td> </tr> <tr> <td>精度経度 公共産権</td> <td>GNSS及びD-GNSS等により測定</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設</td> <td>施工位置 計画配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等により測定</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ 円形配置 山積配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</td> <td>中心点から8方位を測定</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ 円形配置 山積配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</td> <td>縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線、 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線（施工界）から施設内10mの測線</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ 円形配置 山積配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</td> <td>縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-22により取りまとめる。</td> <td>各部の寸法設計値 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>長さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td><td></td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td><td></td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td><td></td></tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>観察結果を報告する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-2, 3により取りまとめる。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>観察結果の報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-2, 3, 5。</td> <td> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>高さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td></tr> <tr><td colspan="3">カウンターウェイトの幅、高さ、長さ</td></tr> <tr><td>+ 50mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td></td><td></td></tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>測定表を作成し、提出</td> <td>のど厚 基準のど厚 α = 基準脚長 S × √2 ÷ 2 脚長 基準脚長 S = 薄いほうの母材厚 × 0.7</td> <td>0mm ≤ 許容値 Δα ≤ 3mm 0mm ≤ 許容値 ΔS ≤ 0.5Sかつ ΔS ≤ 5mm</td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>観察結果の報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>写真を提出</td> <td>不良箇所がないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>精度経度 公共産権</td> <td>管理データ 様式-23次設管理表を作成し、提出する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>特記仕様書による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-24出来形管理表を作成し、出来形図及び記録紙に寸法等を表示した上で提出する。</td> <td>特記仕様書による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>出来ばえ</td> <td>特記仕様書による</td> <td>縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>特記仕様書による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、型枠全数について各主要寸法を測定する。	ブロック外観	観察	全数	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。	ボルトの取付け	観察	全箇所	魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。	のど厚、脚長	ノギス、溶接ゲージ等により測定	5箇所/基	溶接長	観察	全数	有害な欠陥の有無	観察	全数	溶接部非破壊試験	カラーチェック	1箇所/基	精度経度 公共産権	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数	魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設	施工位置 計画配置	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点から8方位を測定	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線、 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線（施工界）から施設内10mの測線	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1m	管理データ 様式-22により取りまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>長さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td><td></td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td><td></td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td><td></td></tr> </table>	幅	長さ	長さ	± 5mm	± 5mm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm		30cm ≤ L < 100cm	± 10mm		100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内			1m	観察結果を報告する。			1m	管理データ 様式-2, 3により取りまとめる。			1m	観察結果の報告			1m	管理データ 様式-2, 3, 5。	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>高さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td></tr> <tr><td colspan="3">カウンターウェイトの幅、高さ、長さ</td></tr> <tr><td>+ 50mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td></td><td></td></tr> </table>	幅	高さ	長さ	+ 30mm	+ 30mm	+ 30mm	- 10mm	- 10mm	- 10mm	カウンターウェイトの幅、高さ、長さ			+ 50mm			- 10mm				1m	測定表を作成し、提出	のど厚 基準のど厚 α = 基準脚長 S × √2 ÷ 2 脚長 基準脚長 S = 薄いほうの母材厚 × 0.7	0mm ≤ 許容値 Δα ≤ 3mm 0mm ≤ 許容値 ΔS ≤ 0.5Sかつ ΔS ≤ 5mm	1m	観察結果の報告			1m	写真を提出	不良箇所がないこと		同上	精度経度 公共産権	管理データ 様式-23次設管理表を作成し、提出する。		同上	同上	特記仕様書による		1m	管理データ 様式-24出来形管理表を作成し、出来形図及び記録紙に寸法等を表示した上で提出する。	特記仕様書による		1m	出来ばえ	特記仕様書による	縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。	同上	同上	特記仕様書による		<h3 style="text-align: center;">2 出来形管理基準</h3> <p>(1) 魚礁工</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工程・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作</td> <td>型枠形状寸法</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>型枠投入後適宜</td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作</td> <td>出来ばえ</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>全数について主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>ボルトの取付け</td> <td>観察</td> <td>全箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作</td> <td>出来ばえ</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>全数について主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td>のど厚、脚長</td> <td>ノギス、溶接ゲージ等により測定</td> <td>5箇所/基</td> </tr> <tr> <td>溶接長</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥の有無</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>溶接部非破壊試験</td> <td>カラーチェック</td> <td>1箇所/基</td> </tr> <tr> <td>精度経度 公共産権</td> <td>GNSS及びD-GNSS等により測定</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設</td> <td>施工位置 計画配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等により測定</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ 円形配置 山積配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</td> <td>中心点から8方位を測定</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ 円形配置 山積配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</td> <td>縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線、 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線（施工界）から施設内10mの測線</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ 円形配置 山積配置</td> <td>GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</td> <td>縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-22により取りまとめる。</td> <td>各部の寸法設計値 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>高さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td><td></td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td><td></td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td><td></td></tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>観察結果を報告する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-2, 3により取りまとめる。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>観察結果の報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-2, 3, 5。</td> <td> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>高さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td></tr> <tr><td colspan="3">カウンターウェイトの幅、高さ、長さ</td></tr> <tr><td>+ 50mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td></td><td></td></tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>測定表を作成し、提出</td> <td>のど厚 基準のど厚 α = 基準脚長 S × √2 ÷ 2 脚長 基準脚長 S = 薄いほうの母材厚 × 0.7</td> <td>0mm ≤ 許容値 Δα ≤ 3mm 0mm ≤ 許容値 ΔS ≤ 0.5Sかつ ΔS ≤ 5mm</td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>観察結果の報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>写真を提出</td> <td>不良箇所がないこと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>精度経度 公共産権</td> <td>管理データ 様式-23次設管理表を作成し、提出する。</td> <td>特記仕様書による</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>特記仕様書による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-24出来形管理表を作成し、出来形図及び記録紙に寸法等を表示した上で提出する。</td> <td>特記仕様書による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>出来ばえ</td> <td>特記仕様書による</td> <td>縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。</td> </tr> <tr> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>特記仕様書による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠投入後適宜	ブロック外観	観察	全数	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。	ボルトの取付け	観察	全箇所	魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。	のど厚、脚長	ノギス、溶接ゲージ等により測定	5箇所/基	溶接長	観察	全数	有害な欠陥の有無	観察	全数	溶接部非破壊試験	カラーチェック	1箇所/基	精度経度 公共産権	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数	魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設	施工位置 計画配置	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点から8方位を測定	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線、 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線（施工界）から施設内10mの測線	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1m	管理データ 様式-22により取りまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>高さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td><td></td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td><td></td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td><td></td></tr> </table>	幅	高さ	長さ	± 5mm	± 5mm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm		30cm ≤ L < 100cm	± 10mm		100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内			1m	観察結果を報告する。			1m	管理データ 様式-2, 3により取りまとめる。			1m	観察結果の報告			1m	管理データ 様式-2, 3, 5。	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>高さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td></tr> <tr><td colspan="3">カウンターウェイトの幅、高さ、長さ</td></tr> <tr><td>+ 50mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td></td><td></td></tr> </table>	幅	高さ	長さ	+ 30mm	+ 30mm	+ 30mm	- 10mm	- 10mm	- 10mm	カウンターウェイトの幅、高さ、長さ			+ 50mm			- 10mm				1m	測定表を作成し、提出	のど厚 基準のど厚 α = 基準脚長 S × √2 ÷ 2 脚長 基準脚長 S = 薄いほうの母材厚 × 0.7	0mm ≤ 許容値 Δα ≤ 3mm 0mm ≤ 許容値 ΔS ≤ 0.5Sかつ ΔS ≤ 5mm	1m	観察結果の報告			1m	写真を提出	不良箇所がないこと		同上	精度経度 公共産権	管理データ 様式-23次設管理表を作成し、提出する。	特記仕様書による	同上	同上	特記仕様書による		1m	管理データ 様式-24出来形管理表を作成し、出来形図及び記録紙に寸法等を表示した上で提出する。	特記仕様書による		1m	出来ばえ	特記仕様書による	縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。	同上	同上	特記仕様書による		<p>管理項目等の修正</p>
工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、型枠全数について各主要寸法を測定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ブロック外観	観察	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ボルトの取付け	観察	全箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	のど厚、脚長	ノギス、溶接ゲージ等により測定	5箇所/基																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	溶接長	観察	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	有害な欠陥の有無	観察	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	溶接部非破壊試験	カラーチェック	1箇所/基																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	精度経度 公共産権	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設	施工位置 計画配置	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点から8方位を測定																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線、 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線（施工界）から施設内10mの測線																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。																																																																																																																																																																																																																																																																																						
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1m	管理データ 様式-22により取りまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>長さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td><td></td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td><td></td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td><td></td></tr> </table>	幅	長さ	長さ	± 5mm	± 5mm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm		30cm ≤ L < 100cm	± 10mm		100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																																																																																									
幅	長さ	長さ																																																																																																																																																																																																																																																																																							
± 5mm	± 5mm	± 5mm																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10cm ≤ L < 30cm	± 7mm																																																																																																																																																																																																																																																																																								
30cm ≤ L < 100cm	± 10mm																																																																																																																																																																																																																																																																																								
100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	観察結果を報告する。																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	管理データ 様式-2, 3により取りまとめる。																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	観察結果の報告																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	管理データ 様式-2, 3, 5。	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>高さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td></tr> <tr><td colspan="3">カウンターウェイトの幅、高さ、長さ</td></tr> <tr><td>+ 50mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td></td><td></td></tr> </table>	幅	高さ	長さ	+ 30mm	+ 30mm	+ 30mm	- 10mm	- 10mm	- 10mm	カウンターウェイトの幅、高さ、長さ			+ 50mm			- 10mm																																																																																																																																																																																																																																																																							
幅	高さ	長さ																																																																																																																																																																																																																																																																																							
+ 30mm	+ 30mm	+ 30mm																																																																																																																																																																																																																																																																																							
- 10mm	- 10mm	- 10mm																																																																																																																																																																																																																																																																																							
カウンターウェイトの幅、高さ、長さ																																																																																																																																																																																																																																																																																									
+ 50mm																																																																																																																																																																																																																																																																																									
- 10mm																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1m	測定表を作成し、提出	のど厚 基準のど厚 α = 基準脚長 S × √2 ÷ 2 脚長 基準脚長 S = 薄いほうの母材厚 × 0.7	0mm ≤ 許容値 Δα ≤ 3mm 0mm ≤ 許容値 ΔS ≤ 0.5Sかつ ΔS ≤ 5mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1m	観察結果の報告																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	写真を提出	不良箇所がないこと																																																																																																																																																																																																																																																																																							
同上	精度経度 公共産権	管理データ 様式-23次設管理表を作成し、提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																							
同上	同上	特記仕様書による																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1m	管理データ 様式-24出来形管理表を作成し、出来形図及び記録紙に寸法等を表示した上で提出する。	特記仕様書による																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1m	出来ばえ	特記仕様書による	縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。																																																																																																																																																																																																																																																																																						
同上	同上	特記仕様書による																																																																																																																																																																																																																																																																																							
工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚礁工 魚礁製作工 単体魚礁製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠投入後適宜																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ブロック外観	観察	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	ボルトの取付け	観察	全箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚礁工 鋼製魚礁製作工 鋼製魚礁製作	出来ばえ	スチールテープ等により測定	全数について主要寸法を測定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	のど厚、脚長	ノギス、溶接ゲージ等により測定	5箇所/基																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	溶接長	観察	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	有害な欠陥の有無	観察	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	溶接部非破壊試験	カラーチェック	1箇所/基																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	精度経度 公共産権	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
魚礁工 魚礁沈設工 魚礁沈設	施工位置 計画配置	GNSS及びD-GNSS等により測定	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点から8方位を測定																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	縦断方向：中心1測線測定 横断方向：中心1測線、 両端1測線、 計3測線測定。 その他：補助測線を追加できる ※設置法線（施工界）から施設内10mの測線																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	出来ばえ 円形配置 山積配置	GNSS及びD-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。																																																																																																																																																																																																																																																																																						
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1m	管理データ 様式-22により取りまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>高さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td><td></td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td><td></td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td><td></td></tr> </table>	幅	高さ	長さ	± 5mm	± 5mm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm		30cm ≤ L < 100cm	± 10mm		100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																																																																																									
幅	高さ	長さ																																																																																																																																																																																																																																																																																							
± 5mm	± 5mm	± 5mm																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10cm ≤ L < 30cm	± 7mm																																																																																																																																																																																																																																																																																								
30cm ≤ L < 100cm	± 10mm																																																																																																																																																																																																																																																																																								
100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	観察結果を報告する。																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	管理データ 様式-2, 3により取りまとめる。																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	観察結果の報告																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	管理データ 様式-2, 3, 5。	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>幅</td><td>高さ</td><td>長さ</td></tr> <tr><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td><td>+ 30mm</td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td><td>- 10mm</td></tr> <tr><td colspan="3">カウンターウェイトの幅、高さ、長さ</td></tr> <tr><td>+ 50mm</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>- 10mm</td><td></td><td></td></tr> </table>	幅	高さ	長さ	+ 30mm	+ 30mm	+ 30mm	- 10mm	- 10mm	- 10mm	カウンターウェイトの幅、高さ、長さ			+ 50mm			- 10mm																																																																																																																																																																																																																																																																							
幅	高さ	長さ																																																																																																																																																																																																																																																																																							
+ 30mm	+ 30mm	+ 30mm																																																																																																																																																																																																																																																																																							
- 10mm	- 10mm	- 10mm																																																																																																																																																																																																																																																																																							
カウンターウェイトの幅、高さ、長さ																																																																																																																																																																																																																																																																																									
+ 50mm																																																																																																																																																																																																																																																																																									
- 10mm																																																																																																																																																																																																																																																																																									
1m	測定表を作成し、提出	のど厚 基準のど厚 α = 基準脚長 S × √2 ÷ 2 脚長 基準脚長 S = 薄いほうの母材厚 × 0.7	0mm ≤ 許容値 Δα ≤ 3mm 0mm ≤ 許容値 ΔS ≤ 0.5Sかつ ΔS ≤ 5mm																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1m	観察結果の報告																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1m	写真を提出	不良箇所がないこと																																																																																																																																																																																																																																																																																							
同上	精度経度 公共産権	管理データ 様式-23次設管理表を作成し、提出する。	特記仕様書による																																																																																																																																																																																																																																																																																						
同上	同上	特記仕様書による																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1m	管理データ 様式-24出来形管理表を作成し、出来形図及び記録紙に寸法等を表示した上で提出する。	特記仕様書による																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1m	出来ばえ	特記仕様書による	縦断方向の施工延長が50m以下の場合両端の計2測線とする。法線に凸部がある場合は必要に応じて補助の測線を追加する。 施設4角の測線上に無い部分は管理データから出来形図を測定。																																																																																																																																																																																																																																																																																						
同上	同上	特記仕様書による																																																																																																																																																																																																																																																																																							

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																
II-施管-12、13	<p>(2) 着定基質設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作</td> <td>型枠形状寸法</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質 (囲い壁)</td> <td>延長</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法線方向の出入り</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工位置</td> <td>GNSS、D-GNSS等により測定</td> <td>設計図書に示す設置位置全点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出来ばえ</td> <td>目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック スタッフ、レッドにより測定</td> <td>全体 測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法線方向の出入り</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> </tr> <tr> <td>増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬設置 着定基質運搬設置付 (単体壁)</td> <td>施工位置</td> <td>(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定</td> <td>設計図書に示す各点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出来ばえ</td> <td>(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定</td> <td>最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による</td> </tr> <tr> <td>増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質 製作</td> <td>魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1mm</td> <td>管理データ 様式-22によりとりまとめる。</td> <td>各部の寸法設計値 L < 10cm ± 5mm 10cm ≤ L < 30cm ± 7mm 30cm ≤ L < 100cm ± 10mm 100cm ≤ L ± 1%かつ ± 20mm以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td>海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。</td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>± ブロック幅の1/2程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図に記載し提出する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td>設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td></td> <td>水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機による測定ができる。</td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>± 70cm</td> <td>囲いブロックを設置しない場合</td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図に記載し提出する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値は、平面図を作成し提出する。</td> <td></td> <td>必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 傾斜な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定にならない。</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。		ブロック外観	観察	全数	増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質 (囲い壁)	延長	スチールテープ等により測定	法線上		法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。		施工位置	GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す設置位置全点		出来ばえ	目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック スタッフ、レッドにより測定	全体 測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。		法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬設置 着定基質運搬設置付 (単体壁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す各点		出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による	増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質 製作	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。			測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1mm	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 L < 10cm ± 5mm 10cm ≤ L < 30cm ± 7mm 30cm ≤ L < 100cm ± 10mm 100cm ≤ L ± 1%かつ ± 20mm以内			観察結果を報告する。			10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	+ 規定しない - 0cm	海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± ブロック幅の1/2程度		1m	実測値は、平面図に記載し提出する。				観察結果を報告する。	設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。		10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。		水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機による測定ができる。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± 70cm	囲いブロックを設置しない場合	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。			10cm	実測値は、平面図を作成し提出する。		必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 傾斜な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定にならない。	<p>(2) 増殖場工 (着定基質)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増殖場工 着定基質製作工 単体着定基質製作</td> <td>型枠形状寸法 (異形ブロック)</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>型枠搬入後適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>10個に1個以上</td> </tr> <tr> <td>増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質 (囲い壁)</td> <td>延長</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法線方向の出入り</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工位置</td> <td>GNSS、D-GNSS等により測定</td> <td>設計図書に示す設置位置全点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出来ばえ</td> <td>目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック スタッフ、レッドにより測定</td> <td>全体 測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法線方向の出入り</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>5m~20mのピッチで施設規模により測定する。</td> </tr> <tr> <td>増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬設置 (投入指示がある場合)</td> <td>施工位置</td> <td>(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定</td> <td>設計図書に示す各点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>出来ばえ</td> <td>(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定</td> <td>最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による</td> </tr> <tr> <td>増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質製作</td> <td>魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1mm</td> <td>管理データ 様式-22によりとりまとめる。</td> <td>各部の寸法設計値 L < 10cm ± 5mm 10cm ≤ L < 30cm ± 7mm 30cm ≤ L < 100cm ± 10mm 100cm ≤ L ± 1%かつ ± 20mm以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td>海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。</td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>± ブロック幅の1/2程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図に記載し提出する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td>設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td></td> <td>水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機による測定ができる。</td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図・縦横断面に記入する。</td> <td>± 70cm</td> <td>囲いブロックを設置しない場合</td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図に記載し提出する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値は、平面図を作成し提出する。</td> <td></td> <td>必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 傾斜な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定にならない。</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 着定基質製作工 単体着定基質製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜		ブロック外観	観察	10個に1個以上	増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質 (囲い壁)	延長	スチールテープ等により測定	法線上		法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。		施工位置	GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す設置位置全点		出来ばえ	目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック スタッフ、レッドにより測定	全体 測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。		法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。	増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬設置 (投入指示がある場合)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す各点		出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による	増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質製作	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。			測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1mm	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 L < 10cm ± 5mm 10cm ≤ L < 30cm ± 7mm 30cm ≤ L < 100cm ± 10mm 100cm ≤ L ± 1%かつ ± 20mm以内			観察結果を報告する。			10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	+ 規定しない - 0cm	海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± ブロック幅の1/2程度		1m	実測値は、平面図に記載し提出する。				観察結果を報告する。	設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。		10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。		水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機による測定ができる。	10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± 70cm	囲いブロックを設置しない場合	1m	実測値は、平面図に記載し提出する。			10cm	実測値は、平面図を作成し提出する。		必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 傾斜な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定にならない。	<p>工種体系見直しによる修正</p> <p>管理項目等の修正</p>
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																
増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。																																																																																																																																																																																
	ブロック外観	観察	全数																																																																																																																																																																																
増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質 (囲い壁)	延長	スチールテープ等により測定	法線上																																																																																																																																																																																
	法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。																																																																																																																																																																																
	施工位置	GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す設置位置全点																																																																																																																																																																																
	出来ばえ	目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック スタッフ、レッドにより測定	全体 測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。																																																																																																																																																																																
	法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。																																																																																																																																																																																
増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬設置 着定基質運搬設置付 (単体壁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す各点																																																																																																																																																																																
	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による																																																																																																																																																																																
増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質 製作	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。																																																																																																																																																																																		
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																
1mm	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 L < 10cm ± 5mm 10cm ≤ L < 30cm ± 7mm 30cm ≤ L < 100cm ± 10mm 100cm ≤ L ± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																	
	観察結果を報告する。																																																																																																																																																																																		
10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	+ 規定しない - 0cm	海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。																																																																																																																																																																																
10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± ブロック幅の1/2程度																																																																																																																																																																																	
1m	実測値は、平面図に記載し提出する。																																																																																																																																																																																		
	観察結果を報告する。	設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。		水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機による測定ができる。																																																																																																																																																																																
10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± 70cm	囲いブロックを設置しない場合																																																																																																																																																																																
1m	実測値は、平面図に記載し提出する。																																																																																																																																																																																		
10cm	実測値は、平面図を作成し提出する。		必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 傾斜な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定にならない。																																																																																																																																																																																
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																
増殖場工 着定基質製作工 単体着定基質製作	型枠形状寸法 (異形ブロック)	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜																																																																																																																																																																																
	ブロック外観	観察	10個に1個以上																																																																																																																																																																																
増殖場工 石材着定基質工 石材着定基質 (囲い壁)	延長	スチールテープ等により測定	法線上																																																																																																																																																																																
	法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。																																																																																																																																																																																
	施工位置	GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す設置位置全点																																																																																																																																																																																
	出来ばえ	目視又は、めだまカメラによる実施観察並びに記録写真によるチェック スタッフ、レッドにより測定	全体 測線間隔5m~20m、測点間隔20m以下で施設規模により測定する。																																																																																																																																																																																
	法線方向の出入り	スチールテープ等により測定	5m~20mのピッチで施設規模により測定する。																																																																																																																																																																																
増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬設置 (投入指示がある場合)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、GNSS、D-GNSS等により測定	設計図書に示す各点																																																																																																																																																																																
	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 施工位置は、工事監督員の指示による																																																																																																																																																																																
増殖場工 着定基質製作工 組立着定基質製作	魚礁工 魚礁製作工 組立魚礁製作 を適用する。																																																																																																																																																																																		
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																
1mm	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 L < 10cm ± 5mm 10cm ≤ L < 30cm ± 7mm 30cm ≤ L < 100cm ± 10mm 100cm ≤ L ± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																	
	観察結果を報告する。																																																																																																																																																																																		
10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	+ 規定しない - 0cm	海底状況により施工がこれにより難しい場合は、監督員と協議すること。																																																																																																																																																																																
10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± ブロック幅の1/2程度																																																																																																																																																																																	
1m	実測値は、平面図に記載し提出する。																																																																																																																																																																																		
	観察結果を報告する。	設計図書に示す範囲内に一律に投入され、局所的な空白箇所がない。																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。		水深により施工がこれにより難しい場合は、音響測深機による測定ができる。																																																																																																																																																																																
10cm	実測値を、平面図・縦横断面に記入する。	± 70cm	囲いブロックを設置しない場合																																																																																																																																																																																
1m	実測値は、平面図に記載し提出する。																																																																																																																																																																																		
10cm	実測値は、平面図を作成し提出する。		必要に応じ、設置範囲を音響測深機により確認する。 傾斜な傾斜、起伏度の大きい場所への設置により施設が不安定にならない。																																																																																																																																																																																

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																																																									
II－施管－ 14、15	<table border="1" data-bbox="284 636 825 1018"> <thead> <tr> <th>工程・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設</td> <td>施工位置</td> <td>(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電 波測距儀等により実施測定</td> <td>ブロック全数</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定</td> <td>全個数の1割程度を横断方向 に測定する。 測定位置は、工事監督員の指 示による</td> </tr> <tr> <td>産卵場工 産卵場製作工 産卵場製作</td> <td>増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作 を適用する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産卵場工 産卵場設置工 産卵場運搬据付</td> <td>増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬据付 着定基質運搬据付 (単体置) を適用する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産卵場工 産卵場沈設工 産卵場沈設</td> <td>増殖場工 着定基質設置工 着定基質沈設 を適用する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保護場工</td> <td>(1) 魚礁設置 魚礁工 を適用する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="284 1035 373 1052">(3) 人工干潟</p> <table border="1" data-bbox="284 1052 825 1329"> <thead> <tr> <th>工程・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">砂留場工 砂留場設置工 サンドチューブ設置 サンドバッグ設置</td> <td>延長</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td>基準高</td> <td>レベル等により測定</td> <td>測点間隔10m以下 内測線、外測線の2点</td> </tr> <tr> <td>法線方向の出入り</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>測点間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">盛砂工 盛砂投入 盛砂均し</td> <td>延長</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>外辺を測定する</td> </tr> <tr> <td>基準高</td> <td>レベル等により測定</td> <td>測線間隔20m以下 測点間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>測線間隔20m以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="869 636 1409 1018"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、管理表を作成すると 共に、平面図に記載し提出す る。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図、縦断面に記 載し提出する。 記録紙にも寸法等を表示する。</td> <td></td> <td>極端な傾斜、起伏度の大 きい場所への設置により 施設が不安定になってい ない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="869 1052 1409 1329"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1cm</td> <td>実測値を、縦断面図に記入し提 出する。</td> <td>設計図書による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1cm</td> <td>管理表を作成し提出する。</td> <td>± サンドチューブの直径の1/2程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1cm</td> <td>実測値を、縦断面図に記入し提 出する。</td> <td>設計図書による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面図に 記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td>サンドチューブ、サンド バッグを設置しない場合</td> </tr> </tbody> </table>	工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設	施工位置	(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電 波測距儀等により実施測定	ブロック全数	出来ばえ	(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定	全個数の1割程度を横断方向 に測定する。 測定位置は、工事監督員の指 示による	産卵場工 産卵場製作工 産卵場製作	増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作 を適用する。			産卵場工 産卵場設置工 産卵場運搬据付	増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬据付 着定基質運搬据付 (単体置) を適用する。			産卵場工 産卵場沈設工 産卵場沈設	増殖場工 着定基質設置工 着定基質沈設 を適用する。			保護場工	(1) 魚礁設置 魚礁工 を適用する。			工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	砂留場工 砂留場設置工 サンドチューブ設置 サンドバッグ設置	延長	ステールテープ等により測定	法線上	基準高	レベル等により測定	測点間隔10m以下 内測線、外測線の2点	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	測点間隔10m以下	盛砂工 盛砂投入 盛砂均し	延長	ステールテープ等により測定	外辺を測定する	基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	幅	ステールテープ等により測定	測線間隔20m以下	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	10cm	実測値を、管理表を作成すると 共に、平面図に記載し提出す る。			1m	実測値は、平面図、縦断面に記 載し提出する。 記録紙にも寸法等を表示する。		極端な傾斜、起伏度の大 きい場所への設置により 施設が不安定になってい ない。																	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	10cm	実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。	+ 規定しない - 0cm		1cm	実測値を、縦断面図に記入し提 出する。	設計図書による。		1cm	管理表を作成し提出する。	± サンドチューブの直径の1/2程度		10cm	実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。	+ 規定しない - 0cm		1cm	実測値を、縦断面図に記入し提 出する。	設計図書による。		10cm	実測値を、平面図、縦断面図に 記入し提出する。	+ 規定しない - 0cm	サンドチューブ、サンド バッグを設置しない場合	<table border="1" data-bbox="1495 625 2036 804"> <thead> <tr> <th>工程・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬据付 (投入指示がない場合)</td> <td>施工位置</td> <td>(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電 波測距儀等により実施測定</td> <td>ブロック全数</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定</td> <td>全個数の1割程度を横断方向 に測定する。 測定位置は、工事監督員の指 示による</td> </tr> <tr> <td>保護場工</td> <td>(1) 魚礁設置 魚礁工 を適用する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1495 821 1644 840">(3) 増殖場工(人工干潟)</p> <table border="1" data-bbox="1495 840 2036 1117"> <thead> <tr> <th>工程・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">増殖場工 砂留場設置工 サンドチューブ設置 サンドバッグ設置</td> <td>延長</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td>基準高</td> <td>レベル等により測定</td> <td>測点間隔10m以下 内測線、外測線の2点</td> </tr> <tr> <td>法線方向の出入り</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>測点間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">着上盛砂工 盛砂工 盛砂投入 盛砂均し</td> <td>延長</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>外辺を測定する</td> </tr> <tr> <td>基準高</td> <td>レベル等により測定</td> <td>測線間隔20m以下 測点間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>測線間隔20m以下</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1495 1134 1703 1152">(4) 増殖場工(魚礁構造物撤去移設工)</p> <table border="1" data-bbox="1495 1152 2036 1283"> <thead> <tr> <th>工程・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増殖場工 魚礁撤去引上げ・再設置工 魚礁撤去引上げ・再設置</td> <td>出来ばえ</td> <td>D-GNSS及びRTK-GNSS 等による位置測定 ・マルチビーム音響測深機及びサ イドスキャンソナーによる測定</td> <td>特記仕様書による</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>D-GNSS及びRTK-GNSS S等による位置測定と音響測深機 による測定</td> <td>中心点から8方位を測定</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2080 625 2620 804"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値は、管理表を作成すると 共に、平面図に記載し提出す る。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>実測値は、平面図、縦断面に記 載し提出する。 記録紙にも寸法等を表示する。</td> <td></td> <td>極端な傾斜、起伏度の大 きい場所への設置により 施設が不安定になってい ない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2080 840 2620 1117"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1cm</td> <td>実測値を、縦断面図に記入し提 出する。</td> <td>設計図書による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1cm</td> <td>管理表を作成し提出する。</td> <td>± サンドチューブの直径の1/2程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1cm</td> <td>実測値を、縦断面図に記入し提 出する。</td> <td>設計図書による。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面図に 記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 0cm</td> <td>サンドチューブ、サンド バッグを設置しない場合</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2080 1152 2620 1283"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>平面図に撤去箇所及び撤去日を 表示したうえで提出する</td> <td></td> <td>撤去範囲内に魚礁ブロックがないこと。た だし、発注者協議のうえ、撤去不要が認め られたブロックを除く</td> </tr> <tr> <td>1m</td> <td>様式-24出来型管理表を作成 し、出来位置及び記録紙に寸法 等を表示したうえで提出する</td> <td></td> <td>特記仕様書による 再設置(移設先)</td> </tr> </tbody> </table>	工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬据付 (投入指示がない場合)	施工位置	(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電 波測距儀等により実施測定	ブロック全数	出来ばえ	(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定	全個数の1割程度を横断方向 に測定する。 測定位置は、工事監督員の指 示による	保護場工	(1) 魚礁設置 魚礁工 を適用する。			工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 砂留場設置工 サンドチューブ設置 サンドバッグ設置	延長	ステールテープ等により測定	法線上	基準高	レベル等により測定	測点間隔10m以下 内測線、外測線の2点	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	測点間隔10m以下	着上盛砂工 盛砂工 盛砂投入 盛砂均し	延長	ステールテープ等により測定	外辺を測定する	基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	幅	ステールテープ等により測定	測線間隔20m以下	工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 魚礁撤去引上げ・再設置工 魚礁撤去引上げ・再設置	出来ばえ	D-GNSS及びRTK-GNSS 等による位置測定 ・マルチビーム音響測深機及びサ イドスキャンソナーによる測定	特記仕様書による	出来ばえ	D-GNSS及びRTK-GNSS S等による位置測定と音響測深機 による測定	中心点から8方位を測定	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	10cm	実測値は、管理表を作成すると 共に、平面図に記載し提出す る。			1m	実測値は、平面図、縦断面に記 載し提出する。 記録紙にも寸法等を表示する。		極端な傾斜、起伏度の大 きい場所への設置により 施設が不安定になってい ない。									測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	10cm	実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。	+ 規定しない - 0cm		1cm	実測値を、縦断面図に記入し提 出する。	設計図書による。		1cm	管理表を作成し提出する。	± サンドチューブの直径の1/2程度		10cm	実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。	+ 規定しない - 0cm		1cm	実測値を、縦断面図に記入し提 出する。	設計図書による。		10cm	実測値を、平面図、縦断面図に 記入し提出する。	+ 規定しない - 0cm	サンドチューブ、サンド バッグを設置しない場合	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考		平面図に撤去箇所及び撤去日を 表示したうえで提出する		撤去範囲内に魚礁ブロックがないこと。た だし、発注者協議のうえ、撤去不要が認め られたブロックを除く	1m	様式-24出来型管理表を作成 し、出来位置及び記録紙に寸法 等を表示したうえで提出する		特記仕様書による 再設置(移設先)	<p data-bbox="2703 636 2902 688">工種体系見直し による修正</p>
工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																																																									
増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設	施工位置	(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電 波測距儀等により実施測定	ブロック全数																																																																																																																																																																																																																									
	出来ばえ	(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定	全個数の1割程度を横断方向 に測定する。 測定位置は、工事監督員の指 示による																																																																																																																																																																																																																									
産卵場工 産卵場製作工 産卵場製作	増殖場工 着定基質製作工 着定基質製作 を適用する。																																																																																																																																																																																																																											
産卵場工 産卵場設置工 産卵場運搬据付	増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬据付 着定基質運搬据付 (単体置) を適用する。																																																																																																																																																																																																																											
産卵場工 産卵場沈設工 産卵場沈設	増殖場工 着定基質設置工 着定基質沈設 を適用する。																																																																																																																																																																																																																											
保護場工	(1) 魚礁設置 魚礁工 を適用する。																																																																																																																																																																																																																											
工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																																																									
砂留場工 砂留場設置工 サンドチューブ設置 サンドバッグ設置	延長	ステールテープ等により測定	法線上																																																																																																																																																																																																																									
	基準高	レベル等により測定	測点間隔10m以下 内測線、外測線の2点																																																																																																																																																																																																																									
	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	測点間隔10m以下																																																																																																																																																																																																																									
盛砂工 盛砂投入 盛砂均し	延長	ステールテープ等により測定	外辺を測定する																																																																																																																																																																																																																									
	基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下																																																																																																																																																																																																																									
	幅	ステールテープ等により測定	測線間隔20m以下																																																																																																																																																																																																																									
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																																									
10cm	実測値を、管理表を作成すると 共に、平面図に記載し提出す る。																																																																																																																																																																																																																											
1m	実測値は、平面図、縦断面に記 載し提出する。 記録紙にも寸法等を表示する。		極端な傾斜、起伏度の大 きい場所への設置により 施設が不安定になってい ない。																																																																																																																																																																																																																									
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																																									
10cm	実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。	+ 規定しない - 0cm																																																																																																																																																																																																																										
1cm	実測値を、縦断面図に記入し提 出する。	設計図書による。																																																																																																																																																																																																																										
1cm	管理表を作成し提出する。	± サンドチューブの直径の1/2程度																																																																																																																																																																																																																										
10cm	実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。	+ 規定しない - 0cm																																																																																																																																																																																																																										
1cm	実測値を、縦断面図に記入し提 出する。	設計図書による。																																																																																																																																																																																																																										
10cm	実測値を、平面図、縦断面図に 記入し提出する。	+ 規定しない - 0cm	サンドチューブ、サンド バッグを設置しない場合																																																																																																																																																																																																																									
工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																																																									
増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬据付 (投入指示がない場合)	施工位置	(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電 波測距儀等により実施測定	ブロック全数																																																																																																																																																																																																																									
	出来ばえ	(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定	全個数の1割程度を横断方向 に測定する。 測定位置は、工事監督員の指 示による																																																																																																																																																																																																																									
保護場工	(1) 魚礁設置 魚礁工 を適用する。																																																																																																																																																																																																																											
工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																																																									
増殖場工 砂留場設置工 サンドチューブ設置 サンドバッグ設置	延長	ステールテープ等により測定	法線上																																																																																																																																																																																																																									
	基準高	レベル等により測定	測点間隔10m以下 内測線、外測線の2点																																																																																																																																																																																																																									
	法線方向の出入り	ステールテープ等により測定	測点間隔10m以下																																																																																																																																																																																																																									
着上盛砂工 盛砂工 盛砂投入 盛砂均し	延長	ステールテープ等により測定	外辺を測定する																																																																																																																																																																																																																									
	基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下																																																																																																																																																																																																																									
	幅	ステールテープ等により測定	測線間隔20m以下																																																																																																																																																																																																																									
工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																																																									
増殖場工 魚礁撤去引上げ・再設置工 魚礁撤去引上げ・再設置	出来ばえ	D-GNSS及びRTK-GNSS 等による位置測定 ・マルチビーム音響測深機及びサ イドスキャンソナーによる測定	特記仕様書による																																																																																																																																																																																																																									
	出来ばえ	D-GNSS及びRTK-GNSS S等による位置測定と音響測深機 による測定	中心点から8方位を測定																																																																																																																																																																																																																									
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																																									
10cm	実測値は、管理表を作成すると 共に、平面図に記載し提出す る。																																																																																																																																																																																																																											
1m	実測値は、平面図、縦断面に記 載し提出する。 記録紙にも寸法等を表示する。		極端な傾斜、起伏度の大 きい場所への設置により 施設が不安定になってい ない。																																																																																																																																																																																																																									
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																																									
10cm	実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。	+ 規定しない - 0cm																																																																																																																																																																																																																										
1cm	実測値を、縦断面図に記入し提 出する。	設計図書による。																																																																																																																																																																																																																										
1cm	管理表を作成し提出する。	± サンドチューブの直径の1/2程度																																																																																																																																																																																																																										
10cm	実測値を、平面図、縦断面に記 入し提出する。	+ 規定しない - 0cm																																																																																																																																																																																																																										
1cm	実測値を、縦断面図に記入し提 出する。	設計図書による。																																																																																																																																																																																																																										
10cm	実測値を、平面図、縦断面図に 記入し提出する。	+ 規定しない - 0cm	サンドチューブ、サンド バッグを設置しない場合																																																																																																																																																																																																																									
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																																									
	平面図に撤去箇所及び撤去日を 表示したうえで提出する		撤去範囲内に魚礁ブロックがないこと。た だし、発注者協議のうえ、撤去不要が認め られたブロックを除く																																																																																																																																																																																																																									
1m	様式-24出来型管理表を作成 し、出来位置及び記録紙に寸法 等を表示したうえで提出する		特記仕様書による 再設置(移設先)																																																																																																																																																																																																																									

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																																																																
II－施管－ 16、17	<p>(4) 消波堤設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作</td> <td>型枠形状寸法</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック運搬 据付</td> <td>天端延長</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>天端幅</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>測線間隔20m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準高</td> <td>レベル等により測定</td> <td>測線間隔20m以下 測点2点以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かみ合わせの良否</td> <td>観察、記録写真によりチェック</td> <td>据付後全体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>局部的な空白の有無</td> <td>観察、記録写真によりチェック</td> <td>据付後全体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>造形からの出入り</td> <td>レベル等により測定</td> <td>測線及び測点間隔は10m以下</td> </tr> <tr> <td>消波堤基礎工 捨石工 捨石投入 捨石均し(荒均し)</td> <td>天端延長</td> <td>スチールテープ、間縄等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>天端幅</td> <td>スチールテープ、間縄等により測定</td> <td>測線間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準高</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔10m以下 測点間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法面</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-22によりとりまとめる。</td> <td>各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - ブロック高さの1/2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、横断面に記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - ブロック高さの1/2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td>層積 ± (ブロック規格26t未満) ± 30cm (ブロック規格26t以上) ± 50cm 乱積 ± ブロック高さの1/2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1cm</td> <td>出来形図を作成し提出する。</td> <td>ブロックの重心が、造形から著しくはみ出さない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 10cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、横断面に記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 10cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td>層積 ± 50cm 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm 乱積 ± 50cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td>層積 ± 50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm (法面に直角) 乱積 ± 50cm (法面に直角)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。		ブロック外観	観察	全数	消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック運搬 据付	天端延長	スチールテープ等により測定	法線上		天端幅	スチールテープ等により測定	測線間隔20m以下		基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点2点以上		かみ合わせの良否	観察、記録写真によりチェック	据付後全体		局部的な空白の有無	観察、記録写真によりチェック	据付後全体		造形からの出入り	レベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	消波堤基礎工 捨石工 捨石投入 捨石均し(荒均し)	天端延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上		天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下		基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下		法面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1m	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内			観察結果を報告する。			10cm	実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの1/2		10cm	実測値を、横断面に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの1/2		10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± (ブロック規格26t未満) ± 30cm (ブロック規格26t以上) ± 50cm 乱積 ± ブロック高さの1/2			観察結果を報告				観察結果を報告			1cm	出来形図を作成し提出する。	ブロックの重心が、造形から著しくはみ出さない		10cm	実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm		10cm	実測値を、横断面に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm		10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± 50cm 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm 乱積 ± 50cm		10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± 50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm (法面に直角) 乱積 ± 50cm (法面に直角)		<p>(5) 消波堤堤体工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作</td> <td>型枠形状寸法</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>型枠搬入後適宜</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック外観</td> <td>観察</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック運搬 据付</td> <td>天端延長</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>天端幅</td> <td>スチールテープ等により測定</td> <td>測線間隔20m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準高</td> <td>レベル等により測定</td> <td>測線間隔20m以下 測点2点以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かみ合わせの良否</td> <td>観察、記録写真によりチェック</td> <td>据付後全体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>局部的な空白の有無</td> <td>観察、記録写真によりチェック</td> <td>据付後全体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>造形からの出入り</td> <td>レベル等により測定</td> <td>測線及び測点間隔は10m以下</td> </tr> <tr> <td>消波堤基礎工 捨石工 捨石投入 捨石均し(荒均し)</td> <td>天端延長</td> <td>スチールテープ、間縄等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>天端幅</td> <td>スチールテープ、間縄等により測定</td> <td>測線間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基準高</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔10m以下 測点間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法面</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定単位</th> <th>結果の整理方法</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1m</td> <td>管理データ 様式-22によりとりまとめる。</td> <td>各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告する。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - ブロック高さの1/2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、横断面に記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - ブロック高さの1/2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td>層積 ± (ブロック規格26t未満) ± 30cm (ブロック規格26t以上) ± 50cm 乱積 ± ブロック高さの1/2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>観察結果を報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1cm</td> <td>出来形図を作成し提出する。</td> <td>ブロックの重心が、造形から著しくはみ出さない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 10cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、横断面に記入し提出する。</td> <td>+ 規定しない - 10cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td>層積 ± 50cm 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm 乱積 ± 50cm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10cm</td> <td>実測値を、縦横断面に記入し提出する。</td> <td>層積 ± 50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm (法面に直角) 乱積 ± 50cm (法面に直角)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜		ブロック外観	観察	全数	消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック運搬 据付	天端延長	スチールテープ等により測定	法線上		天端幅	スチールテープ等により測定	測線間隔20m以下		基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点2点以上		かみ合わせの良否	観察、記録写真によりチェック	据付後全体		局部的な空白の有無	観察、記録写真によりチェック	据付後全体		造形からの出入り	レベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	消波堤基礎工 捨石工 捨石投入 捨石均し(荒均し)	天端延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上		天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下		基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下		法面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考	1m	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内			観察結果を報告する。			10cm	実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの1/2		10cm	実測値を、横断面に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの1/2		10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± (ブロック規格26t未満) ± 30cm (ブロック規格26t以上) ± 50cm 乱積 ± ブロック高さの1/2			観察結果を報告				観察結果を報告			1cm	出来形図を作成し提出する。	ブロックの重心が、造形から著しくはみ出さない		10cm	実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm		10cm	実測値を、横断面に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm		10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± 50cm 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm 乱積 ± 50cm		10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± 50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm (法面に直角) 乱積 ± 50cm (法面に直角)		<p>工種体系見直しによる修正</p> <p>管理項目等の修正</p>
工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																																																																
消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	ブロック製作に先立ち、搬入型枠全数について各主要寸法を測定する。																																																																																																																																																																																																																																
	ブロック外観	観察	全数																																																																																																																																																																																																																																
消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック運搬 据付	天端延長	スチールテープ等により測定	法線上																																																																																																																																																																																																																																
	天端幅	スチールテープ等により測定	測線間隔20m以下																																																																																																																																																																																																																																
	基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点2点以上																																																																																																																																																																																																																																
	かみ合わせの良否	観察、記録写真によりチェック	据付後全体																																																																																																																																																																																																																																
	局部的な空白の有無	観察、記録写真によりチェック	据付後全体																																																																																																																																																																																																																																
	造形からの出入り	レベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下																																																																																																																																																																																																																																
消波堤基礎工 捨石工 捨石投入 捨石均し(荒均し)	天端延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上																																																																																																																																																																																																																																
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下																																																																																																																																																																																																																																
	基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下																																																																																																																																																																																																																																
	法面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上																																																																																																																																																																																																																																
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																																																
1m	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																																									
L < 10cm	± 5mm																																																																																																																																																																																																																																		
10cm ≤ L < 30cm	± 7mm																																																																																																																																																																																																																																		
30cm ≤ L < 100cm	± 10mm																																																																																																																																																																																																																																		
100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																																																		
	観察結果を報告する。																																																																																																																																																																																																																																		
10cm	実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの1/2																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、横断面に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの1/2																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± (ブロック規格26t未満) ± 30cm (ブロック規格26t以上) ± 50cm 乱積 ± ブロック高さの1/2																																																																																																																																																																																																																																	
	観察結果を報告																																																																																																																																																																																																																																		
	観察結果を報告																																																																																																																																																																																																																																		
1cm	出来形図を作成し提出する。	ブロックの重心が、造形から著しくはみ出さない																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、横断面に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± 50cm 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm 乱積 ± 50cm																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± 50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm (法面に直角) 乱積 ± 50cm (法面に直角)																																																																																																																																																																																																																																	
工程・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																																																																																																																																																																
消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜																																																																																																																																																																																																																																
	ブロック外観	観察	全数																																																																																																																																																																																																																																
消波堤堤体工 消波ブロック工 海岸ブロック運搬 据付	天端延長	スチールテープ等により測定	法線上																																																																																																																																																																																																																																
	天端幅	スチールテープ等により測定	測線間隔20m以下																																																																																																																																																																																																																																
	基準高	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点2点以上																																																																																																																																																																																																																																
	かみ合わせの良否	観察、記録写真によりチェック	据付後全体																																																																																																																																																																																																																																
	局部的な空白の有無	観察、記録写真によりチェック	据付後全体																																																																																																																																																																																																																																
	造形からの出入り	レベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下																																																																																																																																																																																																																																
消波堤基礎工 捨石工 捨石投入 捨石均し(荒均し)	天端延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上																																																																																																																																																																																																																																
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔10m以下																																																																																																																																																																																																																																
	基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下																																																																																																																																																																																																																																
	法面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上																																																																																																																																																																																																																																
測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考																																																																																																																																																																																																																																
1m	管理データ 様式-22によりとりまとめる。	各部の寸法設計値 <table border="1"> <tr><td>L < 10cm</td><td>± 5mm</td></tr> <tr><td>10cm ≤ L < 30cm</td><td>± 7mm</td></tr> <tr><td>30cm ≤ L < 100cm</td><td>± 10mm</td></tr> <tr><td>100cm ≤ L</td><td>± 1%かつ ± 20mm以内</td></tr> </table>	L < 10cm	± 5mm	10cm ≤ L < 30cm	± 7mm	30cm ≤ L < 100cm	± 10mm	100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																																									
L < 10cm	± 5mm																																																																																																																																																																																																																																		
10cm ≤ L < 30cm	± 7mm																																																																																																																																																																																																																																		
30cm ≤ L < 100cm	± 10mm																																																																																																																																																																																																																																		
100cm ≤ L	± 1%かつ ± 20mm以内																																																																																																																																																																																																																																		
	観察結果を報告する。																																																																																																																																																																																																																																		
10cm	実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの1/2																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、横断面に記入し提出する。	+ 規定しない - ブロック高さの1/2																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± (ブロック規格26t未満) ± 30cm (ブロック規格26t以上) ± 50cm 乱積 ± ブロック高さの1/2																																																																																																																																																																																																																																	
	観察結果を報告																																																																																																																																																																																																																																		
	観察結果を報告																																																																																																																																																																																																																																		
1cm	出来形図を作成し提出する。	ブロックの重心が、造形から著しくはみ出さない																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、平面図、縦断面に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、横断面に記入し提出する。	+ 規定しない - 10cm																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± 50cm 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm 乱積 ± 50cm																																																																																																																																																																																																																																	
10cm	実測値を、縦横断面に記入し提出する。	層積 ± 50cm (法面に直角) 異形ブロック据付面(層積)の高さ ± 30cm (法面に直角) 乱積 ± 50cm (法面に直角)																																																																																																																																																																																																																																	

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																						
II－施管－ 18、19	<p>(4) 消波堤設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消波堤基礎工 被覆工 被覆ブロック製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消波堤基礎工 被覆工 被覆均し</td> <td>基準高</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔10m以下 測点間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 離岸堤設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離岸堤主体工 離岸堤基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 魚礁構造物撤去移設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚礁構造物撤去移設工 魚礁撤去引上げ・再設置工 魚礁撤去引上げ・再設置</td> <td>出来ばえ</td> <td>D-GNSS及びRTK-GNSS等による位置測定・マルチビーム音響測深機及びサイドスキャンソナーによる測定</td> <td>特記仕様書による</td> </tr> <tr> <td>魚礁構造物撤去移設工 魚礁撤去引上げ・再設置工 魚礁撤去引上げ・再設置</td> <td>出来ばえ</td> <td>D-GNSS及びRTK-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</td> <td>中心点からθ方位を測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">作 業</td> <td>底面幅</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>測線間隔5m~20m 測定は、法線からの距離とする。</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td>水深 (底面) (法面)</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔5m~20m 測点間隔20m以下 法面は、法戻、法昇とし、必要に応じ中間点も測定</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	消波堤基礎工 被覆工 被覆ブロック製作				消波堤基礎工 被覆工 被覆均し	基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下	法面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	離岸堤主体工 離岸堤基礎工				工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	魚礁構造物撤去移設工 魚礁撤去引上げ・再設置工 魚礁撤去引上げ・再設置	出来ばえ	D-GNSS及びRTK-GNSS等による位置測定・マルチビーム音響測深機及びサイドスキャンソナーによる測定	特記仕様書による	魚礁構造物撤去移設工 魚礁撤去引上げ・再設置工 魚礁撤去引上げ・再設置	出来ばえ	D-GNSS及びRTK-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点からθ方位を測定	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	作 業	底面幅	ステールテープ等により測定	測線間隔5m~20m 測定は、法線からの距離とする。	延長	ステールテープ等により測定	法線上	水深 (底面) (法面)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔5m~20m 測点間隔20m以下 法面は、法戻、法昇とし、必要に応じ中間点も測定	<p>(6) 消波堤基礎工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消波堤基礎工 被覆工 被覆ブロック製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消波堤基礎工 被覆工 被覆均し</td> <td>基準高</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔10m以下 測点間隔10m以下</td> </tr> <tr> <td>法面</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 離岸堤主体工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離岸堤主体工 離岸堤基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">作 業</td> <td>底面幅</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>測線間隔5m~20m 測定は、法線からの距離とする。</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>ステールテープ等により測定</td> <td>法線上</td> </tr> <tr> <td>水深 (底面) (法面)</td> <td>レベル、レッド及び音響測深機等により測定</td> <td>測線間隔5m~20m 測点間隔20m以下 法面は、法戻、法昇とし、必要に応じ中間点も測定</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	消波堤基礎工 被覆工 被覆ブロック製作				消波堤基礎工 被覆工 被覆均し	基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下	法面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	離岸堤主体工 離岸堤基礎工				工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	作 業	底面幅	ステールテープ等により測定	測線間隔5m~20m 測定は、法線からの距離とする。	延長	ステールテープ等により測定	法線上	水深 (底面) (法面)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔5m~20m 測点間隔20m以下 法面は、法戻、法昇とし、必要に応じ中間点も測定	<p>工種体系見直しによる修正</p>
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																						
消波堤基礎工 被覆工 被覆ブロック製作																																																																																									
消波堤基礎工 被覆工 被覆均し	基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下																																																																																						
	法面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上																																																																																						
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																						
離岸堤主体工 離岸堤基礎工																																																																																									
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																						
魚礁構造物撤去移設工 魚礁撤去引上げ・再設置工 魚礁撤去引上げ・再設置	出来ばえ	D-GNSS及びRTK-GNSS等による位置測定・マルチビーム音響測深機及びサイドスキャンソナーによる測定	特記仕様書による																																																																																						
魚礁構造物撤去移設工 魚礁撤去引上げ・再設置工 魚礁撤去引上げ・再設置	出来ばえ	D-GNSS及びRTK-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定	中心点からθ方位を測定																																																																																						
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																						
作 業	底面幅	ステールテープ等により測定	測線間隔5m~20m 測定は、法線からの距離とする。																																																																																						
	延長	ステールテープ等により測定	法線上																																																																																						
	水深 (底面) (法面)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔5m~20m 測点間隔20m以下 法面は、法戻、法昇とし、必要に応じ中間点も測定																																																																																						
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																						
消波堤基礎工 被覆工 被覆ブロック製作																																																																																									
消波堤基礎工 被覆工 被覆均し	基準高	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下																																																																																						
	法面	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔10m以下 測点3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合は、2点以上																																																																																						
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																						
離岸堤主体工 離岸堤基礎工																																																																																									
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																																						
作 業	底面幅	ステールテープ等により測定	測線間隔5m~20m 測定は、法線からの距離とする。																																																																																						
	延長	ステールテープ等により測定	法線上																																																																																						
	水深 (底面) (法面)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔5m~20m 測点間隔20m以下 法面は、法戻、法昇とし、必要に応じ中間点も測定																																																																																						

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																																																															
II-施管-26、27	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験時期・頻度</th> <th>備 考</th> <th>試験成績表等による確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">施工</td> <td rowspan="6">必須</td> <td>塩化物総量規制</td> <td>「コンクリートの耐久性向上」</td> <td>原則0.3kg/m³以下</td> <td>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td>・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位水量測定</td> <td>付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」</td> <td>付表5 5-7(2)による。</td> <td>1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工する場合は、 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。</td> <td>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スランプ試験</td> <td>JIS A 1101</td> <td>スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm</td> <td>小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの圧縮強度試験</td> <td>JIS A 1108</td> <td>1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の種の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）</td> <td>・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋床版コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td>JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128</td> <td>±1.5%（許容差）</td> <td>・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）</td> <td>JIS A 1106</td> <td>1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。</td> <td>打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施工</td> <td rowspan="5">その他</td> <td>コアによる強度試験</td> <td>JIS A 1107</td> <td>設計図書による。</td> <td>品質に異常が認められた場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> <td>JIS A 1112</td> <td>設計図書による。</td> <td>品質に異常が認められた場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定</td> <td></td> <td></td> <td>3時間以内の間隔で定時測定する。</td> <td>様式-14にとりまとめる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）</td> <td>打設区画内の打設始め・中間・完了時</td> <td></td> <td>打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上</td> <td>様式-14にとりまとめる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）</td> <td>1ヶ所以上</td> <td></td> <td>1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。</td> <td>様式-14にとりまとめる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。		単位水量測定	付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」	付表5 5-7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合は、 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の種の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋床版コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。		施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。		コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め・中間・完了時		打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上	様式-14にとりまとめる。		コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）	1ヶ所以上		1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験時期・頻度</th> <th>備 考</th> <th>試験成績表等による確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">施工</td> <td rowspan="6">必須</td> <td>塩化物総量規制</td> <td>「コンクリートの耐久性向上」</td> <td>原則0.3kg/m³以下</td> <td>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td>・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位水量測定</td> <td>付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」</td> <td>付表5 5-7(2)による。</td> <td>1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工する場合は、 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。</td> <td>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スランプ試験</td> <td>JIS A 1101</td> <td>スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm</td> <td>小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの圧縮強度試験</td> <td>JIS A 1108</td> <td>1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の種の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）</td> <td>・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋床版コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td>JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128</td> <td>±1.5%（許容差）</td> <td>・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）</td> <td>JIS A 1106</td> <td>1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。</td> <td>打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施工</td> <td rowspan="5">その他</td> <td>コアによる強度試験</td> <td>JIS A 1107</td> <td>設計図書による。</td> <td>品質に異常が認められた場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> <td>JIS A 1112</td> <td>設計図書による。</td> <td>品質に異常が認められた場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定</td> <td></td> <td></td> <td>3時間以内の間隔で定時測定する。</td> <td>様式-14にとりまとめる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）</td> <td>打設区画内の打設始め・中間・完了時</td> <td></td> <td>打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上</td> <td>様式-14にとりまとめる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）</td> <td>1ヶ所以上</td> <td></td> <td>1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。</td> <td>様式-14にとりまとめる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。		単位水量測定	付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」	付表5 5-7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合は、 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の種の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋床版コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。		施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。		コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め・中間・完了時		打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上	様式-14にとりまとめる。		コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）	1ヶ所以上		1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> <th>試験時期・頻度</th> <th>備 考</th> <th>試験成績表等による確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">施工</td> <td rowspan="6">必須</td> <td>塩化物総量規制</td> <td>「コンクリートの耐久性向上」</td> <td>原則0.3kg/m³以下</td> <td>コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</td> <td>・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位水量測定</td> <td>付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」</td> <td>付表5 5-7(2)による。</td> <td>1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m³以上施工する場合は、 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。</td> <td>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スランプ試験</td> <td>JIS A 1101</td> <td>スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm</td> <td>小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの圧縮強度試験</td> <td>JIS A 1108</td> <td>1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の種の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）</td> <td>・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋床版コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> <td>JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128</td> <td>±1.5%（許容差）</td> <td>・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）</td> <td>JIS A 1106</td> <td>1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。</td> <td>打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施工</td> <td rowspan="5">その他</td> <td>コアによる強度試験</td> <td>JIS A 1107</td> <td>設計図書による。</td> <td>品質に異常が認められた場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> <td>JIS A 1112</td> <td>設計図書による。</td> <td>品質に異常が認められた場合に行う。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定</td> <td></td> <td></td> <td>3時間以内の間隔で定時測定する。</td> <td>様式-14にとりまとめる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）</td> <td>打設区画内の打設始め・中間・完了時</td> <td></td> <td>打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上</td> <td>様式-14にとりまとめる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）</td> <td>1ヶ所以上</td> <td></td> <td>1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。</td> <td>様式-14にとりまとめる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。		単位水量測定	付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」	付表5 5-7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合は、 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の種の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋床版コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。		施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。		コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め・中間・完了時		打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上	様式-14にとりまとめる。		コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）	1ヶ所以上		1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。		<p>諸基準類の改定に伴う変更</p>
種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認																																																																																																																																																																																																																											
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。																																																																																																																																																																																																																												
		単位水量測定	付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」	付表5 5-7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合は、 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。																																																																																																																																																																																																																												
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。																																																																																																																																																																																																																													
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の種の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋床版コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。																																																																																																																																																																																																																													
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。																																																																																																																																																																																																																													
		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。																																																																																																																																																																																																																													
施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。																																																																																																																																																																																																																													
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。																																																																																																																																																																																																																													
		寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。																																																																																																																																																																																																																												
		コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め・中間・完了時		打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上	様式-14にとりまとめる。																																																																																																																																																																																																																												
		コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）	1ヶ所以上		1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。																																																																																																																																																																																																																												
種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認																																																																																																																																																																																																																											
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。																																																																																																																																																																																																																												
		単位水量測定	付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」	付表5 5-7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合は、 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。																																																																																																																																																																																																																												
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。																																																																																																																																																																																																																													
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の種の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋床版コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。																																																																																																																																																																																																																													
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。																																																																																																																																																																																																																													
		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。																																																																																																																																																																																																																													
施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。																																																																																																																																																																																																																													
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。																																																																																																																																																																																																																													
		寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。																																																																																																																																																																																																																												
		コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め・中間・完了時		打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上	様式-14にとりまとめる。																																																																																																																																																																																																																												
		コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）	1ヶ所以上		1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。																																																																																																																																																																																																																												
種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認																																																																																																																																																																																																																											
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502-2018, 503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有しない無筋構造物の場合は省略できる。																																																																																																																																																																																																																												
		単位水量測定	付表5「レディーミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）」	付表5 5-7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ 以上施工する場合は、 2回/日（午前1回、午後1回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。																																																																																																																																																																																																																												
		スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	小規模工種で1工種当たりの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS7-7表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。																																																																																																																																																																																																																													
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回（供試体3本の平均値）の試験結果は指定した呼び強度の種の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋床版コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車試験を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。																																																																																																																																																																																																																													
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。																																																																																																																																																																																																																													
		コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所を採取し、1回につき原則として3個とする。																																																																																																																																																																																																																													
施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。																																																																																																																																																																																																																													
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。																																																																																																																																																																																																																													
		寒中コンクリート養生中のコンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。																																																																																																																																																																																																																												
		コンクリート舗装コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め・中間・完了時		打設区画毎に3回（打設始め、中間、完了時）以上	様式-14にとりまとめる。																																																																																																																																																																																																																												
		コンクリート舗装養生中コンクリート温度（寒中コンクリートの場合）	1ヶ所以上		1ヶ所以上 3時間以内の間隔で定時測定する。	様式-14にとりまとめる。																																																																																																																																																																																																																												

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																																																									
II-施管-39	<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">着工前・完成</td> <td>0-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0-1-0-0</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着手前</td> <td>着手前1回</td> <td>定点で定方向に、極力、陸地および周辺地物を背景に写し込むこと。必要に応じ、起終点にポール、旗など設置し工事区間、測点、延長等を明示すること。</td> </tr> <tr> <td>0-2-0-0</td> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>完成後</td> <td>施工完了後1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施工状況写真</td> <td>0-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">0-1-0-0</td> <td rowspan="3">工事施工中</td> <td>全景又は代表部分の工事進捗状況</td> <td>月末</td> <td>月1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工中の写真(工種、種別、細目、規格毎)</td> <td>施工中</td> <td>工種、種別、細目規格毎に1回</td> <td>同じ工程を繰返す場合、撮影頻度はサイクル数の4%程度、提出頻度は1サイクル分とする。</td> </tr> <tr> <td>施工中の写真(工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況)</td> <td>施工中</td> <td>項目毎に1回</td> <td>工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付</td> </tr> <tr> <td>0-2-0-0</td> <td>図面との不一致</td> <td>図面と現地との不一致の写真</td> <td>発生時</td> <td>必要に応じて</td> <td>重機、車両及び作業船の写真 車両番号、吊り能力、規格、排対の有無等が判ること。</td> </tr> <tr> <td>0-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">安全管理</td> <td rowspan="4">0-1-0-0</td> <td rowspan="4">安全管理</td> <td>各種標識類の設置状況</td> <td>設置後</td> <td>各種類毎に1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種保安施設の設置状況</td> <td>設置後</td> <td>各種類毎に1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視員交通整理状況</td> <td>作業中</td> <td>各1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全訓練等の実施状況</td> <td>実施中</td> <td>実施毎に1回</td> <td>実施状況資料に添付する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">使用材料</td> <td rowspan="4">0-1-0-0</td> <td rowspan="4">使用材料</td> <td>形状寸法</td> <td>使用前</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>品質証明に添付する。</td> </tr> <tr> <td>使用数量</td> <td>使用前</td> <td>各品目毎に1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管状況</td> <td>使用前</td> <td>各品目毎に1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品質証明(JISマーク表示)</td> <td>検査時</td> <td>各品目毎に1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考	着工前・完成	0-0-0-0	全工事共通					0-1-0-0	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前1回	定点で定方向に、極力、陸地および周辺地物を背景に写し込むこと。必要に応じ、起終点にポール、旗など設置し工事区間、測点、延長等を明示すること。	0-2-0-0	完成	全景又は代表部分写真	完成後	施工完了後1回		施工状況写真	0-0-0-0	全工事共通					0-1-0-0	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回		施工中の写真(工種、種別、細目、規格毎)	施工中	工種、種別、細目規格毎に1回	同じ工程を繰返す場合、撮影頻度はサイクル数の4%程度、提出頻度は1サイクル分とする。	施工中の写真(工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況)	施工中	項目毎に1回	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付	0-2-0-0	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	重機、車両及び作業船の写真 車両番号、吊り能力、規格、排対の有無等が判ること。	0-0-0-0	全工事共通					安全管理	0-1-0-0	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回		監視員交通整理状況	作業中	各1回		安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回	実施状況資料に添付する。	使用材料	0-1-0-0	使用材料	形状寸法	使用前	各品目毎に1回	品質証明に添付する。	使用数量	使用前	各品目毎に1回		保管状況	使用前	各品目毎に1回		品質証明(JISマーク表示)	検査時	各品目毎に1回		<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> <th>整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">着工前・完成</td> <td>0-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0-1-0-0</td> <td>着手前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着手前</td> <td>着手前1回</td> <td>着手前</td> <td>定点で定方向に、極力、陸地および周辺地物を背景に写し込むこと。必要に応じ、起終点にポール、旗など設置し工事区間、測点、延長等を明示すること。</td> </tr> <tr> <td>0-2-0-0</td> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>完成後</td> <td>施工完了後1回</td> <td>施工完了後</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施工状況写真</td> <td>0-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">0-3-0-0</td> <td rowspan="4">工事施工中</td> <td>全景又は代表部分の工事進捗状況</td> <td>月末</td> <td>月1回</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工中の写真(工種、種別、細目、規格毎)</td> <td>施工中</td> <td>工種、種別、細目規格毎に1回</td> <td>全数</td> <td>同じ工程を繰返す場合、撮影頻度はサイクル数の4%程度、提出頻度は1サイクル分とする。</td> </tr> <tr> <td>施工中の写真(工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況)</td> <td>施工中</td> <td>項目毎に1回</td> <td>不要</td> <td>工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付</td> </tr> <tr> <td>重機、車両及び作業船の写真</td> <td>施工中</td> <td>各1回</td> <td>全数</td> <td>車両番号、吊り能力、規格、排対の有無等が判ること。</td> </tr> <tr> <td>0-4-0-0</td> <td>図面との不一致</td> <td>図面と現地との不一致の写真</td> <td>発生時</td> <td>必要に応じて</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">安全管理</td> <td rowspan="5">0-5-0-0</td> <td rowspan="5">安全管理</td> <td>各種標識類の設置状況</td> <td>設置後</td> <td>各種類毎に1回</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種保安施設の設置状況</td> <td>設置後</td> <td>各種類毎に1回</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視員交通整理状況</td> <td>作業中</td> <td>各1回</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全訓練等の実施状況</td> <td>実施中</td> <td>実施毎に1回</td> <td>不要</td> <td>実施状況資料に添付する。</td> </tr> <tr> <td>0-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">使用材料</td> <td rowspan="4">0-6-0-0</td> <td rowspan="4">使用材料</td> <td>形状寸法</td> <td>使用前</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>不要</td> <td>品質証明に添付する。</td> </tr> <tr> <td>使用数量</td> <td>使用前</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管状況</td> <td>使用前</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品質証明(JISマーク表示)</td> <td>検査時</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>不要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考	着工前・完成	0-0-0-0	全工事共通						0-1-0-0	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前1回	着手前	定点で定方向に、極力、陸地および周辺地物を背景に写し込むこと。必要に応じ、起終点にポール、旗など設置し工事区間、測点、延長等を明示すること。	0-2-0-0	完成	全景又は代表部分写真	完成後	施工完了後1回	施工完了後		施工状況写真	0-0-0-0	全工事共通						0-3-0-0	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回	不要		施工中の写真(工種、種別、細目、規格毎)	施工中	工種、種別、細目規格毎に1回	全数	同じ工程を繰返す場合、撮影頻度はサイクル数の4%程度、提出頻度は1サイクル分とする。	施工中の写真(工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況)	施工中	項目毎に1回	不要	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付	重機、車両及び作業船の写真	施工中	各1回	全数	車両番号、吊り能力、規格、排対の有無等が判ること。	0-4-0-0	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	適宜		安全管理	0-5-0-0	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回	不要		各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回	不要		監視員交通整理状況	作業中	各1回	不要		安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回	不要	実施状況資料に添付する。	0-0-0-0	全工事共通						使用材料	0-6-0-0	使用材料	形状寸法	使用前	各品目毎に1回	不要	品質証明に添付する。	使用数量	使用前	各品目毎に1回	不要		保管状況	使用前	各品目毎に1回	不要		品質証明(JISマーク表示)	検査時	各品目毎に1回	不要		<p>工種体系見直しによる修正</p>
区分	番号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考																																																																																																																																																																																																																						
着工前・完成	0-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																										
	0-1-0-0	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前1回	定点で定方向に、極力、陸地および周辺地物を背景に写し込むこと。必要に応じ、起終点にポール、旗など設置し工事区間、測点、延長等を明示すること。																																																																																																																																																																																																																						
	0-2-0-0	完成	全景又は代表部分写真	完成後	施工完了後1回																																																																																																																																																																																																																							
施工状況写真	0-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																										
	0-1-0-0	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回																																																																																																																																																																																																																							
			施工中の写真(工種、種別、細目、規格毎)	施工中	工種、種別、細目規格毎に1回	同じ工程を繰返す場合、撮影頻度はサイクル数の4%程度、提出頻度は1サイクル分とする。																																																																																																																																																																																																																						
			施工中の写真(工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況)	施工中	項目毎に1回	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付																																																																																																																																																																																																																						
	0-2-0-0	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	重機、車両及び作業船の写真 車両番号、吊り能力、規格、排対の有無等が判ること。																																																																																																																																																																																																																						
0-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																											
安全管理	0-1-0-0	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回																																																																																																																																																																																																																							
			各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回																																																																																																																																																																																																																							
			監視員交通整理状況	作業中	各1回																																																																																																																																																																																																																							
			安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回	実施状況資料に添付する。																																																																																																																																																																																																																						
使用材料	0-1-0-0	使用材料	形状寸法	使用前	各品目毎に1回	品質証明に添付する。																																																																																																																																																																																																																						
			使用数量	使用前	各品目毎に1回																																																																																																																																																																																																																							
			保管状況	使用前	各品目毎に1回																																																																																																																																																																																																																							
			品質証明(JISマーク表示)	検査時	各品目毎に1回																																																																																																																																																																																																																							
区分	番号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考																																																																																																																																																																																																																					
着工前・完成	0-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																										
	0-1-0-0	着手前	全景又は代表部分写真	着手前	着手前1回	着手前	定点で定方向に、極力、陸地および周辺地物を背景に写し込むこと。必要に応じ、起終点にポール、旗など設置し工事区間、測点、延長等を明示すること。																																																																																																																																																																																																																					
	0-2-0-0	完成	全景又は代表部分写真	完成後	施工完了後1回	施工完了後																																																																																																																																																																																																																						
施工状況写真	0-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																										
	0-3-0-0	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回	不要																																																																																																																																																																																																																						
			施工中の写真(工種、種別、細目、規格毎)	施工中	工種、種別、細目規格毎に1回	全数	同じ工程を繰返す場合、撮影頻度はサイクル数の4%程度、提出頻度は1サイクル分とする。																																																																																																																																																																																																																					
			施工中の写真(工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況)	施工中	項目毎に1回	不要	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付																																																																																																																																																																																																																					
			重機、車両及び作業船の写真	施工中	各1回	全数	車両番号、吊り能力、規格、排対の有無等が判ること。																																																																																																																																																																																																																					
0-4-0-0	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	適宜																																																																																																																																																																																																																							
安全管理	0-5-0-0	安全管理	各種標識類の設置状況	設置後	各種類毎に1回	不要																																																																																																																																																																																																																						
			各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に1回	不要																																																																																																																																																																																																																						
			監視員交通整理状況	作業中	各1回	不要																																																																																																																																																																																																																						
			安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に1回	不要	実施状況資料に添付する。																																																																																																																																																																																																																					
			0-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																								
使用材料	0-6-0-0	使用材料	形状寸法	使用前	各品目毎に1回	不要	品質証明に添付する。																																																																																																																																																																																																																					
			使用数量	使用前	各品目毎に1回	不要																																																																																																																																																																																																																						
			保管状況	使用前	各品目毎に1回	不要																																																																																																																																																																																																																						
			品質証明(JISマーク表示)	検査時	各品目毎に1回	不要																																																																																																																																																																																																																						

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																																																					
II-施管-40	<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">品質管理</td> <td>0-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">0-1-0-0</td> <td rowspan="8">セメント・コンクリート</td> <td>スラブ試験</td> <td rowspan="4">試験実施中</td> <td rowspan="4">コンクリートの種類毎に1回</td> <td rowspan="8">圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの</td> </tr> <tr> <td>塩化物含有量試験</td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> </tr> <tr> <td>圧縮強度試験</td> </tr> <tr> <td>曲げ強度試験</td> <td>コンクリート舗装の場合</td> </tr> <tr> <td>コンクリート温度</td> <td>温度測定中</td> <td>コンクリートの種類毎に1回</td> <td>寒中コンクリートに適用する。</td> </tr> <tr> <td>養生中のコンクリート温度、外気温、保温された囲い内部温度等</td> <td>養生中</td> <td>コンクリートの種類毎に1回</td> <td>寒中コンクリートに適用する。</td> </tr> <tr> <td>コアによる強度試験</td> <td rowspan="2">試験実施中</td> <td rowspan="2">品質に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">出来形管理写真</td> <td>1-0-0-0</td> <td>魚礁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-0-0</td> <td>魚礁工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-1-0</td> <td>単体魚礁製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1-1-1-1</td> <td rowspan="4">単体魚礁製作</td> <td>高さ、幅、奥行き、部材厚などの型枠主要寸法</td> <td>型枠搬入時</td> <td>型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度</td> <td rowspan="4">製作ヤードが広いなど1枚に収まらない場合は複数枚として良い</td> </tr> <tr> <td>鉄筋寸法、数量、組立状況</td> <td>配筋後</td> <td>製作個数の10%程度</td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>製作後</td> <td>製作個数の10%程度</td> </tr> <tr> <td>製作個数</td> <td>製作後</td> <td>全景</td> </tr> <tr> <td>1-1-2-0</td> <td>魚礁製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-2-1</td> <td>組立魚礁製作</td> <td>高さ、幅、奥行き等主要寸法</td> <td>組立後</td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-3-0</td> <td>鋼製魚礁製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-3-1</td> <td>鋼製魚礁製作</td> <td>カウンターウェイトを含む高さ、幅、長さ等主要寸法</td> <td>組立後</td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1-1-4-0</td> <td rowspan="2">魚礁沈設工</td> <td>出来ばえ測定状況</td> <td>施工前後</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沈設個数</td> <td>施工中</td> <td>全数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考	品質管理	0-0-0-0	全工事共通					0-1-0-0	セメント・コンクリート	スラブ試験	試験実施中	コンクリートの種類毎に1回	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	塩化物含有量試験	空気量測定	圧縮強度試験	曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合	コンクリート温度	温度測定中	コンクリートの種類毎に1回	寒中コンクリートに適用する。	養生中のコンクリート温度、外気温、保温された囲い内部温度等	養生中	コンクリートの種類毎に1回	寒中コンクリートに適用する。	コアによる強度試験	試験実施中	品質に異常が認められた場合	コンクリートの洗い分析試験	出来形管理写真	1-0-0-0	魚礁					1-1-0-0	魚礁工					1-1-1-0	単体魚礁製作					1-1-1-1	単体魚礁製作	高さ、幅、奥行き、部材厚などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度	製作ヤードが広いなど1枚に収まらない場合は複数枚として良い	鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度	ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度	製作個数	製作後	全景	1-1-2-0	魚礁製作					1-1-2-1	組立魚礁製作	高さ、幅、奥行き等主要寸法	組立後	全数		1-1-3-0	鋼製魚礁製作					1-1-3-1	鋼製魚礁製作	カウンターウェイトを含む高さ、幅、長さ等主要寸法	組立後	全数		1-1-4-0	魚礁沈設工	出来ばえ測定状況	施工前後	適宜		沈設個数	施工中	全数		<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> <th>整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">品質管理</td> <td>0-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">0-7-0-0</td> <td rowspan="8">セメント・コンクリート</td> <td>スラブ試験</td> <td rowspan="4">試験実施中</td> <td rowspan="4">コンクリートの種類毎に1回</td> <td rowspan="8">全数</td> <td rowspan="8">圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの</td> </tr> <tr> <td>塩化物含有量試験</td> </tr> <tr> <td>空気量測定</td> </tr> <tr> <td>圧縮強度試験</td> </tr> <tr> <td>曲げ強度試験</td> <td>コンクリート舗装の場合</td> </tr> <tr> <td>コンクリート温度</td> <td>温度測定中</td> <td>コンクリートの種類毎に1回</td> <td>寒中コンクリートに適用する。</td> </tr> <tr> <td>養生中のコンクリート温度、外気温、保温された囲い内部温度等</td> <td>養生中</td> <td>コンクリートの種類毎に1回</td> <td>寒中コンクリートに適用する。</td> </tr> <tr> <td>コアによる強度試験</td> <td rowspan="2">試験実施中</td> <td rowspan="2">品質に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの洗い分析試験</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">出来形管理写真</td> <td>1-0-0-0</td> <td>魚礁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-0-0</td> <td>魚礁工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-1-0</td> <td>魚礁製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1-1-1-1</td> <td rowspan="4">単体魚礁製作</td> <td>高さ、幅、奥行き、部材厚などの型枠主要寸法</td> <td>型枠搬入時</td> <td>型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度</td> <td rowspan="4">全数</td> <td rowspan="4">製作ヤードが広いなど1枚に収まらない場合は複数枚として良い</td> </tr> <tr> <td>鉄筋寸法、数量、組立状況</td> <td>配筋後</td> <td>製作個数の10%程度</td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>製作後</td> <td>製作個数の10%程度</td> </tr> <tr> <td>製作個数</td> <td>製作後</td> <td>全景</td> </tr> <tr> <td>1-1-1-2</td> <td>組立魚礁製作</td> <td>高さ、幅、奥行き等主要寸法</td> <td>組立後</td> <td>全数</td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-1-3</td> <td>鋼製魚礁製作</td> <td>カウンターウェイトを含む高さ、幅、長さ等主要寸法</td> <td>組立後</td> <td>全数</td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1-2-0</td> <td>魚礁沈設工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1-1-2-1</td> <td rowspan="2">魚礁沈設</td> <td>出来ばえ測定状況</td> <td>施工前後</td> <td>適宜</td> <td>代表箇所1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沈設個数</td> <td>施工中</td> <td>全数</td> <td>代表箇所2枚</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考	品質管理	0-0-0-0	全工事共通						0-7-0-0	セメント・コンクリート	スラブ試験	試験実施中	コンクリートの種類毎に1回	全数	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	塩化物含有量試験	空気量測定	圧縮強度試験	曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合	コンクリート温度	温度測定中	コンクリートの種類毎に1回	寒中コンクリートに適用する。	養生中のコンクリート温度、外気温、保温された囲い内部温度等	養生中	コンクリートの種類毎に1回	寒中コンクリートに適用する。	コアによる強度試験	試験実施中	品質に異常が認められた場合	コンクリートの洗い分析試験	出来形管理写真	1-0-0-0	魚礁					1-1-0-0	魚礁工					1-1-1-0	魚礁製作					1-1-1-1	単体魚礁製作	高さ、幅、奥行き、部材厚などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度	全数	製作ヤードが広いなど1枚に収まらない場合は複数枚として良い	鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度	ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度	製作個数	製作後	全景	1-1-1-2	組立魚礁製作	高さ、幅、奥行き等主要寸法	組立後	全数	全数		1-1-1-3	鋼製魚礁製作	カウンターウェイトを含む高さ、幅、長さ等主要寸法	組立後	全数	全数		1-1-2-0	魚礁沈設工						1-1-2-1	魚礁沈設	出来ばえ測定状況	施工前後	適宜	代表箇所1枚		沈設個数	施工中	全数	代表箇所2枚		<p>工種体系見直しによる修正</p>
区分	番号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考																																																																																																																																																																																																																		
品質管理	0-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																						
	0-1-0-0	セメント・コンクリート	スラブ試験	試験実施中	コンクリートの種類毎に1回	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの																																																																																																																																																																																																																		
			塩化物含有量試験																																																																																																																																																																																																																					
			空気量測定																																																																																																																																																																																																																					
			圧縮強度試験																																																																																																																																																																																																																					
			曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合																																																																																																																																																																																																																				
			コンクリート温度	温度測定中	コンクリートの種類毎に1回		寒中コンクリートに適用する。																																																																																																																																																																																																																	
			養生中のコンクリート温度、外気温、保温された囲い内部温度等	養生中	コンクリートの種類毎に1回		寒中コンクリートに適用する。																																																																																																																																																																																																																	
			コアによる強度試験	試験実施中	品質に異常が認められた場合																																																																																																																																																																																																																			
	コンクリートの洗い分析試験																																																																																																																																																																																																																							
出来形管理写真	1-0-0-0	魚礁																																																																																																																																																																																																																						
	1-1-0-0	魚礁工																																																																																																																																																																																																																						
	1-1-1-0	単体魚礁製作																																																																																																																																																																																																																						
	1-1-1-1	単体魚礁製作	高さ、幅、奥行き、部材厚などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度	製作ヤードが広いなど1枚に収まらない場合は複数枚として良い																																																																																																																																																																																																																		
			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度																																																																																																																																																																																																																			
			ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度																																																																																																																																																																																																																			
			製作個数	製作後	全景																																																																																																																																																																																																																			
	1-1-2-0	魚礁製作																																																																																																																																																																																																																						
	1-1-2-1	組立魚礁製作	高さ、幅、奥行き等主要寸法	組立後	全数																																																																																																																																																																																																																			
	1-1-3-0	鋼製魚礁製作																																																																																																																																																																																																																						
1-1-3-1	鋼製魚礁製作	カウンターウェイトを含む高さ、幅、長さ等主要寸法	組立後	全数																																																																																																																																																																																																																				
1-1-4-0	魚礁沈設工	出来ばえ測定状況	施工前後	適宜																																																																																																																																																																																																																				
		沈設個数	施工中	全数																																																																																																																																																																																																																				
区分	番号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考																																																																																																																																																																																																																	
品質管理	0-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																						
	0-7-0-0	セメント・コンクリート	スラブ試験	試験実施中	コンクリートの種類毎に1回	全数	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの																																																																																																																																																																																																																	
			塩化物含有量試験																																																																																																																																																																																																																					
			空気量測定																																																																																																																																																																																																																					
			圧縮強度試験																																																																																																																																																																																																																					
			曲げ強度試験	コンクリート舗装の場合																																																																																																																																																																																																																				
			コンクリート温度	温度測定中	コンクリートの種類毎に1回			寒中コンクリートに適用する。																																																																																																																																																																																																																
			養生中のコンクリート温度、外気温、保温された囲い内部温度等	養生中	コンクリートの種類毎に1回			寒中コンクリートに適用する。																																																																																																																																																																																																																
			コアによる強度試験	試験実施中	品質に異常が認められた場合																																																																																																																																																																																																																			
	コンクリートの洗い分析試験																																																																																																																																																																																																																							
出来形管理写真	1-0-0-0	魚礁																																																																																																																																																																																																																						
	1-1-0-0	魚礁工																																																																																																																																																																																																																						
	1-1-1-0	魚礁製作																																																																																																																																																																																																																						
	1-1-1-1	単体魚礁製作	高さ、幅、奥行き、部材厚などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度	全数	製作ヤードが広いなど1枚に収まらない場合は複数枚として良い																																																																																																																																																																																																																	
			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度																																																																																																																																																																																																																			
			ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度																																																																																																																																																																																																																			
			製作個数	製作後	全景																																																																																																																																																																																																																			
	1-1-1-2	組立魚礁製作	高さ、幅、奥行き等主要寸法	組立後	全数	全数																																																																																																																																																																																																																		
	1-1-1-3	鋼製魚礁製作	カウンターウェイトを含む高さ、幅、長さ等主要寸法	組立後	全数	全数																																																																																																																																																																																																																		
	1-1-2-0	魚礁沈設工																																																																																																																																																																																																																						
1-1-2-1	魚礁沈設	出来ばえ測定状況	施工前後	適宜	代表箇所1枚																																																																																																																																																																																																																			
		沈設個数	施工中	全数	代表箇所2枚																																																																																																																																																																																																																			

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																																																																																												
II-施管-41	<p style="text-align: center;">撮 影 箇 所 一 覧 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番 号</th> <th>工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮 影 項 目</th> <th>撮 影 時 期</th> <th>撮 影 頻 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">出来形管理写真</td> <td>2-0-0-0</td> <td>増殖場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1-0-0</td> <td>増殖場工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1-1-0</td> <td>着定基質製作工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2-1-1-1</td> <td rowspan="4">着定基質製作</td> <td>高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠主要寸法</td> <td>型枠搬入時</td> <td>型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋寸法、数量、組立状況</td> <td>配筋後</td> <td>製作個数の10%程度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>製作後</td> <td>製作個数の10%程度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>製作個数</td> <td>製作後</td> <td>全景</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2-1-1-2</td> <td rowspan="5">石材着定基質工 石材着定基質(囲い礁)</td> <td>延長、法線方向の出入り</td> <td>施工後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>据付個数</td> <td>施工中</td> <td>全数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>施工前後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法線方向の出入り</td> <td>施工後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料数量(検収状況)</td> <td>施工前</td> <td>検収回数1割程度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2-1-1-3</td> <td rowspan="2">着定基質設置工 着定基質運搬据付(単体礁) (投入指示あり)</td> <td>出来ばえ</td> <td>施工後</td> <td>最低5力所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>据付個数</td> <td>施工中</td> <td>全数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2-1-1-4</td> <td rowspan="2">着定基質沈設工 (投入指示なし)</td> <td>出来ばえ測定状況</td> <td>施行前後</td> <td>適宜</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>沈設個数</td> <td>施工中</td> <td>全数</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	番 号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考	出来形管理写真	2-0-0-0	増殖場					2-1-0-0	増殖場工					2-1-1-0	着定基質製作工					2-1-1-1	着定基質製作	高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度			ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度			製作個数	製作後	全景			2-1-1-2	石材着定基質工 石材着定基質(囲い礁)	延長、法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所1回			据付個数	施工中	全数			出来ばえ	施工前後	40m又は1施工箇所1回			法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所1回			材料数量(検収状況)	施工前	検収回数1割程度			2-1-1-3	着定基質設置工 着定基質運搬据付(単体礁) (投入指示あり)	出来ばえ	施工後	最低5力所			据付個数	施工中	全数			2-1-1-4	着定基質沈設工 (投入指示なし)	出来ばえ測定状況	施行前後	適宜			沈設個数	施工中	全数			<p style="text-align: center;">撮 影 箇 所 一 覧 表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番 号</th> <th>工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮 影 項 目</th> <th>撮 影 時 期</th> <th>撮 影 頻 度</th> <th>整理条件 (原本を本方提出する 場合のみ)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">出来形管理写真</td> <td>2-0-0-0</td> <td>増殖場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1-0-0</td> <td>増殖場工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1-1-0</td> <td>着定基質製作工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2-1-1-1</td> <td rowspan="4">単体着定基質製作</td> <td>高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠主要寸法</td> <td>型枠搬入時</td> <td>型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄筋寸法、数量、組立状況</td> <td>配筋後</td> <td>製作個数の10%程度</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブロック外観</td> <td>製作後</td> <td>製作個数の10%程度</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製作個数</td> <td>製作後</td> <td>全景</td> <td></td> <td>全景 1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1-1-2</td> <td>組立着定基質製作</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>組立魚礁製作を適用する。</td> </tr> <tr> <td>2-1-2-0</td> <td>石材着定基質工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2-1-2-1</td> <td rowspan="5">石材着定基質(囲い礁)</td> <td>延長、法線方向の出入り</td> <td>施工後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>据付個数</td> <td>施工中</td> <td>全数</td> <td></td> <td>代表箇所 1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>施工前後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法線方向の出入り</td> <td>施工後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料数量(検収状況)</td> <td>施工前</td> <td>検収回数1割程度</td> <td></td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1-3-0</td> <td>着定基質設置工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2-1-3-1</td> <td rowspan="2">着定基質設置 (投入指示あり)</td> <td>出来ばえ</td> <td>施工後</td> <td>最低5力所</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>据付個数</td> <td>施工中</td> <td>全数</td> <td></td> <td>代表箇所 1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2-1-3-2</td> <td rowspan="2">着定基質設置 (投入指示なし)</td> <td>出来ばえ測定状況</td> <td>施行前後</td> <td>適宜</td> <td></td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沈設個数</td> <td>施工中</td> <td>全数</td> <td></td> <td>代表箇所 1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	番 号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	整理条件 (原本を本方提出する 場合のみ)	備 考	出来形管理写真	2-0-0-0	増殖場						2-1-0-0	増殖場工						2-1-1-0	着定基質製作工						2-1-1-1	単体着定基質製作	高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度		全数		鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度		全数		ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度		全数		製作個数	製作後	全景		全景 1枚		2-1-1-2	組立着定基質製作					組立魚礁製作を適用する。	2-1-2-0	石材着定基質工						2-1-2-1	石材着定基質(囲い礁)	延長、法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所1回		全数		据付個数	施工中	全数		代表箇所 1枚		出来ばえ	施工前後	40m又は1施工箇所1回		全数		法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所1回		全数		材料数量(検収状況)	施工前	検収回数1割程度		適宜		2-1-3-0	着定基質設置工						2-1-3-1	着定基質設置 (投入指示あり)	出来ばえ	施工後	最低5力所		全数		据付個数	施工中	全数		代表箇所 1枚		2-1-3-2	着定基質設置 (投入指示なし)	出来ばえ測定状況	施行前後	適宜		全数		沈設個数	施工中	全数		代表箇所 1枚																		工種体系見直しによる修正
区分	番 号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考																																																																																																																																																																																																																																																									
出来形管理写真	2-0-0-0	増殖場																																																																																																																																																																																																																																																													
	2-1-0-0	増殖場工																																																																																																																																																																																																																																																													
	2-1-1-0	着定基質製作工																																																																																																																																																																																																																																																													
	2-1-1-1	着定基質製作	高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度																																																																																																																																																																																																																																																										
			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度																																																																																																																																																																																																																																																										
			ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度																																																																																																																																																																																																																																																										
			製作個数	製作後	全景																																																																																																																																																																																																																																																										
	2-1-1-2	石材着定基質工 石材着定基質(囲い礁)	延長、法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所1回																																																																																																																																																																																																																																																										
			据付個数	施工中	全数																																																																																																																																																																																																																																																										
			出来ばえ	施工前後	40m又は1施工箇所1回																																																																																																																																																																																																																																																										
			法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所1回																																																																																																																																																																																																																																																										
			材料数量(検収状況)	施工前	検収回数1割程度																																																																																																																																																																																																																																																										
	2-1-1-3	着定基質設置工 着定基質運搬据付(単体礁) (投入指示あり)	出来ばえ	施工後	最低5力所																																																																																																																																																																																																																																																										
			据付個数	施工中	全数																																																																																																																																																																																																																																																										
2-1-1-4	着定基質沈設工 (投入指示なし)	出来ばえ測定状況	施行前後	適宜																																																																																																																																																																																																																																																											
		沈設個数	施工中	全数																																																																																																																																																																																																																																																											
区分	番 号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	整理条件 (原本を本方提出する 場合のみ)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																								
出来形管理写真	2-0-0-0	増殖場																																																																																																																																																																																																																																																													
	2-1-0-0	増殖場工																																																																																																																																																																																																																																																													
	2-1-1-0	着定基質製作工																																																																																																																																																																																																																																																													
	2-1-1-1	単体着定基質製作	高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の10%程度、1組につき3枚程度		全数																																																																																																																																																																																																																																																								
			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の10%程度		全数																																																																																																																																																																																																																																																								
			ブロック外観	製作後	製作個数の10%程度		全数																																																																																																																																																																																																																																																								
			製作個数	製作後	全景		全景 1枚																																																																																																																																																																																																																																																								
	2-1-1-2	組立着定基質製作					組立魚礁製作を適用する。																																																																																																																																																																																																																																																								
	2-1-2-0	石材着定基質工																																																																																																																																																																																																																																																													
	2-1-2-1	石材着定基質(囲い礁)	延長、法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所1回		全数																																																																																																																																																																																																																																																								
			据付個数	施工中	全数		代表箇所 1枚																																																																																																																																																																																																																																																								
			出来ばえ	施工前後	40m又は1施工箇所1回		全数																																																																																																																																																																																																																																																								
			法線方向の出入り	施工後	40m又は1施工箇所1回		全数																																																																																																																																																																																																																																																								
			材料数量(検収状況)	施工前	検収回数1割程度		適宜																																																																																																																																																																																																																																																								
2-1-3-0	着定基質設置工																																																																																																																																																																																																																																																														
2-1-3-1	着定基質設置 (投入指示あり)	出来ばえ	施工後	最低5力所		全数																																																																																																																																																																																																																																																									
		据付個数	施工中	全数		代表箇所 1枚																																																																																																																																																																																																																																																									
2-1-3-2	着定基質設置 (投入指示なし)	出来ばえ測定状況	施行前後	適宜		全数																																																																																																																																																																																																																																																									
		沈設個数	施工中	全数		代表箇所 1枚																																																																																																																																																																																																																																																									

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																																																																									
II-施管-42	<p style="text-align: center;">撮 影 箇 所 一 覧 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番 号</th> <th>工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮 影 項 目</th> <th>撮 影 時 期</th> <th>撮 影 頻 度</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">出来形管理写真</td> <td>4-0-0-0</td> <td>産卵礁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-1-0-0</td> <td>産卵礁工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-1-1-0</td> <td>産卵礁製作工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-1-1-1</td> <td rowspan="4">産卵礁製作</td> <td>高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠 主要寸法</td> <td>型枠搬入時</td> <td>型枠組数の5%程度、1組につ き3枚程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄筋寸法、数量、組立状況</td> <td>配筋後</td> <td>製作個数の5%程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブロック外観</td> <td>製作後</td> <td>製作個数の5%程度</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>製作個数</td> <td>製作後</td> <td>全景</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-1-2-0</td> <td>産卵礁設置工</td> <td>2-1-1-3に準拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-1-3-0</td> <td>産卵礁沈設工</td> <td>2-1-1-4に準拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-0-0-0</td> <td>産卵藻場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>6-0-0-0</td> <td>保護礁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>7-0-0-0</td> <td>人工干潟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7-1-0-0</td> <td>砂溜堤工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7-1-1-0</td> <td>砂溜堤設置工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7-1-1-1</td> <td>サンドチューブ設置</td> <td>延長、天端高、法線方向の出入り</td> <td>施工後</td> <td>50m又は1施工箇所</td> <td>に1回</td> </tr> <tr> <td>7-1-1-2</td> <td>サンドバッグ設置</td> <td>延長、天端高、法線方向の出入り</td> <td>施工後</td> <td>50m又は1施工箇所</td> <td>に1回</td> </tr> <tr> <td>7-2-0-0</td> <td>海上盛砂工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7-2-1-0</td> <td>盛砂工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7-2-1-1</td> <td>盛砂投入、盛砂均し</td> <td>延長、基準高、幅</td> <td>施工後</td> <td>50m又は1施工箇所</td> <td>に1回</td> </tr> </tbody> </table>	区分	番 号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考	出来形管理写真	4-0-0-0	産卵礁					4-1-0-0	産卵礁工					4-1-1-0	産卵礁製作工					4-1-1-1	産卵礁製作	高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠 主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の5%程度、1組につ き3枚程度			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の5%程度			ブロック外観	製作後	製作個数の5%程度			製作個数	製作後	全景		4-1-2-0	産卵礁設置工	2-1-1-3に準拠				4-1-3-0	産卵礁沈設工	2-1-1-4に準拠				5-0-0-0	産卵藻場				類似工種適用	6-0-0-0	保護礁				類似工種適用	7-0-0-0	人工干潟					7-1-0-0	砂溜堤工					7-1-1-0	砂溜堤設置工					7-1-1-1	サンドチューブ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所	に1回	7-1-1-2	サンドバッグ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所	に1回	7-2-0-0	海上盛砂工					7-2-1-0	盛砂工					7-2-1-1	盛砂投入、盛砂均し	延長、基準高、幅	施工後	50m又は1施工箇所	に1回	<p style="text-align: center;">撮 影 箇 所 一 覧 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番 号</th> <th>工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮 影 項 目</th> <th>撮 影 時 期</th> <th>撮 影 頻 度</th> <th>整理条件 (原本を本方提出する 場合のみ)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">出来形管理写真</td> <td>2-0-0-0</td> <td>増殖場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1-0-0</td> <td>増殖場工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1-4-0</td> <td>砂溜堤設置工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1-4-1</td> <td>サンドチューブ設置</td> <td>延長、天端高、法線方向の出入り</td> <td>施工後</td> <td>50m又は1施工箇所</td> <td>に1回</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>2-1-4-2</td> <td>サンドバッグ設置</td> <td>延長、天端高、法線方向の出入り</td> <td>施工後</td> <td>50m又は1施工箇所</td> <td>に1回</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>2-2-0-0</td> <td>海上盛砂工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-2-1-0</td> <td>盛砂工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-2-1-1</td> <td>盛砂投入、盛砂均し</td> <td>延長、基準高、幅</td> <td>施工後</td> <td>50m又は1施工箇所</td> <td>に1回</td> <td>全数</td> </tr> <tr> <td>3-0-0-0</td> <td>産卵藻場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>4-0-0-0</td> <td>保護礁</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	番 号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	整理条件 (原本を本方提出する 場合のみ)	備 考	出来形管理写真	2-0-0-0	増殖場						2-1-0-0	増殖場工						2-1-4-0	砂溜堤設置工						2-1-4-1	サンドチューブ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所	に1回	全数	2-1-4-2	サンドバッグ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所	に1回	全数	2-2-0-0	海上盛砂工						2-2-1-0	盛砂工						2-2-1-1	盛砂投入、盛砂均し	延長、基準高、幅	施工後	50m又は1施工箇所	に1回	全数	3-0-0-0	産卵藻場					類似工種適用	4-0-0-0	保護礁					類似工種適用																																				<p>工種体系見直し による修正</p>
区分	番 号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	備 考																																																																																																																																																																																																																																						
出来形管理写真	4-0-0-0	産卵礁																																																																																																																																																																																																																																										
	4-1-0-0	産卵礁工																																																																																																																																																																																																																																										
	4-1-1-0	産卵礁製作工																																																																																																																																																																																																																																										
	4-1-1-1	産卵礁製作	高さ、幅、奥行き、部材圧などの型枠 主要寸法	型枠搬入時	型枠組数の5%程度、1組につ き3枚程度																																																																																																																																																																																																																																							
			鉄筋寸法、数量、組立状況	配筋後	製作個数の5%程度																																																																																																																																																																																																																																							
			ブロック外観	製作後	製作個数の5%程度																																																																																																																																																																																																																																							
			製作個数	製作後	全景																																																																																																																																																																																																																																							
	4-1-2-0	産卵礁設置工	2-1-1-3に準拠																																																																																																																																																																																																																																									
	4-1-3-0	産卵礁沈設工	2-1-1-4に準拠																																																																																																																																																																																																																																									
	5-0-0-0	産卵藻場				類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																						
	6-0-0-0	保護礁				類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																						
	7-0-0-0	人工干潟																																																																																																																																																																																																																																										
	7-1-0-0	砂溜堤工																																																																																																																																																																																																																																										
	7-1-1-0	砂溜堤設置工																																																																																																																																																																																																																																										
	7-1-1-1	サンドチューブ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所	に1回																																																																																																																																																																																																																																						
7-1-1-2	サンドバッグ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所	に1回																																																																																																																																																																																																																																							
7-2-0-0	海上盛砂工																																																																																																																																																																																																																																											
7-2-1-0	盛砂工																																																																																																																																																																																																																																											
7-2-1-1	盛砂投入、盛砂均し	延長、基準高、幅	施工後	50m又は1施工箇所	に1回																																																																																																																																																																																																																																							
区分	番 号	工事区分・工種・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	整理条件 (原本を本方提出する 場合のみ)	備 考																																																																																																																																																																																																																																					
出来形管理写真	2-0-0-0	増殖場																																																																																																																																																																																																																																										
	2-1-0-0	増殖場工																																																																																																																																																																																																																																										
	2-1-4-0	砂溜堤設置工																																																																																																																																																																																																																																										
	2-1-4-1	サンドチューブ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所	に1回	全数																																																																																																																																																																																																																																					
	2-1-4-2	サンドバッグ設置	延長、天端高、法線方向の出入り	施工後	50m又は1施工箇所	に1回	全数																																																																																																																																																																																																																																					
	2-2-0-0	海上盛砂工																																																																																																																																																																																																																																										
	2-2-1-0	盛砂工																																																																																																																																																																																																																																										
	2-2-1-1	盛砂投入、盛砂均し	延長、基準高、幅	施工後	50m又は1施工箇所	に1回	全数																																																																																																																																																																																																																																					
	3-0-0-0	産卵藻場					類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																					
	4-0-0-0	保護礁					類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																					

水産土木工事共通仕様書 新旧対照表（令和7年 3月 1日以降入札の工事より適用）

掲載頁	現行	改定	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
II-施管-43	<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19">出来形管理写真</td> <td>8-0-0-0</td> <td>消波堤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ブロック堤に限る。</td> </tr> <tr> <td>8-1-0-0</td> <td>消波堤堤体工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8-1-1-0</td> <td>消波ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8-1-1-1</td> <td>海岸ブロック製作</td> <td>2-1-1-1に準拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8-1-1-2</td> <td>海岸ブロック運搬据付・直接据付</td> <td>天端延長、天端幅、天端高、遺形からの出入り 施設近景(内測、外側、小口)</td> <td>施工後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8-2-0-0</td> <td>消波堤基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8-2-1-0</td> <td>捨石工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8-2-1-1</td> <td>捨石投入、捨石均し</td> <td>天端延長、天端幅、基準高、法面</td> <td>施工後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8-2-2-0</td> <td>被覆工</td> <td>8-1-1-0に準拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9-0-0-0</td> <td>離岸堤</td> <td>8-0-0-0に準拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10-0-0-0</td> <td>潜堤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>11-0-0-0</td> <td>堤防・護岸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>12-0-0-0</td> <td>防水堤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>13-0-0-0</td> <td>導流堤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>99-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>99-1-0-0</td> <td>仮設工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。</td> </tr> <tr> <td>99-2-0-0</td> <td>共通仮設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。</td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>0-0-0-0</td> <td>被災状況</td> <td>被災状況及び被災規模等</td> <td>被災前、被災中、被災後</td> <td>その都度</td> <td>被災前は付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td>事故</td> <td>0-0-0-0</td> <td>事故報告</td> <td>事故の状況</td> <td>発生前、発生直後、発生後</td> <td>その都度</td> <td>発生前は、付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0-0-0-0</td> <td>補償関係</td> <td>被害又は損害状況等</td> <td>発生前、発生時、発生後</td> <td>その都度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0-0-0-0</td> <td>環境対策・現場環境改善等</td> <td>各施設設置状況</td> <td>設置後</td> <td>各種毎に1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考	出来形管理写真	8-0-0-0	消波堤				ブロック堤に限る。	8-1-0-0	消波堤堤体工					8-1-1-0	消波ブロック工					8-1-1-1	海岸ブロック製作	2-1-1-1に準拠				8-1-1-2	海岸ブロック運搬据付・直接据付	天端延長、天端幅、天端高、遺形からの出入り 施設近景(内測、外側、小口)	施工後	40m又は1施工箇所1回		8-2-0-0	消波堤基礎工					8-2-1-0	捨石工					8-2-1-1	捨石投入、捨石均し	天端延長、天端幅、基準高、法面	施工後	40m又は1施工箇所1回		8-2-2-0	被覆工	8-1-1-0に準拠				9-0-0-0	離岸堤	8-0-0-0に準拠				10-0-0-0	潜堤				類似工種適用	11-0-0-0	堤防・護岸				類似工種適用	12-0-0-0	防水堤				類似工種適用	13-0-0-0	導流堤				類似工種適用	99-0-0-0	全工事共通					99-1-0-0	仮設工				契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。	99-2-0-0	共通仮設				契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。	災害	0-0-0-0	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災前、被災中、被災後	その都度	被災前は付近の写真でも可	事故	0-0-0-0	事故報告	事故の状況	発生前、発生直後、発生後	その都度	発生前は、付近の写真でも可	その他	0-0-0-0	補償関係	被害又は損害状況等	発生前、発生時、発生後	その都度		その他	0-0-0-0	環境対策・現場環境改善等	各施設設置状況	設置後	各種毎に1回		<p style="text-align: center;">撮影箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)</th> <th>撮影項目</th> <th>撮影時期</th> <th>撮影頻度</th> <th>整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="19">出来形管理写真</td> <td>5-0-0-0</td> <td>消波堤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ブロック堤に限る。</td> </tr> <tr> <td>5-1-0-0</td> <td>消波堤堤体工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-1-1-0</td> <td>消波ブロック工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-1-1-1</td> <td>海岸ブロック製作</td> <td>2-1-1-1に準拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-1-1-2</td> <td>海岸ブロック運搬据付・直接据付</td> <td>天端延長、天端幅、天端高、遺形からの出入り 施設近景(内測、外側、小口)</td> <td>施工後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-2-0-0</td> <td>消波堤基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-2-1-0</td> <td>捨石工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-2-1-1</td> <td>捨石投入、捨石均し</td> <td>天端延長、天端幅、基準高、法面</td> <td>施工後</td> <td>40m又は1施工箇所1回</td> <td>全数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-2-2-0</td> <td>被覆工</td> <td>5-1-1-0に準拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-0-0-0</td> <td>離岸堤</td> <td>5-0-0-0に準拠</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7-0-0-0</td> <td>潜堤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>8-0-0-0</td> <td>堤防・護岸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>9-0-0-0</td> <td>防水堤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>10-0-0-0</td> <td>導流堤</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>類似工種適用</td> </tr> <tr> <td>99-0-0-0</td> <td>全工事共通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>99-1-0-0</td> <td>仮設工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。</td> </tr> <tr> <td>99-2-0-0</td> <td>共通仮設</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。</td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>0-0-0-0</td> <td>被災状況</td> <td>被災状況及び被災規模等</td> <td>被災前、被災中、被災後</td> <td>その都度</td> <td>適宜</td> <td>被災前は付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td>事故</td> <td>0-0-0-0</td> <td>事故報告</td> <td>事故の状況</td> <td>発生前、発生直後、発生後</td> <td>その都度</td> <td>適宜</td> <td>発生前は、付近の写真でも可</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0-0-0-0</td> <td>補償関係</td> <td>被害又は損害状況等</td> <td>発生前、発生時、発生後</td> <td>その都度</td> <td>適宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0-0-0-0</td> <td>環境対策・現場環境改善等</td> <td>各施設設置状況</td> <td>設置後</td> <td>各種毎に1回</td> <td>全数</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考	出来形管理写真	5-0-0-0	消波堤					ブロック堤に限る。	5-1-0-0	消波堤堤体工						5-1-1-0	消波ブロック工						5-1-1-1	海岸ブロック製作	2-1-1-1に準拠					5-1-1-2	海岸ブロック運搬据付・直接据付	天端延長、天端幅、天端高、遺形からの出入り 施設近景(内測、外側、小口)	施工後	40m又は1施工箇所1回	全数		5-2-0-0	消波堤基礎工						5-2-1-0	捨石工						5-2-1-1	捨石投入、捨石均し	天端延長、天端幅、基準高、法面	施工後	40m又は1施工箇所1回	全数		5-2-2-0	被覆工	5-1-1-0に準拠					6-0-0-0	離岸堤	5-0-0-0に準拠					7-0-0-0	潜堤					類似工種適用	8-0-0-0	堤防・護岸					類似工種適用	9-0-0-0	防水堤					類似工種適用	10-0-0-0	導流堤					類似工種適用	99-0-0-0	全工事共通						99-1-0-0	仮設工					契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。	99-2-0-0	共通仮設					契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。	災害	0-0-0-0	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災前、被災中、被災後	その都度	適宜	被災前は付近の写真でも可	事故	0-0-0-0	事故報告	事故の状況	発生前、発生直後、発生後	その都度	適宜	発生前は、付近の写真でも可	その他	0-0-0-0	補償関係	被害又は損害状況等	発生前、発生時、発生後	その都度	適宜		その他	0-0-0-0	環境対策・現場環境改善等	各施設設置状況	設置後	各種毎に1回	全数		<p>工種体系見直しによる修正</p>
区分	番号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
出来形管理写真	8-0-0-0	消波堤				ブロック堤に限る。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	8-1-0-0	消波堤堤体工																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	8-1-1-0	消波ブロック工																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	8-1-1-1	海岸ブロック製作	2-1-1-1に準拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	8-1-1-2	海岸ブロック運搬据付・直接据付	天端延長、天端幅、天端高、遺形からの出入り 施設近景(内測、外側、小口)	施工後	40m又は1施工箇所1回																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	8-2-0-0	消波堤基礎工																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	8-2-1-0	捨石工																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	8-2-1-1	捨石投入、捨石均し	天端延長、天端幅、基準高、法面	施工後	40m又は1施工箇所1回																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	8-2-2-0	被覆工	8-1-1-0に準拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	9-0-0-0	離岸堤	8-0-0-0に準拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	10-0-0-0	潜堤				類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	11-0-0-0	堤防・護岸				類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	12-0-0-0	防水堤				類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	13-0-0-0	導流堤				類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	99-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	99-1-0-0	仮設工				契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	99-2-0-0	共通仮設				契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	災害	0-0-0-0	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災前、被災中、被災後	その都度	被災前は付近の写真でも可																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	事故	0-0-0-0	事故報告	事故の状況	発生前、発生直後、発生後	その都度	発生前は、付近の写真でも可																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他	0-0-0-0	補償関係	被害又は損害状況等	発生前、発生時、発生後	その都度																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
その他	0-0-0-0	環境対策・現場環境改善等	各施設設置状況	設置後	各種毎に1回																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
区分	番号	工事区分・工程・種別・細目 (レベル1・2・3・4)	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	整理条件 (原本をネガ提出する場合のみ)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
出来形管理写真	5-0-0-0	消波堤					ブロック堤に限る。																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	5-1-0-0	消波堤堤体工																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	5-1-1-0	消波ブロック工																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	5-1-1-1	海岸ブロック製作	2-1-1-1に準拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	5-1-1-2	海岸ブロック運搬据付・直接据付	天端延長、天端幅、天端高、遺形からの出入り 施設近景(内測、外側、小口)	施工後	40m又は1施工箇所1回	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	5-2-0-0	消波堤基礎工																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	5-2-1-0	捨石工																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	5-2-1-1	捨石投入、捨石均し	天端延長、天端幅、基準高、法面	施工後	40m又は1施工箇所1回	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	5-2-2-0	被覆工	5-1-1-0に準拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	6-0-0-0	離岸堤	5-0-0-0に準拠																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	7-0-0-0	潜堤					類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	8-0-0-0	堤防・護岸					類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	9-0-0-0	防水堤					類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	10-0-0-0	導流堤					類似工種適用																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	99-0-0-0	全工事共通																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	99-1-0-0	仮設工					契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	99-2-0-0	共通仮設					契約対象物は、工事目的物に準じた管理をすること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	災害	0-0-0-0	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災前、被災中、被災後	その都度	適宜	被災前は付近の写真でも可																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	事故	0-0-0-0	事故報告	事故の状況	発生前、発生直後、発生後	その都度	適宜	発生前は、付近の写真でも可																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
その他	0-0-0-0	補償関係	被害又は損害状況等	発生前、発生時、発生後	その都度	適宜																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他	0-0-0-0	環境対策・現場環境改善等	各施設設置状況	設置後	各種毎に1回	全数																																																																																																																																																																																																																																																																																																							